

【資料 62】 和光市指定緊急輸送道路路線名

| 路線名       |               | 区間                       |
|-----------|---------------|--------------------------|
| 優先順位<br>1 | 国道 254 号線バイパス | 朝霞市との市境～市道 378 号線        |
|           | 国道 298 号線     | 戸田市との市境～市道 528・529 号線    |
|           | 国道 254 号線     | 和光市内全線                   |
|           | 主要地方道練馬川口線    | 和光市内全線                   |
|           | 一般県道新座和光線     | 和光市内全線                   |
|           | 一般県道和光志木線     | 一般県道新座・和光線～朝霞市との市境       |
|           | 一般県道新倉蕨線      | 一般県道和光・志木線～主要地方道和光インター線  |
|           | 主要地方道和光インター線  | 一般県道練馬・川口線～市道 522・524 号線 |
|           | 県道東京・朝霞線      | 和光市内部分                   |
| 優先順位<br>2 | 市道 1 号線       | 市道 412 号線～全線             |
|           | 市道 378 号線     | 国道 254 号線バイパス～一般県道新倉・蕨線  |
|           | 市道 404 号線     | 市道 408 号線～主要地方道練馬川口線     |
|           | 市道 406 号線     | 一般県道新座・和光線～国道 254 号線     |
|           | 市道 407 号線     | 国道 254 号線～市道 476 号線      |
|           | 市道 408 号線     | 主要地方道練馬川口線～全線            |
|           | 市道 412 号線     | 全線                       |
|           | 市道 475 号線     | 一般県道新倉蕨線～一般県道新座和光線       |
|           | 市道 476 号線     | 国道 254 号線～市道 404 号線      |
|           | 市道 481 号線     | 市道 476 号線～市道 408 号線      |
|           | 市道 511 号線     | 主要地方道新座和光線～国道 254 号線     |
|           | 市道 522 号線     | 主要地方道和光インター線～練馬区との区境     |
|           | 市道 524 号線     | 主要地方道和光インター線～練馬区との区境     |
|           | 市道 526 号線     | 主要地方道和光インター線～市道 2002 号線  |
|           | 市道 527 号線     | 主要地方道和光インター線～市道 2002 号線  |
|           | 市道 528 号線     | 国道 298 号線～主要地方道和光インター線   |
|           | 市道 529 号線     | 国道 298 号線～主要地方道和光インター線   |
|           | 市道 537 号線     | 一般県道新倉蕨線～主要地方道練馬川口線      |
|           | 市道 2002 号線    | 市道 475 号線～主要地方道練馬川口線     |

備考 一般国道及び主要県道については、既に埼玉県地域防災計画の中で緊急輸送道路として指定しているが、市としても緊急輸送道路として和光市地域防災計画の中に位置付ける。

## 【資料 63】 和光市近傍飛行場場外離着陸場一覧表

| 番号 | 場外着名称                    | 地名番地            | 管理者                     | 管轄消防                        | 散水 | 車両<br>進入 | 入口<br>施錠 |
|----|--------------------------|-----------------|-------------------------|-----------------------------|----|----------|----------|
| 1  | 和光市立第三中学校<br>校庭          | 和光市南 2-2-1      | 和光市<br>教育委員会            | 朝霞地区一部事務<br>組合埼玉県南西部<br>消防局 | 要  | 可        | 施錠       |
| 2  | 和光市荒川河川敷運<br>動公園         | 和光市下新倉<br>河川敷   | 和光市役所                   | 同 上                         | 要  | 可        | 施錠       |
| 3  | 朝霞市中央公園グラ<br>ンド（総合グラウンド） | 朝霞市青葉台<br>1-9-1 | 朝霞市役所                   | 同 上                         | 要  | 可        | 施錠       |
| 4  | 東洋大学（朝霞校舎<br>2号館）グラウンド   | 朝霞市岡<br>2-11-10 | 東洋大学<br>朝霞校舎<br>総務課     | 同 上                         | 要  | 可        | 施錠       |
| 5  | 埼玉県新座防災基地                | 新座市新塚<br>5077-1 | 埼玉県危機<br>管理防災部<br>消防防災課 | 同 上                         | 否  | 可        | 施錠       |
| 6  | 新座市総合運動公園<br>（陸上競技場）     | 新座市本多<br>2-8-16 | 総合運動<br>公園管理<br>事務所     | 同 上                         | 否  | 可        | 施錠       |
| 7  | 志木市営グラウンド第<br>5 球場       | 志木市大字宗岡<br>河川敷  | 志木市<br>教育委員会            | 同 上                         | 否  | 否        | なし       |

## 【資料 64】 緊急通行車両等の確認事務処理要領

（目的）

第 1 条 この要領は、災害対策基本法施行令（昭和 37 年政令第 288 号）第 33 条及び大規模地震対策特別措置法施行令（昭和 53 年政令第 385 号）第 12 条の規定に基づき、知事が行う緊急通行車両及び緊急輸送車両（以下「緊急通行車両等」という。）の確認事務の処理について、必要な事項を定めることを目的とする。

（緊急通行車両等の要件）

第 2 条 災害応急対策のため、緊急通行車両として確認する車両は、次の各号（災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 50 条第 1 項の各号）の一に該当する事項の業務に従事する車両とする。

- (1) 警報の発令及び伝達並びに避難の勧告又は指示に関する事項
- (2) 消防、水防その他の応急措置に関する事項
- (3) 被災者の救難、救助その他の保護に関する事項
- (4) 災害を受けた児童及び生徒の応急の教育に関する事項
- (5) 施設及び設備の応急の復旧に関する事項
- (6) 清掃、防疫その他保健衛生に関する事項
- (7) 犯罪の予防、交通の規制その他災害地における社会秩序の維持に関する事項
- (8) 緊急輸送の確保に関する事項
- (9) 前各号に掲げるもののほか、災害の発生の防衛又は拡大の防止のための措置に関する事項

2 大規模地震対策特別措置法に基づく地震防災応急対策のため、緊急輸送車両として確認する車両は、次の各号（大規模地震対策特別措置法（昭和 53 年法律第 73 号）第 21 条第 1 項の各号）の一に該当する事項の業務に従事する車両とする。

- (1) 地震予知情報の伝達及び避難の勧告又は指示に関する事項
- (2) 消防、水防その他の応急措置に関する事項
- (3) 応急の救護を要すると認められる者の救護その他の保護に関する事項
- (4) 施設及び設備の整備及び点検に関する事項
- (5) 犯罪の予防、交通の規制その他当該大規模な地震により地震災害を受けるおそれのある地域における社会秩序の維持に関する事項
- (6) 緊急輸送の確保に関する事項
- (7) 地震災害が発生した場合における食糧、医薬品その他の物資の確保、清掃、防疫その他の保健衛生に関する措置その他応急措置を実施するため必要な体制の整備に関する事項
- (8) 前各号に掲げるもののほか、地震災害の発生の防止又は軽減を図るための措置に関する事項

（確認機関）

第 3 条 県有の車両、雇上車両及び業務の委託並びに協定に伴い必要となる車両（以下「関係車両」という。）の確認については、危機管理防災部長が行う。

2 前項に規定するもの以外の車両の確認については、各警察署長が行う。

3 緊急やむを得ない場合等においては、前 2 項の規定にかかわらず、埼玉県災害対策本部要綱別表第 3 又は同表第 4 に掲げる、現地災害対策本部長又は支部長に充てられる者が確認を行うことができる。

（確認）

第 4 条 第 2 条の規定による確認は、車両の使用者（以下「使用者」という。）の申出により、その都度行うものとする。

2 前項の申請受理は、緊急通行車両等確認申請書（様式第 1）によるものとする。

（事前届出）

第 5 条 第 3 条に規定する車両のうち、災害応急対策又は地震防災応急対策に使用することがあらかじめ決定されているものについては、確認手続の省力化を図るため、使用者の申出により、第 3 条の各確認機関において、事前に緊急通行車両等に該当するか審査（以下「事前届出」という。）を行うことができる。

2 前項の申請は、緊急通行車両等事前届出書（様式第 5 の 1）によるものとする。

## VI資料編

### 【資料 64】 緊急通行車両等の確認事務処理要領

- 3 審査の結果、緊急通行車両等に該当すると認められたものについては、緊急通行車両等事前届出済証（様式第5の2）を申請者に交付する。

（標章及び証明書の交付）

第6条 各確認機関は、第4条の確認を行ったときは、当該使用者に対し、災害対策基本法施行規則（昭和37年総理府令第52号）第6条第1項及び大規模地震対策特別措置法施行規則（昭和54年総理府令第38号）第6条の規定による緊急通行車両等の標章（様式第2）及び緊急通行車両等確認証明書（様式第3）（以下「標章等」という。）を交付するものとする。

- 2 各確認機関は、届出済車両についての確認の申請があった場合には、第4条の緊急通行車両等確認申請書（様式第1）に代えて緊急通行車両等事前届出済証（様式第5の2）を提出させて確認を行うものとする。この場合においては、確認のための審査は省略できるものとする。

（標章等の再交付）

第7条 緊急通行車両等として確認を受けた車両の使用者から標章等の亡失等の申出があったときは、再交付の申請をさせたうえ、標章等の再交付を行うものとする。

（使用者等に対する指導等）

第8条 使用者に標章等を交付する際には、次のことを教示するものとする

- (1) 標章は、助手席側の内側ウインドウガラス上部の運転者の視界を妨げず、前面から見やすい箇所に貼付すること
- (2) 緊急通行車両等確認証明書は、当該車両に常に備え付け、警察官等から提示を求められたときは、これを提示すること
- (3) 標章等を不正に使用しないこと
- (4) 次の各号の一に該当するときは、すみやかに当該標章等の返還をしなければならないこと
  - ア 緊急通行車両等としての緊急業務が終了したとき
  - イ 緊急通行車両等確認証明書の記載事項に変更が生じたとき
  - ウ 緊急通行車両等が廃車になったとき
  - エ その他緊急通行車両等としての必要がなくなったとき

（標章等の整理）

第9条 各確認機関は、緊急通行車両等事前届出済証及び標章等の交付状況を明らかにするために、緊急通行車両等確認申請受理簿（様式第4）を備え、その整理をしなければならない。

附 則

この要領は、昭和54年10月9日から施行する。

附 則

この要領は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成19年1月26日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年10月23日から施行する。

なお、様式第1、様式5については、当分の間、改定前の様式についても使用できるものとする。

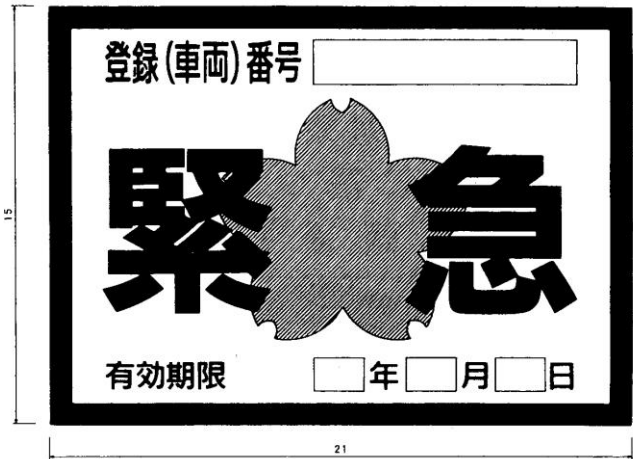
附 則

この要領は、平成21年11月4日から施行する。

様式第 1

|                                            |     |         |
|--------------------------------------------|-----|---------|
| 緊急通行車両等確認申請書                               |     |         |
| (あて先)<br>埼玉県知事 様                           |     | 年 月 日   |
| 住所<br>申請者<br>氏 名                           |     | 印       |
| 下記により、緊急通行（輸送）車両であることの確認を受けたいので申請します。<br>記 |     |         |
| 番号標に表示されている番号                              |     |         |
| 車両の用途（緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名）             |     |         |
| 使用者                                        | 住所  | ( ) 局 番 |
|                                            | 氏 名 |         |
| 通行日時                                       |     |         |
| 通行経路                                       | 出発地 | 目的地     |
|                                            |     |         |
| 備考                                         |     |         |

様式第 2



備考

- 1 色彩は、記号を黄色、縁及び「緊急」の文字を赤色、「登録（車両）番号」、「有効期限」、「年」、「月」及び「日」の文字を黒色、登録（車両）番号並びに年、月及び日を表示する部分を白色、地を銀色とする。
- 2 記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する処置を施すものとする。
- 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

## 様式第 3

|                                |       |         |       |  |
|--------------------------------|-------|---------|-------|--|
| 第 号                            |       |         | 年 月 日 |  |
| 緊急通行車両等確認証明書                   |       |         |       |  |
| 埼 玉 県 知 事 印                    |       |         |       |  |
| 番号標に表示されている番号                  |       |         |       |  |
| 車両の用途（緊急輸送を行う車両にあつては、輸送人員又は品名） |       |         |       |  |
| 使用者                            | 住 所   | ( ) 局 番 |       |  |
|                                | 氏 名   |         |       |  |
| 通 行 日 時                        |       |         |       |  |
| 通 行 経 路                        | 出 発 地 |         | 目 的 地 |  |
|                                |       |         |       |  |
| 備 考                            |       |         |       |  |

様式第 4

緊急通行車両等確認申請受理簿（届出済証・標章等）

| 交 付<br><br>番 号 | 登 録 番 号 | 使 用 者 氏 名<br><br>( 機 関 名 ) | 交 付 年 月 日 | 管 轄 支 部 | 管 轄 警 察 署 | 備 考 |
|----------------|---------|----------------------------|-----------|---------|-----------|-----|
|                |         |                            |           |         |           |     |
|                |         |                            |           |         |           |     |
|                |         |                            |           |         |           |     |
|                |         |                            |           |         |           |     |
|                |         |                            |           |         |           |     |
|                |         |                            |           |         |           |     |
|                |         |                            |           |         |           |     |
|                |         |                            |           |         |           |     |
|                |         |                            |           |         |           |     |
|                |         |                            |           |         |           |     |

（注）用紙は、日本工業規格 A 4 とする。

様式第 5 の 1

様式第 5 の 2

様式第 5 の 1

災害応急対策用  
緊急通行車両等事前届出書  
平成 年 月 日  
(あて先)  
埼玉県知事  
  
申請者  
機関等の所在地（住所）  
  
機関等の名称  
  
氏名 印  
  
電話 ( )  
【担当係 担当者】

番号標に表示さ  
れている番号

車両の用途（緊急  
輸送を行う車両  
にあっては、輸送  
人員又は品名）

住 所

氏 名

出 発 地

(注) この届出書は、作成の上、危機管理防災部  
(消防防災課) に提出してください。

様式第 5 の 2

第 号  
  
緊急通行車両等事前届出済証  
  
左記のとおり事前届出を受けたことを証する。  
  
平成 年 月 日  
  
埼 玉 県 知 事 印

(注) 1 警戒宣言発令時又は大規模災害発生に伴う  
交通規制が実施された場合には、この届出済  
証を災害対策本部又は支部に提出して、所要  
の手続きを受けてください。  
2 届出内容に変更が生じ又は本届出済証を亡  
失し、滅失し、汚損し、破損した場合には、  
再度申請し再交付を受けてください。  
3 次に該当するときは、本届出済証を返還し  
てください。  
(1) 緊急通行車両等に該当しなくなったとき  
(2) 緊急通行車両等が廃車となったとき  
(3) その他緊急通行車両等としての必要がな  
くなったとき

（備考）用紙は、日本工業規格 A 4 とする。

資料編－105

## 【資料 65】 和光市避難行動要支援者避難支援計画（個別計画書）の様式

様式第3号(第5条関係)

(表)

和光市避難行動要支援者避難支援計画(個別計画)書

秘

年 月 日

|             |            |          |                |                                                         |      |
|-------------|------------|----------|----------------|---------------------------------------------------------|------|
| 自治会         |            |          | 小学校区名          |                                                         |      |
| フリガナ        |            |          | 生年月日           | 年 月 日 生                                                 |      |
| 氏 名         |            |          | 年齢             | ( 歳 )                                                   |      |
| 住 所         | 〒          |          | 自宅電話 ( F A X ) |                                                         |      |
|             |            |          | 携帯電話           |                                                         |      |
| 代理記載及び申請の場合 | 氏名         |          |                | 登録者との関係                                                 |      |
| 緊急時の家族等の連絡先 | 氏名         |          |                | 続柄                                                      | 生年月日 |
|             | 住所         | 〒        |                |                                                         | 自宅電話 |
|             |            |          |                |                                                         | 携帯電話 |
|             | 氏名         |          |                | 続柄                                                      | 生年月日 |
|             | 住所         | 〒        |                |                                                         | 自宅電話 |
|             |            |          |                |                                                         | 携帯電話 |
|             | 家族構成、同居状況等 |          | 居住建物の構造        |                                                         |      |
|             |            |          | 普段いる部屋         |                                                         |      |
|             |            | 寝室の位置    |                |                                                         |      |
|             |            | 緊急通報システム |                | <input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし |      |
| かかりつけ医      | 医療機関名      |          |                | T E L                                                   |      |
|             | 医療機関名      |          |                | T E L                                                   |      |

|                           |                 |                 |      |  |      |      |
|---------------------------|-----------------|-----------------|------|--|------|------|
| 対象者区分                     |                 |                 |      |  |      |      |
| 要支援者の状況                   |                 |                 |      |  |      |      |
| 避難支援者<br>(避難誘導、<br>安否確認等) | 第1              | 氏名              |      |  | 続柄   | 生年月日 |
|                           |                 | 住所              | 〒    |  |      | 自宅電話 |
|                           |                 |                 |      |  | 携帯電話 |      |
|                           |                 | 第2              | 氏名   |  |      | 続柄   |
|                           | 住所              |                 | 〒    |  |      | 自宅電話 |
|                           |                 |                 |      |  | 携帯電話 |      |
|                           |                 | 第3              | 氏名   |  |      | 続柄   |
|                           | 住所              |                 | 〒    |  |      | 自宅電話 |
|                           |                 |                 |      |  | 携帯電話 |      |
|                           |                 | 治療中の病気<br>又は障害名 |      |  |      |      |
|                           | 治療(障害)内容        |                 |      |  |      |      |
|                           | 補装具、医療や介護に必要な器具 | 器 具 名           |      |  |      |      |
| メーカー名                     |                 |                 |      |  |      |      |
| 取扱店連絡先                    |                 |                 |      |  |      |      |
| 支援時の留意事項                  |                 |                 |      |  |      |      |
| 避難場所①                     |                 |                 | 民生委員 |  |      |      |
| 避難場所②                     |                 |                 | 自宅電話 |  | 消防団  |      |



|     |  |
|-----|--|
| (裏) |  |
| 地図  |  |
| 備考  |  |

## 【資料 66】 避難所用多言語シート（一例）

### 1 会話シート

#### (1) 会話シートの意義

震災発生から 2～3 日の期間は、混乱により避難所においても通訳ボランティア等が十分に活動できないことが予想される。

しかし、その間にも外国人のニーズをできるだけ把握し、不安を取り除くために、最低限の意思疎通を図る必要がある。

そのためには、外国語を話すことが出来ない職員やボランティア等でも指し示すことにより外国人との会話が可能となる一問一答形式の多言語会話シート（英語・中国語・ポルトガル語・スペイン語・韓国・朝鮮語・タガログ語、やさしい日本語）を作成し、各避難所に設置することが有効である。

#### (2) 一例

##### ① 担当者：何語が話せますか。

外国人：英語・中国語・ポルトガル語・スペイン語・ハングル・タガログ語

##### ② 担当者：国籍、住所、携帯電話、お名前を書いてください。

##### ③ 担当者：どこかがををしているところがありますか。

外国人：けが（頭・足・手・お腹・その他） けがしていない

担当者：救護所があります。行ってください。

##### ④ 担当者：具合はいかがですか。

外国人：熱がある・咳が出る・息苦しい・しびれがある・眠れない・問題ない

担当者：救護所があります。行ってください。

##### ⑤ 担当者：必要なものはありますか。

外国人：食べ物・水・衣類・薬・特にない

担当者：（パターン 1）支給がありますから、お待ちください。

担当者：（パターン 2）持ってきます。

##### ⑥ 担当者：家族の安否は確認出来ていますか。

外国人：確認できている。確認できていない。

担当者：家族の方の名前を書いてください。

担当者：情報があるかもしれません。しばらくお待ちください。

##### ⑦ 担当者：通訳ボランティアが必要ですか。

外国人：必要です。不要です。

担当者：（パターン 1）手配しますので、少し待ってください。

担当者：（パターン 2）外国人相談窓口に連絡してください。電話番号は×××－××××です。

### 2 多言語表示シート

#### (1) 多言語表示シートの意義

避難所生活は、見ず知らずの人達との共同生活のため、避難所でのルールを守ることが最も大切なことであるが、救援やルールに関する情報が日本語ばかりのため、外国人に伝わらない場合が多い。

そこで、外国語の分かる人がいなくても、在住外国人に対し、様々な救援情報やルールを分かりやすく提供できるように、英語・中国語・ポルトガル語・スペイン語・韓国・朝鮮語・タガログ語など多言語による表示シートを各避難所に備え活用することが有効である。

#### (2) 一例

##### ア 場所の案内

- ・避難場所
- ・この地域の避難所は〇〇〇です。

- ・立入禁止
- ・相談窓口
- イ 避難所生活
  - ・男性、女性
  - ・禁煙
  - ・ここで火を使わないでください。
  - ・お風呂に入ることができます。
  - ・トイレ、ゴミ置き場等
  - ・国際電話をかけることができます。（できません。）
  - ・携帯電話は、ここでかけてください。
  - ・順番に並んでください。
- ウ 配給
  - ・食べ物は、〇時〇分に配ります。
  - ・生活用品は、〇時〇分から配ります。
  - ・給水車は、〇時〇分に来ます。入れ物を持ってきてください。
- エ 医療
  - ・高齢者、子ども、けが人が優先です。
  - ・医者、看護師がいます。
- オ 外国語・通訳に関するもの
  - ・〇〇語のラジオニュースは、△時△分、△△MHz（FM）です。
  - ・通訳が必要な人は、本部に知らせてください。
  - ・〇〇語を話せる人がいます。
  - ・〇〇語の相談窓口の電話番号は、△△△－△△△△です。

### 3 参考

外国人のための表示シート等については、次のものがインターネットからダウンロードすることができる。

- ・災害が起こった時に外国人を助けるためのマニュアル（弘前版）  
弘前大学人文学部社会言語学研究室作成
- ・災害時に役立つ外国語の表示シート集（横浜版）  
（財）横浜市国際交流協会作成

VI資料編

【資料 68】 応急仮設住宅設置要領

【資料 67】 和光市近傍火葬場及び葬儀店一覧表

1 火葬場

| 名称     | 所在地            | 電話番号         | 収容能力     |
|--------|----------------|--------------|----------|
| 戸田葬祭場  | 板橋区舟渡 4-15-1   | 03-3966-4241 | 1 日 50 体 |
| しののめの里 | 富士見市下南畑 70-1   | 049-275-3030 | 1 日 12 体 |
| 川越市斎場  | 川越市大字小仙波 786-1 | 049-226-0090 | 1 日 18 体 |

2 葬儀店

| 名称                | 所在地             | 電話番号                         |
|-------------------|-----------------|------------------------------|
| (株)宇野商店           | 和光市白子 3-29-59   | 048-465-0948                 |
| サンメモリー和光          | 和光市下新倉 3-7-1    | 0120-365-501                 |
| (株)セレモニー          | 和光市本町 15-51     | 0120-60-1001                 |
| (有)東栄内田式典         | 朝霞市根岸台 1-11-25  | 048-462-4595                 |
| (有)あさか葬祭          | 朝霞市根岸台 1-7-11   | 0120-471-496                 |
| (株)花輪式典           | 朝霞市根岸台 4-11-12  | 0120-452-870                 |
| あさか野農業協同組合ライフサービス | 朝霞市本町 1-7-5     | 0120-24-4994                 |
| さくら商事(株)          | 朝霞市溝沼 6-15-4    | 0120-638-640                 |
| (有)桜フラワー          | 朝霞市溝沼 6-15-5    | 0120-676-785                 |
| (有)豊昭             | 朝霞市宮戸 1-5-3     | 048-475-1907                 |
| (株)アトラス           | 朝霞市浜崎 3-17-30   | 0120-40-1059                 |
| (株)福祉葬祭           | 朝霞市浜崎 3-8-14    | 048-471-7979                 |
| (株)東上セレモサービス      | 新座市東北 2-27-3    | 048-472-6136                 |
| (株)東邦寝台           | 新座市大和田 1-25-20  | 0120-44-0190<br>048-477-3177 |
| (株)セレモメモリー        | 新座市大和田 5-11-15  | 048-479-8811                 |
| (有)さいたま葬祭         | 新座市野火止 7-7-20   | 0120-170-594<br>048-480-3457 |
| むさしの式典サービス        | 新座市畑中 1-17-52   | 0120-053-594<br>048-486-1840 |
| メモリーたかつ           | 新座市栄 4-7-4      | 0120-474-262                 |
| (株)日本博礼社          | 新座市野寺 2-20-20   | 042-477-0044                 |
| (株)ヨーコー           | 新座市栗原 3-5-15    | 0120-544-100                 |
| (有)サンレイ           | 志木市上宗岡 1-18-46  | 0120-030-530<br>048-475-0003 |
| (株)宗岡セレモニー        | 志木市下宗岡 2-21-32  | 048-483-5066                 |
| (株)さいたま奉仕会葬祭センター  | 志木市下宗岡 2-4-18   | 0120-442-422                 |
| アイワセレモニー(有)       | 戸田市美女木 2-5-23   | 0120-499-249                 |
| (有)服部葬儀社          | 板橋区赤塚新町 1-22-4  | 03-3930-2328                 |
| (有)増田屋            | 板橋区成増 1-32-18   | 0120-741-756                 |
| (有)小日向            | 板橋区成増 1-9-22    | 03-3930-1971                 |
| 第一日典(株)           | 練馬区土支田 2-17-21  | 0120-52-8888                 |
| アルファクラブ武蔵野(株)     | 練馬区高松 4-6-3-103 | 0120-24-4441                 |
| (株)金周内田           | 練馬区北町 1-37-1    | 03-3933-0426                 |

## 【資料 68】 応急仮設住宅設置要領

### 1 目的

災害により住家が全壊、全焼、流失し居住する住家がなく、かつ自らの資力をもってしては住宅を確保することのできない者を収容し一時的な居住の安定を図ることを目的とする。

### 2 対象者

応急仮設住宅に収容できる者は、次の各号に該当するものとする。

- (1) 「被災者調査原票」(別添 1) により調査し住家が全壊、全焼又は流失と確定された者
- (2) 住家が全壊、全焼又は流失し、他に居住する住家がない者
- (3) 自らの資力では、住宅を得ることのできない者(民生委員の指導中の世帯及び災害により指導を要することとなった世帯)

### 3 規模及び費用

1 戸当りの規模は 26.4 m<sup>2</sup> (8 坪) を基準とし、その費用は 1,447,000 円以内とする。

### 4 工事施行の方法

- (1) 原則として知事が建設するが、救助の迅速を図るため、その建設を当該市町村に委任することができる。
- (2) 委任を受けた市町村は、請書(様式 1) に応急仮設住宅に収容を要する者の名簿(様式 2) を添えて知事に提出すること。
- (3) 当該市町村長は、県の示す設計書を参考に、請負に付して建設すること。
- (4) 工事着工の際は、着工届(様式 3) に工事請負契約書の写を添えて知事に提出すること。
- (5) 工事完了の際は、竣工届(様式 4) を知事に提出し、検査を受けること。

### 5 工期

工事の最終の着工期限は、災害発生の日から 20 日以内であるができる限り速やかに着工及び竣工すること。

### 6 敷地

- (1) 市町村有地、私有地を問わず整地、選定等に日時を要しない場所を選定すること。
- (2) 私有地を借用して設置する場合は、市町村長が、土地の所有者又は借地権者と、借地契約を結んでおくこと。
- (3) 借地料は市町村の負担とすること。

### 7 収容者の決定

- (1) 市町村長は、市町村関係職員、議会議員、町内会長、部落会長の代表、民生委員等による協議会を開催し、その意見を聴いて収容を要する者を決定し知事に提出すること。
- (2) 知事は収容者を決定して、市町村長に通知する。
- (3) 市町村長は、前項の決定を受け工事の完了次第収容すること。

### 8 供与

- (1) 供与期間は、収容の日から 2 年以内とすること。
- (2) 供与期間中の貸付料は、無料とすること。
- (3) 供与期間中に増改築を必要とする場合は、予め知事の承認を受けて行うこと。

### 9 維持管理

- (1) 委任を受けた市町村長が、公営住宅に準じて維持管理すること。
- (2) 供与期間中に収容者が退去した場合は、その旨健康福祉部長に報告しその指示を受けること。

### 10 指導監督

- (1) 設置及び収容事務については、健康福祉部社会福祉課長(町村にあっては、所轄の福祉事務所長を含む)が行うこと。
- (2) 工事については都市整備部住宅課長(所轄の県土整備事務所長を含む)が行うこと。

### 11 繰替支弁金の支払い

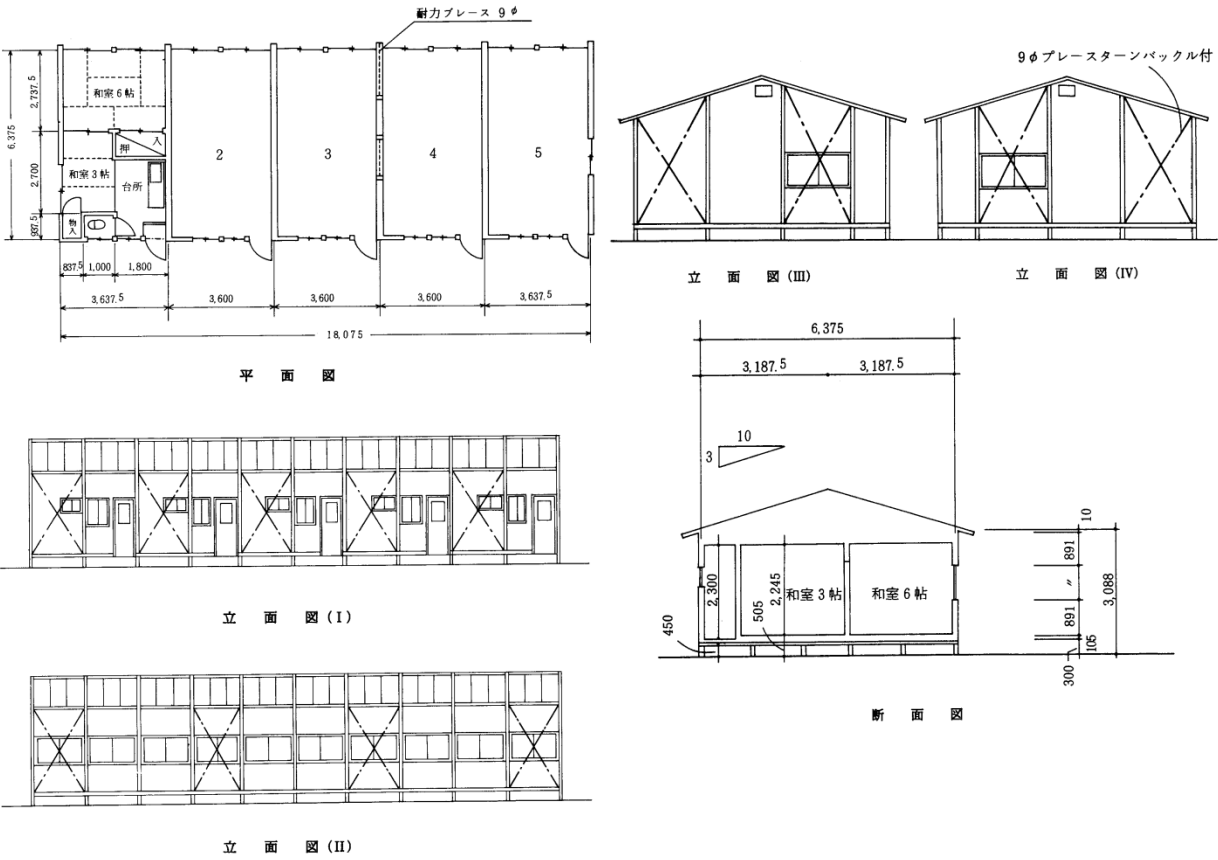
市町村長は、県の竣工検査が終了したときは、請求書(様式 5) 2 部を知事に提出すること。  
ただし、知事が必要と認めるものは概算支払いを行うことができる。

### 12 書類の提出

町村にあっては、所轄の福祉事務所を経由(事務所控 1 部を加え)して健康福祉部社会福祉課へ提出すること。

備考： 別添 1、様式 1～5：記載省略

【資料 69】 応急仮設住宅設計図（標準設計）



仕上表（内部）

| 室名 | 床                       | 巾木      | 壁                 | 天井          | 備考     |
|----|-------------------------|---------|-------------------|-------------|--------|
| 玄関 | 塩ビシート又はCFシート合板 t=4.0 下地 | 木製又は塩ビ製 | 化粧プラスチックボード t=9.5 | カラー合板 t=2.5 | 流し台水栓付 |
| 台所 | 同上                      | 同上      | 同上                | 同上          |        |
| 便所 | 同上                      | 同上      | 同上                | 同上          |        |
| 居室 | タイルカーペット                | 同上      | 同上                | 同上          | 中段付    |
| 押入 | 同上                      | 同上      | 合板 t=2.5          | 同上          |        |
| 物入 | 同上                      | 同上      | 同上                | 同上          |        |

## 【資料 70】 災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準

平成 13 年埼玉県告示第 393 号

最終改正 平成 27 年埼玉県告示第 492 号

## 1 救助の程度、方法及び期間

| 救助の種類                | 対象                                                                       | 費用の限度額                                                                                                                                               | 期間                 | 備考                                                                                                                                           |
|----------------------|--------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 避難所の設置               | 災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者を収容する。                                          | (基本額)<br>避難所設置費<br>1 人 1 日当り<br>320 円以内<br>(加算額)<br>冬季：別に定める額を加算<br>高齢者等の要援護者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地区における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。                  | 災害発生の日から 7 日以内     | ① 費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費等を含む。<br>② 避難に当たっての輸送費は別途計上                                   |
| 応急仮設住宅の供与            | 住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者                        | ① 規格：1 戸当たり平均 29.7 m <sup>2</sup> (9 坪) を基準とする。<br>② 限度額：1 戸当たり 2,621,000 円以内<br>③ 同一敷地内等に概ね 50 戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置できる。(規模、費用は、別に定めるところによる。) | 災害発生の日から 20 日以内に着工 | ① 平均 1 戸当たり 29.7 m <sup>2</sup> 、2,621,000 円以内であればよい。<br>② 高齢者の要援護者等を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。<br>③ 供与期間：最高 2 年以内<br>④ 民間賃貸住宅の借り上げによる設置も対象とする。 |
| 炊き出しその他の食品の給与        | ① 避難所に収容された者<br>② 全半壊（焼）、流失、床上浸水で炊事のできない者<br>③ 住家に被害を受け一時縁故地等へ避難する必要がある者 | 1 人 1 日当たり<br>1,080 円以内                                                                                                                              | 災害発生の日から 7 日以内     | 食品給与のための総経費を延給食日数で除した金額が限度額内であればよい。(1 食は 1/3 日)                                                                                              |
| 飲料水の供給               | 現に飲料水を得ることができない者(飲料水及び炊事のための水)                                           | 当該地域における通常の実費                                                                                                                                        | 災害発生の日から 7 日以内     | 輸送費、人件費は別途計上                                                                                                                                 |
| 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与 | 全半壊（焼）、流失及び床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失、又は、毀損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者     | ① 夏季（4 月～9 月）、冬季（10 月～3 月）の季別は災害発生の日をもって決定する。<br>② 下記（※）の範囲内（次頁に記載）                                                                                  | 災害発生の日から 10 日以内    | ① 備蓄物資の価格は年度当初の評価額<br>② 現物給付に限る。                                                                                                             |

VI資料編

【資料 70】 災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準

※

(金額の単位：円)

| 区分               |   | 1人世帯   | 2人世帯   | 3人世帯   | 4人世帯   | 5人世帯   | 6人以上1人増すごとに加算 |
|------------------|---|--------|--------|--------|--------|--------|---------------|
| 全壊<br>全焼<br>流出   | 夏 | 18,300 | 23,500 | 34,600 | 41,500 | 52,600 | 7,700         |
|                  | 冬 | 30,200 | 39,200 | 54,600 | 63,800 | 80,300 | 11,000        |
| 半壊<br>半焼<br>床上浸水 | 夏 | 6,000  | 8,000  | 12,000 | 14,600 | 18,500 | 2,600         |
|                  | 冬 | 9,700  | 12,600 | 17,900 | 21,200 | 26,800 | 3,500         |

| 救助の種類          | 対象                                                                                | 費用の限度額                                                                              | 期間            | 備考                                                                                         |
|----------------|-----------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------|---------------|--------------------------------------------------------------------------------------------|
| 医療             | 医療の途を失った者（応急的処置）                                                                  | ① 救護班<br>使用した薬剤、治療材料、医療器具破損等の実費<br>② 病院又は診療所<br>国民健康保険診療報酬の額以内<br>③ 施術者<br>協定料金の額以内 | 災害発生の日から14日以内 | 患者等の移送費は、別途計上                                                                              |
| 助産             | 災害発生の日以前又は以後7日以内に分べんした者であつて災害のため助産の途を失った者（出産のみならず、死産及び流産を含み現に助産を要する状態にある者）        | ① 救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実費<br>② 助産婦による場合は、慣行料金の100分の80以内の額                           | 分べんした日から7日以内  | 妊婦等の移送費は、別途計上                                                                              |
| 災害にかかった者の救出    | ① 現に生命、身体が危険な状態にある者<br>② 生死不明な状態にある者                                              | 当該地域における通常の実費                                                                       | 災害発生の日から3日以内  | ① 期間内に生死が明らかにならない場合は、以後「死体の搜索」として取り扱う。<br>② 輸送費及び人件費は、別途計上                                 |
| 災害にかかった住宅の応急修理 | 住家が半壊（焼）、若しくは準半壊し、自らの資力により応急修理をすることができない者<br>大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者 | 居室、炊事場及び便所等日常生活に必要最小限度の部分<br>1世帯当たり<br>567,000円以内                                   | 災害発生の日から1ヵ月以内 |                                                                                            |
| 生業に必要な資金の貸与    | 住家が全壊、全焼又は流出し、災害のため生業の手段を失った世帯                                                    | ① 生業費<br>1件当たり<br>30,000円以内<br>② 就職支度費<br>1件当たり<br>15,000円以内                        | 災害発生の日から1ヶ月以内 | ① 生業を営むために必要な機械、器具又は資材を購入するための費用に充てるものであつて、生業の見込みが確実な具体的事業計画があり、償還能力のあるものに貸与<br>② 貸与期間2年以内 |



## 【資料 70】 災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準

| 救助の種類         | 対象                                                                                         | 費用の限度額                                                                                                                                        | 期間                                 | 備考                                                                                    |
|---------------|--------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------|
|               |                                                                                            |                                                                                                                                               |                                    | ③ 利子 無利子                                                                              |
| 学用品の給与        | 住家の全壊（焼）、流失、半壊（焼）又は床上浸水により学用品を喪失又は毀損し、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒（特別支援学校の小学部児童及び中学部生徒も含む）及び高等学校等生徒 | ① 教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届出又は承認を受けて使用している教材、又は正規の授業で使用している教材実費<br>② 文房具及び通学用品は、次の金額以内<br>・ 小学生児童 4,200 円<br>・ 中学生生徒 4,500 円<br>・ 高等学校等生徒 4,900 円 | 災害発生の日から（教科書）1ヶ月以内（文房具及び通学用品）15日以内 | ① 備蓄物資は評価額<br>② 入進学時の場合は個々の実情に応じて支給する。                                                |
| 埋葬            | 災害の際死亡した者を対象にして実際に埋葬を実施する者に支給                                                              | 1体当たり<br>・ 大人（12歳以上）208,700円以内<br>・ 小人（12歳未満）167,000円以内                                                                                       | 災害発生の日から10日以内                      | 災害発生の日以前に死亡した者であっても対象となる。                                                             |
| 死体の搜索         | 行方不明の状態にあり、かつ、周囲の事情によりすでに死亡していると推定される者                                                     | 当該地域における通常の実費                                                                                                                                 | 災害発生の日から10日以内                      | ① 輸送費及び人件費は、別途計上<br>② 災害発生後3日を経過した者は、一応死亡とした者と推定する。                                   |
| 死体の処理         | 災害の際死亡した者について、死体に関する処理（埋葬を除く。）をする。                                                         | ① 洗浄、消毒等<br>1体当たり<br>3,400円以内<br>② 一時保存<br>・ 既存建物借上費 通常の実費<br>・ 既存建物以外<br>1体当たり<br>5,300円以内<br>③ 検案<br>救護班以外は慣行料金                             | 災害発生の日から10日以内                      | ① 検案は原則として救護班<br>② 輸送費及び人件費は、別途計上<br>③ 遺体の一時保存にドライアイスの購入費等が必要な場合は当該地域における通常の実費を加算できる。 |
| 障害物の除去        | 居室、炊事場及び玄関等に障害物が運びこまれているため生活に支障をきたしている場合で自力では除去することのできない者                                  | 一世帯当たり<br>134,300円以内                                                                                                                          | 災害発生の日から10日以内                      |                                                                                       |
| 輸送費及び賃金職員等雇上費 | ① 被災者の避難<br>② 医療及び助産<br>③ 被災者の救出<br>④ 飲料水の供給<br>⑤ 死体の搜索<br>⑥ 死体の処理<br>⑦ 救済用物資の整理配分         | 当該地域における通常の実費                                                                                                                                 | 救助の実施が認められる期間内                     |                                                                                       |

# VI資料編

## 【資料 70】 災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準

### 2 実費弁償の基準

| 範囲                        | 費用の限度額                                                                                                                                                                                                                                                                                      | 期間              | 備考                                                                                                                   |
|---------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 災害救助法施行令第4条1号から第4号まで規定する者 | <p>1人1日当たり</p> <p>① 医師、歯科医師<br/>22,300円以内</p> <p>② 薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士、歯科衛生士<br/>15,800円以内</p> <p>③ 保健師、助産師、看護師、准看護師<br/>15,700円以内</p> <p>④ 土木技術者、建築技術者<br/>16,000円以内</p> <p>⑤ 救急救命士<br/>14,600円以内</p> <p>⑥ 大工<br/>24,000円以内</p> <p>⑦ 左官<br/>24,100円以内</p> <p>⑧ とび職<br/>24,000円以内</p> | 救助の実施が認められる期間以内 | <p>① 時間外勤務手当及び旅費は別途に定める額</p> <p>② 災害救助法施行令第4条5号から10号まで規定する者については、業者のその地域における慣行料金による支出実績に手数料としてその100分の3の額を加算した額以内</p> |

備考 この基準によっては救助の適切な実施が困難な場合には、都道府県知事は、厚生労働大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

【資料 71】 罹災証明願の様式

罹災証明願

罹災の原因

罹災年月日

罹災場所 和光市

上記罹災により下記の被害を受けたことを証明願いたく申請いたします。

和光市長 様

申請人(世帯主) 住 所 和光市

氏 名 印

電 話

記

| 罹災状況      |                          |                                            |
|-----------|--------------------------|--------------------------------------------|
| 住 宅 の 状 況 | 自家・借家・アパート・寮・併用住宅・その他（ ） |                                            |
| 被 害 程 度   | 人的被害                     | 氏名                                         |
|           |                          | 死亡・行方不明・重傷・軽傷                              |
|           | 住家被害                     | 全壊・全焼・流出・大規模半壊・半壊・半焼・床上浸水・床下浸水・一部損壊・その他（ ） |
|           | その他の物的被害                 |                                            |
| 備 考       |                          |                                            |

上記の通り相違ないことを証明します。

平成 年 月 日

証明第 号

市長 印

## 【資料 72】 激甚災害指定基準

| 激甚災害法<br>適用条項               | 適用措置                                              | 指定基準                                                                                                                                                                                                |
|-----------------------------|---------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 第 2 章<br>(第 3 条)<br>(第 4 条) | 公共土木施設災<br>害復旧事業等に関<br>する特別の財政援<br>助              | A 公共施設災害復旧事業費等の査定見込額＞全国標準税収入<br>×0.5%                                                                                                                                                               |
|                             |                                                   | B 公共施設災害復旧事業費等の査定見込額＞全国標準税収入<br>×0.2%<br>かつ<br>(1) 一の都道府県の査定見込額＞当該都道府県の標準税収入<br>×25%<br>(該当する県が 1 以上)<br>又は<br>(2) 県内市町村の査定見込総額＞県内全市町村の標準税収入<br>×5%<br>(該当する県が 1 以上)                                |
| 第 5 条                       | 農地等の災害復<br>旧事業等に係る補<br>助の特別措置                     | A 農地等の災害復旧事業費等の査定見込額＞全国農業所得推<br>定額×0.5%                                                                                                                                                             |
|                             |                                                   | B 農地等の災害復旧事業費等の査定見込額＞全国農業所得推<br>定額×0.15%<br>かつ<br>(1) 一の都道府県の査定見込額＞当該都道府県の農業所得推<br>定額×4%<br>(該当する県が 1 以上)<br>又は<br>(2) 一の都道府県の査定見込額＞10 億円<br>(該当する県が 1 以上)                                          |
| 第 6 条                       | 農林水産業共同<br>利用施設災害復旧<br>事業の補助特例                    | (1) 第 5 条の措置が適用される場合<br>又は<br>(2) 農業被害見込額＞全国農業所得推定額×1.5%で第 8 条の<br>措置が適用される場合<br><br>ただし、(1) (2) とも、当該被害見込額が 5 千万円以下の場合<br>は除く。                                                                     |
| 第 8 条                       | 天災による被害<br>農林漁業者等に対<br>する資金の融通に<br>関する暫定措置の<br>特例 | A 農業被害見込額＞全国農業所得推定額×0.5%                                                                                                                                                                            |
|                             |                                                   | B 農業被害見込額＞全国農業所得推定額×0.15%<br>かつ<br>一の都道府県の特別被害農業者＞当該都道府県の農業者×<br>3%<br>(該当する県が 1 以上)<br><br>ただし、A B とも、高潮、津波等特殊な原因による災害であつ<br>て、その被害の態様から、この基準によりがたいと認められるも<br>のについては、災害の発生のつど被害の実情に応じて個別に考慮<br>する。 |

| 激甚災害法<br>適用条項 | 適用措置                            | 指定基準                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
|---------------|---------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 第 11 条の 2     | 森林災害復旧事業に対する補助                  | <p>A 林業被害見込額＞全国生産林業所得推定額×5%</p> <p>B 林業被害見込額＞全国生産林業所得推定額×1.5%</p> <p>かつ</p> <p>(1) 一の都道府県の林業被害見込額<br/>＞当該都道府県の生産林業所得推定額×60%<br/>(該当する県が 1 以上)</p> <p>又は</p> <p>(2) 一の都道府県の林業被害見込額＞全国生産林業所得推定額×1%<br/>(該当する県が 1 以上)</p> <p>ただし、A B とも、林業被害見込額は樹木に係るものに限り、生産林業所得推定額は木材生産部門に限る。</p>                                       |
| 第 12 条        | 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例           | <p>A 中小企業関係被害額＞全国中小企業所得推定額×0.2%</p> <p>B 中小企業関係被害額＞全国中小企業所得推定額×0.06%</p> <p>かつ</p> <p>(1) 一の都道府県の中小企業関係被害額<br/>＞当該都道府県の中小企業所得推定額×2%<br/>(該当する県が 1 以上)</p> <p>又は</p> <p>(2) 一の都道府県の中小企業関係被害額＞1,400 億円<br/>(該当する県が 1 以上)。</p> <p>ただし、火災の場合又は第 12 条の適用の場合における中小企業関連被害額の全国中小企業所得推定額に対する割合については、被害の実情に応じ特例的措置を講ずることがある。</p> |
| 第 13 条        | 小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付金の償還期間等の特例 |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
| 第 16 条        | 公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助            | <p>第 2 章（第 3 条及び第 4 条）の措置が適用される場合。</p> <p>ただし、当該施設に係る被害又は当該事業量が軽微であると認められる場合を除く。</p>                                                                                                                                                                                                                                   |
| 第 17 条        | 私立学校施設災害復旧事業に対する補助              |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
| 第 19 条        | 市町村が施行する感染症予防事業に関する負担の特例        |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |

| 激甚災害法<br>適用条項 | 適用措置                                  | 指定基準                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
|---------------|---------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 第 22 条        | 罹災者公営住宅<br>建設等事業に対す<br>る補助の特例         | <p>A 被災地全域滅失戸数<math>\geq 4,000</math> 戸</p> <p>B (1) 被災地全域滅失戸数<math>\geq 2,000</math> 戸<br/>かつ<br/>一の市町村の区域内の滅失戸数<math>\geq 200</math> 戸又は住宅戸数<br/>の 1 割以上<br/>(該当する県が 1 以上)</p> <p>又は<br/>(2) 被災地全域滅失戸数<math>\geq 1,200</math> 戸<br/>かつ<br/>一の市町村の区域内の滅失戸数<math>\geq 400</math> 戸又は住宅戸数<br/>の 2 割以上<br/>(該当する県が 1 以上)。</p> <p>ただし、(1) (2) とも、火災の場合における被災地全域の滅失戸<br/>数については、被害の実情に応じ特例的措置を講ずることがあ<br/>る。</p> |
| 第 24 条        | 小災害債に係る<br>元利償還金の基準<br>財政需要額への算<br>入等 | 第 2 章 (第 3 条及び第 4 条) 又は第 5 条の措置が適用される場<br>合。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
| 第 7 条         | 開拓者等の施設<br>の災害復旧事業に<br>対する補助          | 災害の実情に応じ、その都度検討する。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
| 第 9 条         | 森林組合等の行<br>なう堆積土砂の排<br>除事業に対する補<br>助  |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
| 第 10 条        | 土地改良区等の<br>行なう湛水排除事<br>業に対する補助        |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
| 第 11 条        | 共同利用小型漁<br>船の建造費の補助                   |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
| 第 14 条        | 事業協同組合等<br>の施設の災害復旧<br>事業に対する補助       |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
| 第 20 条        | 母子及び寡婦福<br>祉法による国の貸<br>付けの特例          |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
| 第 21 条        | 水防資材費の補<br>助の特例                       |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
| 第 23 条        | 産業労働者住宅<br>建設資金の融通の<br>特例             |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
| 第 25 条        | 雇用保険法によ<br>る求職者給付の支<br>給に関する特例        |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |

【資料 73】 局地激甚災害指定基準

| 激甚災害法<br>適用条項               | 適用措置                                            | 指定基準                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
|-----------------------------|-------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 第 2 章<br>(第 3 条)<br>(第 4 条) | 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助                        | <p>(1) 当該市町村が負担する公共施設災害復旧事業費等の査定事業額が次のいずれかに該当する市町村が 1 以上ある災害（ただし、この基準に該当する市町村ごとの査定事業費を合算した額がおおむね 1 億円未満である場合を除く。）</p> <p>① 当該市町村が負担する公共施設災害復旧事業費等の査定事業額 &gt; 当該市町村の標準税収入 × 50%<br/>（査定事業費が 1 千万円未満のものを除く。）</p> <p>又は</p> <p>② 当該市町村の標準税収入 ≤ 50 億円<br/>かつ<br/>当該査定事業費 &gt; 2 億 5 千万円<br/>かつ<br/>当該市町村が負担する公共施設災害復旧事業費等の査定事業額 &gt; 当該市町村の標準税収入 × 20%</p> <p>又は</p> <p>③ 当該市町村の標準税収入が 50 億円を超え、かつ、100 億円以下<br/>かつ<br/>当該市町村が負担する公共施設災害復旧事業費等の査定事業額 &gt; 当該市町村の標準税収入 × 20% + (標準税収入から 50 億円を控除した額) × 60%</p> <p>又は</p> <p>(2) 上記①の公共施設災害復旧事業費等の査定見込額から見て①に掲げる災害に明らかに該当することとなると見込まれる災害（当該災害に係る被害箇所数がおおむね 10 未満のものを除く。）</p> |
| 第 5 条<br><br>第 6 条          | 農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置<br>農林水産業共同利用施設災害復旧事業の補助特例 | <p>(1) 当該市町村内の農地等の災害復旧事業に要する経費 &gt; 当該市町村の農業所得推定額 × 10%<br/>（災害復旧事業に要する経費が 1 千万円未満のものを除く。かつ、当該経費の合算額がおおむね 5 千万円未満である場合を除く。）</p> <p>又は</p> <p>当該市町村の区域内における当該災害に係る漁業被害額 &gt; 農業被害額<br/>かつ<br/>当該市町村の区域内における当該災害に係る漁船等の被害額 &gt; 当該市町村に係る漁業所得推定額 × 10%<br/>（当該漁船等の被害額が 1 千万円未満のものを除く。かつ、当該漁船等の被害額の合算額がおおむね 5 千万円未満である場合を除く。）</p> <p>又は</p> <p>(2) (1) の農地等の災害復旧事業に要する経費の見込額から見て(1)に掲げる災害に明らかに該当することとなると見込まれる災害（当該災害に係る被害箇所数がおおむね 10 未満のものを除く。）</p>                                                                                                                                                                       |

| 激甚災害法<br>適用条項        | 適用措置                                                                | 指定基準                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
|----------------------|---------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 第 11 条の 2            | 森林災害復旧事業に対する補助                                                      | <p>当該市町村内の林業被害見込額＞当該市町村に係る生産林業所得推定額×1.5<br/>           （樹木に係るもの）（木材生産部門）<br/>           （林業被害見込額が当該年度の全国生産林業所得（木材生産部門）推定額の概ね 0.05%未満のものを除く。）</p> <p>かつ</p> <p>(1) 大火による災害にあつては、要復旧見込面積＞300ha<br/>           又は<br/>           (2) その他の災害にあつては、<br/>           要復旧見込面積＞当該市町村の民有林面積（人工林に係るもの）×25%</p> |
| 第 12 条<br><br>第 13 条 | <p>中小企業信用保険法による災害関係保証の特例</p> <p>小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付金の償還期間等の特例</p> | <p>中小企業関係被害額＞当該市町村の中小企業所得推定額×10%<br/>           （被害額が 1 千万円のを除く。）</p> <p>ただし、当該被害額を合算した額が概ね 5 千万円未満である場合を除く。</p>                                                                                                                                                                                    |



## 【資料 74】 電気通信施設復旧の優先順位

| 重要通信を確保する機関（契約約款に基づく） |                                                                                    |
|-----------------------|------------------------------------------------------------------------------------|
| 第 1 順位                | 気象機関、水防機関、消防機関、災害救助機関、警察機関、防衛機関、輸送の確保に直接関係のある機関、通信の確保に直接関係のある機関、電力の供給の確保に直接関係のある機関 |
| 第 2 順位                | ガス・水道の供給の確保に直接関係のある機関、選挙管理機関、預貯金業務を行う金融機関、新聞社、通信社、放送事業者及び第 1 順位以外の国又は地方公共団体        |
| 第 3 順位                | 第 1 順位、第 2 順位に該当しないもの                                                              |

【資料 75】 被災者に対する職業のあっせん

| 組織       | 斡旋内容                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
|----------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 埼玉県労働局   | <p>① 災害により離職を余儀なくされた者の再就職を促進するため、離職者の発生状況、求人、求職の動向等の情報を速やかに把握するとともに、災害の状況に応じて、以下の措置を行う。</p> <p>ア 臨時職業相談窓口の設置</p> <p>イ 公共職業安定所に出向くことが困難な地域における臨時職業相談所の開設又は巡回職業相談の実施</p> <p>ウ 職業訓練受講指示・職業転換給付金制度の活用等</p> <p>エ 災害救助法が適用された市町村長から労務需要があった場合の労働者の斡旋</p> <p>② 雇用保険の失業給付に関する措置</p> <p>ア 証明書による失業の認定</p> <p>災害により失業の認定日に出頭できない受給資格者に対して、証明書により事後に失業認定を行い、失業給付を行う。</p> <p>イ 激甚災害による休業者に対する求職者給付の支給</p> <p>激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律第 25 条に定める措置が適用された場合は、災害による休業等のため、賃金を受けることができない雇用保険の被保険者（日雇労働被保険者は除く。）に対し、失業しているものとみなして求職者給付を支給する。</p> <p>③ 災害により事業主が倒産等の状態に至り、労働者に賃金を支払うことができなくなった場合であって、未払賃金立替払制度の対象となる事案について、労働者からの申請等に基づき、未払賃金の内の一定額を立替払いするための手続を速やかに行う。</p> |
| 県（産業対策部） | <p>① 被災者の就職を支援するため、高等技術専門校において職業訓練を実施するよう努める。</p> <p>② 埼玉労働局に対し、上欄①、②の措置を要請し、上欄③について周知に努める。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |

【資料 76】 埼玉県防災関係機関の活動体制

| 組織                | 活動体制                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
|-------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 日本赤十字社（埼玉県支部）     | <p>① 非常体制 1 号配備<br/>埼玉県支部警戒宣言が発令された場合は、別に定めた「日本赤十字社埼玉県支部災害応急対策計画」第 3 活動体制に基づき、速やかに非常体制第 1 号配備の活動体制を整える。</p> <p>② 災害警戒本部<br/>非常体制 1 号配備の活動体制に移行すると同時に、支部に災害警戒本部を設置し、主に次の業務を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 非常無線通信体制と統制局の設置<br/>情報の収集、伝達の迅速確実を期するため、赤十字業務用無線局は傍受体制を整えるものとし、支部基地局（につせきさいたま）が統制局となる。</li> <li>・ 救護班の待機<br/>さいたま、小川、深谷の各赤十字病院（以下「赤十字病院」という。）に対して、初動救護班各 1 個班の待機を指示する。</li> <li>・ 血液業務<br/>赤十字血液センターに対して、採血業務を一時中止し、献血者に対し広報を行うとともに、供給体制を強化するように指示し移動中の採血車、供給移動中の車両は早急に業務を終了して帰還させるよう指示する。</li> </ul> |
| 埼玉県医師会            | 警戒宣言が発令された場合には、発災時に備えて、別に定めた「埼玉県医師会救護隊規程」第 1 条の規程に基づく「埼玉県医師会救護隊」の設置準備を行う。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
| 東日本旅客鉄道株式会社       | 警戒宣言を受報したときは、大宮支社及び関係現業務機関に、次の地震災害警戒本部（以下「警戒本部」という。）を設置し、地震防災応急対策の推進を図る。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
| 東武鉄道株式会社          | <p>① 警戒宣言が発令されたら、鉄道事業本部長は、対策本部を設置する。</p> <p>② 災害発生後には、本部長の指示で防災計画に基づき、災害対策本部を設置する。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
| 西武鉄道株式会社          | <p>震災警戒本部の設置<br/>東海地震の地震防災対策強化地域に係る警戒宣言が発せられた場合に震災警戒本部を本社に設置する。</p> <p>① 震災警戒本部の構成<br/>震災警戒本部は本社に設置し、本部長は社長とし構成員は役員及び各部・室長とする。</p> <p>② 震災警戒本部の設置及び解散の時期と方法</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 震災警戒本部の設置の時は警戒宣言が発せられた時点とする。</li> <li>・ 警戒解除宣言が発せられた場合は、所定の業務が完了した時点で本部長の指示により震災警戒本部は解散する。</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                   |
| 秩父鉄道株式会社          | <p>① 警戒宣言が発令されたら災対本部を設置する。</p> <p>② 災害発生後には防災規定第 17 条に基づき災害対策本部を継続する。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
| 東日本電信電話株式会社 埼玉事業部 | 警戒宣言が発令された場合、埼玉事業むは情報連絡室を設置する。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
| 東京電力パワーグリッド株式会社   | 本（支）部の設置<br>埼玉総支社及び各支社等現業機関は速やかに本（支）部を設置する。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
| 東京発電株式会社          | 支部を設置し、名称、住所及び連絡用電話は次のとおりとする。<br>東京発電株式会社埼玉事業所<br>大里郡寄居町大字末野 1441-1 048(581)1133                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
| 東京ガスグループ          | 非常事態対策本部を設置する。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
| 首都高速道路株式会社        | 警戒宣言が発令されたときは、非常体制をとり、速やかな役職員の参集、災害対策本部の設置をはじめ、緊急点検体制の確認、災害応急復旧用資機材等の確保等の必要な措置を講じ、災害発生に備える。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
| 東日本高速道路株式会社       | 警戒宣言が発令された場合、関東支社長は関東支社東海地震災害警戒本部を設置し、地震防災応急対策に関する事項、関係機関との連絡調整、発災に備えた資機材、要員等の手配、緊急輸送対策、警戒宣言時の広報、道路交通対策の対策を講じ、発災に備える。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |

## 【資料 77】 埼玉県防災関係機関の広報活動体制

### 1 NHK

東海地震注意情報の発表から、発災までの間、テレビ、ラジオ、FMにより放送を次のとおり行う。

#### (1) 東海地震注意情報の発表から警戒宣言発令まで

- ア 東海地震注意情報の解説
- イ 強化地域、観測データの解説
- ウ 混乱防止呼びかけ
- エ 防災知識の紹介

#### (2) 警戒宣言発令から発災まで又は警戒宣言解除まで

- ア 警戒宣言の内容について解説
- イ 強化地域ならびに周辺地域の動向
- ウ 混乱防止呼びかけ
- エ 公共団体等の応急対策実施状況
- オ 鉄道、道路、航空等の交通状況
- カ その他防災関連広報の諸事項

### 2 株式会社テレビ埼玉

東海地震注意情報の発表から、警戒宣言解除まで、UHF電波により次のとおり放送し、県民に対して広報を実施する。

- (1) 東海地震注意情報の発表及びその内容解説
- (2) 警戒態勢をとるべき旨の告知
- (3) 災害対策基本法第 57 条に基づき、知事からの要請がある場合は、定時放送を中止して、これらについて広報を行う。
- (4) 県災害対策本部の設置と活動体制について、及び他防災機関の活動について
- (5) 警戒宣言が発令された場合には、それについての内容解説
- (6) 電気、ガス等による火災予防についての告知
- (7) その他、混乱防止についての告知

### 3 株式会社エフエムナックファイブ

東海地震注意情報の発表から、又は警戒宣言解除までの間、FM電波により次のとおり放送し、県民に対し広報を実施する。

- (1) 東海地震注意情報の発表及びその内容解説
- (2) 混乱防止呼びかけ
- (3) 防災知識の紹介
- (4) 警戒宣言が発令された場合には、それについての内容解説
- (5) 県災害対策本部の設置と活動体制について
- (6) 県内及び隣接都県の鉄道、道路、航空等の交通状況
- (7) 電気、ガス等による火災予防についての告知
- (8) その他防災関連広報の諸事項

### 4 東日本旅客鉄道株式会社

東海地震注意情報が報道されたときから（警戒宣言を含む。）次の手段及び内容の広報を実施する。

#### (1) 広報手段

- ア 東京支社において、テレビ、ラジオ等の放送機関及び新聞社に対し報道を依頼する。
- イ 駅においては、駅頭掲示、放送等により行う。
- ウ 運転中の列車にあっては、車内放送により行う。

#### (2) 広報内容

- ア 列車の運転状況
- イ 旅行の中止及び時差退社の呼びかけ
- ウ 旅客の誘導方法
- エ 乗車券類の発売制限
- オ 線路内歩行の禁止

### 5 東武鉄道株式会社

- (1) 列車の運行状況、駅の混雑状況の情報、及び時差通勤、通学の呼びかけ等を、テレビ、ラジオ、新聞各社に依頼する。

- (2) 警戒宣言が発令されたときは、車内放送や駅放送、駅掲示板により、警戒宣言発令や列車運行状況を案内する。

### 6 西武鉄道株式会社

警戒宣言が発令されると駅等に帰宅客が殺到し、混乱が予想されるので、それを防止するため、駅係員及び乗務員は、冷静に旅客の応対に努め、正確な情報提供に努める。

旅客への警戒宣言発令とその内容の周知徹底については駅及び車内放送、掲示等により案内する。

7 秩父鉄道株式会社

(1) ラジオ、テレビによる広報

列車の運行状況、混雑状況の情報、時差通勤通学の呼びかけ等をラジオ、テレビ、新聞各社に依頼する。

(2) 駅等における広報

放送設備のある駅や、車内放送、各駅の掲示により警戒宣言発令や列車運行状況を旅客に案内する。

8 東日本電信電話株式会社埼玉事業部

(1) ラジオ、テレビ等による広報

ア 電話の輻輳による混乱防止広報

警戒宣言の発令により電話の輻輳が発生した場合は、重要な通信を確保するために必要に応じ、電話利用者に対し電話の利用制限等について協力を求める必要がある。このため東日本電信電話（株）は、NHK、テレビ埼玉に対して次の協力依頼を行うこととする。

イ 放送依頼文「東海地震の警戒宣言が発令されたため〇〇地方の電話は大変に混み合っかかりにくくなっております。防災などの緊急の電話がかかりやすくするため〇〇地方への電話の利用は見合わせてください。」

9 東京電力パワーグリッド株式会社

(1) 広報活動

災害の発生が予想される場合、又は発生した場合は、停電による社会不安の除去のため、電力施設被害状況及び復旧状況についての広報を行う。また、公衆感電事故、電気火災を防止するための広報活動を行う。

(2) 広報の方法

広報については、テレビ、ラジオ、新聞、ウェブ、SNS 及びインターネット等を通じて行うほか、広報車等により直接当該地域へ周知する。

10 東京ガスグループ

災害発生時には、その直後、ガス供給停止時、復旧作業中、その他必要な場合において、その状況に応じた広報活動を行う。また広報については、テレビ・ラジオ・インターネット・新聞等の報道機関を通じて行うほか、必要に応じ直接当該地域へ周知する。また地方自治体等の関係機関とも必要に応じて連携を図る。

【資料 78】 道路管理者のとりべき措置

道路管理者のとりべき措置

| 組織          | 措置                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
|-------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 首都高速道路株式会社  | <p>道路管理者のとりべき措置</p> <p>① 道路パトロール等により道路状況及び道路施設の点検を行うとともに、必要に応じ、占用許可を与えた者に対し、占用物件の整備等の必要な要請を行う。</p> <p>② 警察が実施する交通規制に協力するとともに、規制状況について必要な広報を利用者に対して行う。</p> <p>③ 無線設備、路面排水ポンプ設備、非常用電源設備及び非常口扉等の防災設備の点検を行う。</p> <p>④ 工事中の建造物、建築物等については安全管理を徹底し、工事中の箇所については工事中断の措置をとり、必要となる補強その他の保全措置に努める。また、隣接施設等に対し被害が波及することのないよう安全上必要な措置を講じる。</p> |
| 東日本高速道路株式会社 | <p>道路管理者のとりべき措置</p> <p>① 応急活動に必要な資機材、人員等の点検・確保等を行う。</p> <p>② 道路巡回等により、道路状況の把握に努め、必要な交通管制を行うほか、県公安委員会が行う車両の抑制措置及び交通規制に協力する。</p> <p>③ 工事等中の建造物、建築物等については安全管理を徹底し、工事中の箇所については工事中断の措置をとり、必要となる補強その他の保全措置に努める。また、隣接施設等に対し被害が波及することのないよう安全上必要な措置を講じる。</p> <p>④ 高速道路のお客様への緊急広報を可変情報板、看板、拡声放送等により実施する。</p>                               |

【資料 79】 公共輸送対策

公共輸送対策

| 組織                                                                                                                      | 措置                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |            |          |        |        |    |      |       |      |     |          |      |     |       |      |    |        |      |    |       |      |    |         |      |    |        |      |    |       |      |     |       |       |      |       |         |       |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|----------|--------|--------|----|------|-------|------|-----|----------|------|-----|-------|------|----|--------|------|----|-------|------|----|---------|------|----|--------|------|----|-------|------|-----|-------|-------|------|-------|---------|-------|
| 東日本旅客<br>鉄道株式会社                                                                                                         | 第1 列車の運転規制（埼玉県関係）<br>警戒宣言が発せられたとき運転する列車の運転速度は、次の表による。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |            |          |        |        |    |      |       |      |     |          |      |     |       |      |    |        |      |    |       |      |    |         |      |    |        |      |    |       |      |     |       |       |      |       |         |       |
|                                                                                                                         | <table><tr><th>規制速度（km/時）</th><th>線名</th><th>区間</th><th>距離（km）</th></tr><tr><td rowspan="8">45</td><td>京浜東北</td><td>東京～大宮</td><td>30.3</td></tr><tr><td>武蔵野</td><td>府中本町～新松戸</td><td>57.5</td></tr><tr><td>宇都宮</td><td>上野～古河</td><td>64.3</td></tr><tr><td>川越</td><td>大宮～高麗川</td><td>30.6</td></tr><tr><td>埼京</td><td>大宮～新宿</td><td>28.3</td></tr><tr><td>八高</td><td>八王子～高麗川</td><td>31.1</td></tr><tr><td>八高</td><td>高麗川～高崎</td><td>65.5</td></tr><tr><td>高崎</td><td>大宮～高崎</td><td>74.7</td></tr><tr><td rowspan="2">160</td><td>東北新幹線</td><td>大宮～小山</td><td>48.9</td></tr><tr><td>上越新幹線</td><td>大宮～上毛高原</td><td>119.1</td></tr></table> | 規制速度（km/時） | 線名       | 区間     | 距離（km） | 45 | 京浜東北 | 東京～大宮 | 30.3 | 武蔵野 | 府中本町～新松戸 | 57.5 | 宇都宮 | 上野～古河 | 64.3 | 川越 | 大宮～高麗川 | 30.6 | 埼京 | 大宮～新宿 | 28.3 | 八高 | 八王子～高麗川 | 31.1 | 八高 | 高麗川～高崎 | 65.5 | 高崎 | 大宮～高崎 | 74.7 | 160 | 東北新幹線 | 大宮～小山 | 48.9 | 上越新幹線 | 大宮～上毛高原 | 119.1 |
|                                                                                                                         | 規制速度（km/時）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                | 線名         | 区間       | 距離（km） |        |    |      |       |      |     |          |      |     |       |      |    |        |      |    |       |      |    |         |      |    |        |      |    |       |      |     |       |       |      |       |         |       |
|                                                                                                                         | 45                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        | 京浜東北       | 東京～大宮    | 30.3   |        |    |      |       |      |     |          |      |     |       |      |    |        |      |    |       |      |    |         |      |    |        |      |    |       |      |     |       |       |      |       |         |       |
|                                                                                                                         |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           | 武蔵野        | 府中本町～新松戸 | 57.5   |        |    |      |       |      |     |          |      |     |       |      |    |        |      |    |       |      |    |         |      |    |        |      |    |       |      |     |       |       |      |       |         |       |
|                                                                                                                         |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           | 宇都宮        | 上野～古河    | 64.3   |        |    |      |       |      |     |          |      |     |       |      |    |        |      |    |       |      |    |         |      |    |        |      |    |       |      |     |       |       |      |       |         |       |
|                                                                                                                         |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           | 川越         | 大宮～高麗川   | 30.6   |        |    |      |       |      |     |          |      |     |       |      |    |        |      |    |       |      |    |         |      |    |        |      |    |       |      |     |       |       |      |       |         |       |
|                                                                                                                         |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           | 埼京         | 大宮～新宿    | 28.3   |        |    |      |       |      |     |          |      |     |       |      |    |        |      |    |       |      |    |         |      |    |        |      |    |       |      |     |       |       |      |       |         |       |
|                                                                                                                         |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           | 八高         | 八王子～高麗川  | 31.1   |        |    |      |       |      |     |          |      |     |       |      |    |        |      |    |       |      |    |         |      |    |        |      |    |       |      |     |       |       |      |       |         |       |
|                                                                                                                         |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           | 八高         | 高麗川～高崎   | 65.5   |        |    |      |       |      |     |          |      |     |       |      |    |        |      |    |       |      |    |         |      |    |        |      |    |       |      |     |       |       |      |       |         |       |
| 高崎                                                                                                                      |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           | 大宮～高崎      | 74.7     |        |        |    |      |       |      |     |          |      |     |       |      |    |        |      |    |       |      |    |         |      |    |        |      |    |       |      |     |       |       |      |       |         |       |
| 160                                                                                                                     | 東北新幹線                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     | 大宮～小山      | 48.9     |        |        |    |      |       |      |     |          |      |     |       |      |    |        |      |    |       |      |    |         |      |    |        |      |    |       |      |     |       |       |      |       |         |       |
|                                                                                                                         | 上越新幹線                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     | 大宮～上毛高原    | 119.1    |        |        |    |      |       |      |     |          |      |     |       |      |    |        |      |    |       |      |    |         |      |    |        |      |    |       |      |     |       |       |      |       |         |       |
| 第2 旅客対策<br>駅長は、駅舎及び列車内等における旅客の安全確保及び秩序維持を図るため、次の対策を講ずる。                                                                 |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |            |          |        |        |    |      |       |      |     |          |      |     |       |      |    |        |      |    |       |      |    |         |      |    |        |      |    |       |      |     |       |       |      |       |         |       |
| ① 帰宅旅客の集中により混雑が予想される場合は、次の対策を講ずる。<br>・適切な放送を行い、旅客の鎮静化に努める。<br>・階段止め、改札止め等の入場制限を実施するとともに、う回誘導、一方通行を早めに行い混乱防止に努める。        |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |            |          |        |        |    |      |       |      |     |          |      |     |       |      |    |        |      |    |       |      |    |         |      |    |        |      |    |       |      |     |       |       |      |       |         |       |
| ② 駅構内が混雑し危険が予想される場合は、各種売店、食堂等の閉鎖を指示する。                                                                                  |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |            |          |        |        |    |      |       |      |     |          |      |     |       |      |    |        |      |    |       |      |    |         |      |    |        |      |    |       |      |     |       |       |      |       |         |       |
| ③ 駅構内旅客の混乱及び踏切道の渋滞、線路内歩行等により危険となった場合は、列車の運転を停止する。                                                                       |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |            |          |        |        |    |      |       |      |     |          |      |     |       |      |    |        |      |    |       |      |    |         |      |    |        |      |    |       |      |     |       |       |      |       |         |       |
| ④ 乗車券類の発売については、次による。<br>・強化地域内着、通過となる列車の乗車券の発売を停止する。<br>・状況により東京支社警戒本部長の指示、又は承認を受けてすべての乗車券類の発売を停止する。                    |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |            |          |        |        |    |      |       |      |     |          |      |     |       |      |    |        |      |    |       |      |    |         |      |    |        |      |    |       |      |     |       |       |      |       |         |       |
| ⑤ 旅行中止旅客に対しては、乗車駅までの無貨送還の取扱いをする。                                                                                        |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |            |          |        |        |    |      |       |      |     |          |      |     |       |      |    |        |      |    |       |      |    |         |      |    |        |      |    |       |      |     |       |       |      |       |         |       |
| 第3 警備対策<br>主要駅における帰宅旅客集中による混乱が予想される場合は、客扱い要員及び警備の増強を図るため、次の対策を講ずる。<br>・各支社（東京、大宮、八王子、高崎）社員を派遣する。<br>・状況に応じて警察官の応援を要請する。 |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |            |          |        |        |    |      |       |      |     |          |      |     |       |      |    |        |      |    |       |      |    |         |      |    |        |      |    |       |      |     |       |       |      |       |         |       |
| 東武鉄道<br>株式会社<br>西武鉄道<br>株式会社<br>秩父鉄道<br>株式会社                                                                            | 防災関係諸機関、報道機関、並びにＪＲ各社との協力のもとに、地域の実情に応じ、可能な限り運転を行う。ただし、駅等で混乱が発生し、人命に危険をおよぼすおそれがある場合、又は、踏切支障等が発生した場合は、やむを得ず列車の運転を中止する場合がある。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |            |          |        |        |    |      |       |      |     |          |      |     |       |      |    |        |      |    |       |      |    |         |      |    |        |      |    |       |      |     |       |       |      |       |         |       |
|                                                                                                                         | 第1 運行措置方針                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |            |          |        |        |    |      |       |      |     |          |      |     |       |      |    |        |      |    |       |      |    |         |      |    |        |      |    |       |      |     |       |       |      |       |         |       |
|                                                                                                                         | ① 警戒宣言発令当日の運行措置<br>警戒宣言が発せられたときは、現行ダイヤを使用し、減速運転を行う。なお、これに伴う列車の遅延は、運転整理により対応するため、一部列車の間引運転を行うので、輸送力は平常ダイヤより減少する。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |            |          |        |        |    |      |       |      |     |          |      |     |       |      |    |        |      |    |       |      |    |         |      |    |        |      |    |       |      |     |       |       |      |       |         |       |
|                                                                                                                         | ② 警戒宣言発令の翌日以降、発災又は警戒解除宣言までの運行措置地震ダイヤ（仮称）をあらかじめ作成し、減速運転を行う。なお、地震ダイヤは、一部列車の運転中止等を考慮するので、輸送力は平常ダイヤよりかなり減少する。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |            |          |        |        |    |      |       |      |     |          |      |     |       |      |    |        |      |    |       |      |    |         |      |    |        |      |    |       |      |     |       |       |      |       |         |       |
|                                                                                                                         | 第2 乗客集中防止対策<br>警戒宣言が発せられた場合、旅客が集中し大混乱が発生することが予想されるので旅客の集中を防止するため、次の措置をとる。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |            |          |        |        |    |      |       |      |     |          |      |     |       |      |    |        |      |    |       |      |    |         |      |    |        |      |    |       |      |     |       |       |      |       |         |       |
|                                                                                                                         | ① 平常時から、運行計画の概要、旅行の見合わせ、時差退社の協力についての広報を行う。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |            |          |        |        |    |      |       |      |     |          |      |     |       |      |    |        |      |    |       |      |    |         |      |    |        |      |    |       |      |     |       |       |      |       |         |       |
|                                                                                                                         | ② 警戒宣言時に、報道機関を通じ運転状況の報道、時差退社等の呼びかけを行う。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |            |          |        |        |    |      |       |      |     |          |      |     |       |      |    |        |      |    |       |      |    |         |      |    |        |      |    |       |      |     |       |       |      |       |         |       |
|                                                                                                                         | ③ 駅において、放送、掲示等により協力を要請する。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |            |          |        |        |    |      |       |      |     |          |      |     |       |      |    |        |      |    |       |      |    |         |      |    |        |      |    |       |      |     |       |       |      |       |         |       |
|                                                                                                                         | 第3 旅客の安全を図るための措置                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |            |          |        |        |    |      |       |      |     |          |      |     |       |      |    |        |      |    |       |      |    |         |      |    |        |      |    |       |      |     |       |       |      |       |         |       |
|                                                                                                                         | ① 状況により警察官の派遣を要請する。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |            |          |        |        |    |      |       |      |     |          |      |     |       |      |    |        |      |    |       |      |    |         |      |    |        |      |    |       |      |     |       |       |      |       |         |       |
| ② 状況により、階段止め、改札止め等入場制限を行うとともに旅客の誘導、一方通行等の措置を早めに行う。                                                                      |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |            |          |        |        |    |      |       |      |     |          |      |     |       |      |    |        |      |    |       |      |    |         |      |    |        |      |    |       |      |     |       |       |      |       |         |       |
| ③ 適切な場内放送等により、旅客の鎮静化に努める。                                                                                               |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |            |          |        |        |    |      |       |      |     |          |      |     |       |      |    |        |      |    |       |      |    |         |      |    |        |      |    |       |      |     |       |       |      |       |         |       |

## 【資料 80】 埼玉県病院施設対策

### 1 患者に対する措置

警戒宣言発令の情報を、把握したら、ただちに関係医療団体及び公的医療機関に対して埼玉県地域防災計画（震災対策編）に基づく体制にいつでも移行できるよう整えるとともに、入院患者に対して安全措置を講ずるよう協力を依頼し、また、外来患者に対しては可能な限り、診療業務を行い、住民の不安をなくすよう協力を依頼する。

### 2 防災措置等

県は、判定会招集等の情報を把握しだい、埼玉県医師会並びに県立病院をはじめ、他の公的病院にこの旨を連絡し、埼玉県地域防災計画（震災対策編）に定められている活動体制にいつでも移行できるよう、協力依頼するものとする。

病院については、それぞれ地震対策についての計画に従った活動体制に速やかに移行するための準備体制に入るものとする。

その他、とくに震災対策については二次災害対策が重要であり、防災対策並びに毒劇物等の薬品管理及び放射性物質等の危険物管理についても万全を期するものとする。

### 3 赤十字病院

#### (1) 入院患者に対する措置

赤十字病院は、別に定めた「赤十字病院震災対策要領」（以下「要領」という。）に基づき入院患者の退避又は安全確保の措置を講ずる。

#### (2) 病院内の防災措置等

赤十字病院は、別に定めた「要領」に基づき次の地震防災応急対策の措置を講ずる。

- ア 警戒宣言発令情報の伝達等
- イ 地震防災応急対策の実施要員の確保
- ウ 震災に備えた資機材、人員等の配備手配
- エ 外来患者、来訪者等の退避又は安全確保の措置
- オ 貯蔵する高圧ガス、毒物、劇物等の応急的保全措置
- カ その他地震防災上必要と認める措置



## 【資料 81】 電気通信施設防災対策

### 【東日本電信電話株式会社】

警戒宣言に伴う東日本電信電話株式会社埼玉事業部の措置は次のとおりである。

#### (1) 情報提供

警戒宣言が発せられた場合、強化区域内の組織その他の地域で必要とする組織においては、利用者の利便に関する事項について、ホームページ等を通じ情報提供及び必要な広報を行う。

#### (2) 要員

対策要員は、警戒宣言発令若しくは東海地震注意報の発表の情報を知った時は、速やかに地震災害警戒本部又は、情報連絡室へ参集する。

#### (3) 通信の利用制限

警戒制限の発出、若しくは地震災害に関する各種情報の報道により、通信の疎通が著しく困難となった場合には、重要通信の疎通確保に定めるところにより、強化区域内の組織及びその他の地域で必要とする組織において、地震防災応急対策の実施上重要な通信を確保するため、利用制限等臨機の措置を取る。

#### (4) 災害対策機器等の配備及び災害対策用機材の確保

ア 地震災害の発生等において、重要通信を確保し、また、災害を迅速に普及等に係わる組織においての災害対策用機器を事前に配備する。

イ 東海地震注意報若しくは警戒宣言が発せられた場合、災害復旧等にかかわる組織においては、災害対策要資機材、車両等の所在及び数量等を確認し緊急確保に努める。

#### (5) 電気通信設備の点検

警戒宣言が発せられた場合、強化区域内の組織は、通信建物並びに需要通信設備について巡視し、必要な点検を実施する。

## 【資料 82】 電力施設防災対策

### 【東京電力パワーグリッド株式会社】

#### (1) 基本方針

電力は、地震災害応急対策の実施をはじめとするすべての活動の基盤となるものであるため、警戒宣言が発せられた場合においても、原則として供給を継続する。

#### (2) 要員

非常災害対策本（支）部構成員は、東海地震注意情報が発せられた場合、あるいは警戒宣言発令の情報を知ったときは、速やかに所属する事業所に参集する。

#### (3) 資機材の確保

警戒宣言が発せられた場合、各本（支）部は、工具、車両、舟艇、発電車、仮送電力用の資機材等を整備、確保して応急出動に備えるとともに、手持資機材の数量確認及び緊急確保に努める。

#### (4) 電力施設の予防措置

東海地震注意情報に基づき、電力施設については次に掲げる各号の予防措置を講ずる。この場合において地震発生危険性の鑑み、作業上の安全に十分配置した判断を行うものとする。

##### ア 特別巡視・特別点検等

東海地震注意情報に基づき電力施設に対する特別巡視、特別点検、機器調整等を実施する。

##### イ 通信網の確保

保安通信設備の点検、整備を行い、必要に応じ緊急時運用体制の確立を行う。またNTT、鉄道、警察、消防、諸官庁等との連携を密にし、通信網の確保に努める。

##### ウ 応急安全措置

仕掛け工事及び作業中の各電力施設については、状況に応じた設備保全及び人身安全上の応急措置を実施する。

#### (5) 社外者の避難誘導

警戒宣言が発せられたときは変電所等への見学者、訪問者に対して、関係市町村と連携のうえ、連絡並びに避難方法の徹底を図る等、的確な安全措置を講ずる。

## 【資料 83】 ガス施設防災対策

### 【東京ガスグループ】

#### 1 ガス工作物の巡視・点検・検査等

ガス工作物を常に法令に定めるガス工作物の技術上の基準に適合するように維持し、さらに事故の未然防止を図るため、定期的にガス工作物の巡視点検を行い、ガス事故の防止を図る。また、被害の発生が予想される場合にはあらかじめ定めるところにより巡回点検する。

#### 2 工事等の中断

警戒宣言が発せられた場合、工事中又は作業中のガス工作物等については状況に応じて応急的保安措置を実施のうえ、工事または作業を中断する

#### 3 災害対策用資機材等の確保

製造設備・供給設備の復旧用鋼材・配管材料・工具等必要資機材は、平常時からその確保に努めるとともに定期的に保管状況を点検整備する。また、必要資機材をリスト化するとともに、調達体制を整備する。

##### (1) 車両の確保

非常事態における迅速な出動および資機材の輸送手段の確保を図るため、拠点においては、工作車・緊急車等の車両を常時稼働可能な状態に整備しておく。また、掘削車・採水車等の特殊な作業車および工作機械等は関係工事会社等と連携し、その調達体制を整備する。

##### (2) 代替熱源

ガス供給停止時における代替熱源の供給のため に、移動式ガス発生設備の確保に努めるとともに、カセットコンロ類、LPG等の調達ルートを把握しておく。

##### (3) 生活必需品の確保

非常事態に備え、食糧・飲料水・寝具・医薬品・仮設トイレ等の生活必需品の確保に努めるとともに、定期的に保管状況を点検整備する。

##### (4) 前進基地の確保

非常事態に備え前進基地用地、宿泊施設等の候補をあらかじめ調査しておく。

#### 4 避難等の要請

警戒宣言が発せられた場合、本社および事業所等の従業員、見学者、訪問者等に対しては警戒宣言が発せられた旨を伝達し、避難、帰宅等を要請する。

**【資料 84】 和光市土のう保管箱の設置及び管理に関する要綱**

和光市告示第 232 号

和光市土のう保管箱の設置及び管理に関する要綱を次のように定める。

平成 26 年 12 月 3 日

和光市長 松本 武洋

和光市土のう保管箱の設置及び管理に関する要綱

(趣旨)

第 1 条 この告示は、市内の家屋等への浸水による被害を予防するため、市民が必要に応じて自主的に使用することができる土のうを保管する箱（以下「土のう保管箱」という。）の設置及び管理に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 浸水 河川の水又は雨水が家屋等の床上又は床下に至ることをいう。
- (2) 土のう 布等の袋に土砂を詰めたものをいう。

(土のう保管箱の設置)

第 3 条 市長は、必要に応じ、浸水による被害が想定される地域に土のう保管箱を設置する。

- 2 土のう保管箱は、公共施設等の敷地内のうち、市民が土のうを容易に使用できる場所に設置するものとする。
- 3 市長は、土のう保管箱を設置したときは、ホームページへの掲載その他市長が必要と認める方法により積極的に周知を図るものとする。

(土のうの使用等)

第 4 条 市民は、家屋等への浸水のおそれがあるときは、土のう保管箱に保管された土のうを使用することができる。

- 2 市民は、前項の規定により使用した土のうを自らの責任において適切に処分しなければならない。

(土のう保管箱の管理)

第 5 条 市長は、土のう保管箱の設置の状況を定期的に確認するものとする。

- 2 市長は、土のう保管箱に保管された土のうが著しく減少したときは、土のうを補充するものとする。

(土のう保管箱の撤去)

第 6 条 市長は、浸水対策の推進等により土のう保管箱を設置する必要がないと認めたときは、土のう保管箱を撤去することができる。

- 2 第 3 条第 3 項の規定は、土のう保管箱の撤去について準用する。

(不正使用の禁止)

第 7 条 市民は、家屋等への浸水による被害を予防する目的以外に土のうを使用してはならない。

(費用の返還)

第 8 条 市長は、前条の規定に反して土のうを使用した者に対し、当該土のうの購入に要した費用の全部又は一部を返還させることができる。

(委任)

第 9 条 この告示に定めるもののほか、土のう保管箱の設置及び管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

## 【資料 85】 和光市の内水災害対策

和光市の水害は、和光市防災アセスメント報告書「水害危険箇所及び貯留施設分布図」に示すように5つのブロックに区分することができる。同図から、当市の水害では、小河川の氾濫や内水災害の比重が大きいことが分かる。各ブロックを、和光市防災アセスメント報告書「既往災害の実態図」と照らしてみると以下のとおりにまとめられる。

- ① ブロック「白子川周辺地区」  
降雨による地表水が白子川に流入し、河川断面を上回る流量となると、白子川沿いの沖積低地が冠水し、周辺住宅に被害を与える。
- ② ブロック「谷中川周辺地域」  
白子川周辺と同様、周辺の沖積低地が冠水する。
- ③ ブロック「越戸川周辺地域」  
同上
- ④ ブロック「荒川右岸氾濫原低地部（新河岸川右岸、越戸川右岸）」  
旧水田地帯のため雨水が滞留するとともに、付近の沖積谷から流入する雨水も滞留し、浸水被害を与える。
- ⑤ ブロック「荒川右岸氾濫原低地部（新河岸川右岸、白子川左岸）」  
市道 537 号線と沖積小谷の交差点の下新倉地区の台地を刻む狭小な谷がいく筋か見られるが、これと市道 537 号線との交差点は、沖積谷が荒川の氾濫原低地に入り込む地点に当たっており局部的な凹地となっている。沖積谷から流出する降雨がこの凹地部に滞留し、周辺に浸水被害を与える。

以上のような5つのブロックに対し、本市での施設として、「水害危険箇所及び貯留施設分布図」に示すように、31 箇所の貯留施設が設けられている。

更に、河川に対しては、次に示すような河川改修計画が進められている。

朝霞県土整備事務所

| 河川名 | 改修計画内容                                                                                                                      |
|-----|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 谷中川 | 流域面積 4km <sup>2</sup> 流路延長 0.53km<br>基本高水流量 25m <sup>3</sup> /s 確率規模 1/3<br>計画高水流量 25m <sup>3</sup> /s<br>時間雨量強度 50mm/h     |
| 越戸川 | 流域面積 7.85km <sup>2</sup> 流路延長 3.63km<br>基本高水流量 45m <sup>3</sup> /s 確率規模 1/3<br>計画高水流量 45m <sup>3</sup> /s<br>時間雨量強度 50mm/h  |
| 白子川 | 流域面積 25km <sup>2</sup> 流路延長 10.00km<br>基本高水流量 200m <sup>3</sup> /s 確率規模 1/3<br>計画高水流量 140m <sup>3</sup> /s<br>時間雨量強度 50mm/h |

従って、前記した①、②、③ブロックについては、上表に示した河川改修が実施されることにより、概ね内水災害の危険性を取り除くことができる。

④ブロックについては、現在一部で造成工事等により盛土されているため、今後の冠水可能性地域に狭められているが、いずれにしても、広範囲にわたるため、大容量の調整池又は排水防除の設置が必要となつてこよう。この対策に対しては、新河岸川流域総合治水対策協議会による「新河岸川流域河川整備計画」がある。

⑤ブロックについては、既往の災害は必ずしも、谷筋と一致しているわけではない。しかし、災

害は、沖積谷からの流出雨水によるものであるから、谷の出口付近に貯留施設を設けることにより予防することが可能である。

また、白子川の内水予防対策事業計画に基づく白子川の改修等下流域（水木橋下流）の内水対策施設の設置により、白子川下流域における内水災害は減少している。

なお、台風、集中豪雨等により家屋又は道路等に浸水のおそれがある場合については、和光市建設部及び上下水道部は、総合治水対策の一環として側溝や雨水管等の整備を行う。

Ⅵ資料編  
和光市水防資機材一覧表

【資料 86】 和光市水防資機材一覧表

| 種類                     |     | 総合体育館 | 総合福祉会 | 白子三丁目 | 下新倉防災 | 新倉一丁目 | 和光市役所 | 地区防災倉   | 計     |
|------------------------|-----|-------|-------|-------|-------|-------|-------|---------|-------|
|                        | 単位  | 防災倉庫  | 館防災倉庫 | 防災倉庫  | 倉庫    | 防災倉庫  | 防災倉庫  | 庫(12箇所) |       |
| 防水シート<br>(ブルーシート)      | 枚   | 99    | 30    | 52    | 10    | 20    | 10    | 10      | 341   |
| スーパーハイテク<br>止水シート (5m) | セット | —     | —     | —     | 4     | —     | —     | —       | 4     |
| 土嚢袋                    | 枚   | 0     | 400   | 400   | 130   | 400   | 600   | 500     | 2,430 |
| (普通)                   |     | —     | 400   | 400   | 130   | 400   | 500   | 500     | 2,330 |
| (土不要)                  |     | —     | —     | —     | —     | —     | 100   | —       | 100   |
| 揚水ポンプ                  | 台   | —     | —     | —     | 3     | —     | —     | —       | 3     |
| 油吸着剤                   | 個   | —     | —     | —     | 500   | —     | —     | —       | 500   |
| オイルフェンス                | 個   | —     | —     | —     | 7     | —     | —     | —       | 7     |
| ボート                    | 隻   | —     | —     | —     | 1     | —     | —     | —       | 1     |
| 針付き探索棒 (6m)            | 本   | —     | —     | —     | 5     | —     | —     | —       | 5     |
| ライトブイ                  | 基   | —     | —     | —     | 1     | —     | —     | —       | 1     |
| 水中ライト                  | 台   | —     | —     | —     | 1     | —     | —     | —       | 1     |
| 長柄桶                    | 本   | —     | —     | —     | 3     | —     | —     | —       | 3     |

【資料 87】 和光市水害時の避難所

指定緊急避難場所（洪水）

| 地域名      | 避難場所      | 備考 |
|----------|-----------|----|
| 新倉地区     | 新倉小学校     |    |
|          | 新倉北地域センター |    |
|          | 坂下公民館     |    |
| 下新倉・白子地区 | 白子小学校     |    |
|          | 大和中学校     |    |
| 地区指定なし   | 総合体育館     |    |

指定避難所（洪水）

| 地域名      | 避難所   | 備考 |
|----------|-------|----|
| 新倉地区     | 新倉小学校 |    |
| 下新倉・白子地区 | 白子小学校 |    |
| 地域指定なし   | 総合体育館 |    |



**【資料 88】 風水害時の通信施設の復旧**

応急復旧措置

通信施設に被害を受け、応急復旧措置を講ずる必要が生じたとき、東日本電信電話株式会社埼玉事業部は直ちに非常体制の組織を編成し、通信途絶の解消と重要回線の確保に努める。

- (1) 回線の切替え措置
- (2) 中継順路の変更、発信規制等の臨時疎通措置
- (3) 可搬無線機、移動無線車の発動及び運用
- (4) 移動電源車、携帯用発電機の発動及び運用
- (5) 広報活動については、市災害対策本部に通信設備の状況を報じるとともに、市災害広報計画に基づき市民への周知徹底を図る。

【資料 89】 水害対応チェックリスト

| 水害対応チェックリスト（和光市） |                                                                 |                                                  |                                                                                          |           |
|------------------|-----------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------|-----------|
| 河川<br>水位         | 気象・水象                                                           | 国交省河川事務所からの情報                                    | 市町村の対応                                                                                   | チェック<br>欄 |
| 低い               | 治水橋水位観測所の水位が水防団待機水位に到達した場合<br>【治水橋水位観測所（水位7.00m）】               | 水防警報（待機・準備）<br>※危機管理室にメール、FAXにより送付               | 防災体制を構築する（第一次防災体制）                                                                       |           |
|                  |                                                                 |                                                  | 上流域を含む防災気象情報等を監視し、水位を把握する連絡要員を配置する                                                       |           |
|                  |                                                                 |                                                  | 連絡要員は、1時間おきに河川水位、雨量、降水短時間予報を確認する                                                         |           |
|                  | 気象庁から大雨注意報等が発表された場合                                             | 水防警報（出動）<br>※危機管理室にメール、FAXにより送付                  | 水防警報発表文を確認し、水防団（消防団）に対し「待機、準備」を指示する                                                      |           |
|                  |                                                                 |                                                  | 樋管等の操作担当者（道路安全課・下水道課）に、操作に関する注意喚起を行う                                                     |           |
|                  |                                                                 |                                                  | 防災体制を強化する（第二次防災体制）                                                                       |           |
|                  | 治水橋水位観測所の水位が氾濫注意水位に到達した場合<br>【治水橋水位観測所（水位7.50m）】                | 洪水予報（氾濫注意情報）<br>※危機管理室にメール、FAXにより送付              | 管理職等を配置し、避難情報の発令を判断できる体制をとる                                                              |           |
|                  |                                                                 |                                                  | 避難所の開設を検討する                                                                              |           |
|                  |                                                                 |                                                  | 要配慮者施設などに「洪水予報（氾濫注意情報）」をFAXにより伝達する                                                       |           |
|                  |                                                                 |                                                  | 水防団（消防団）もしくは職員等による監視体制をとるため「出動」を指示する                                                     |           |
|                  |                                                                 |                                                  | 巡視結果や水防活動の実施状況を把握し、水防上危険であると認められる箇所があるときは河川事務所に連絡して必要な措置を求める                             |           |
|                  |                                                                 |                                                  | 重要水防箇所や危険箇所の位置、氾濫シミュレーション等を確認し。避難情報の発表対象地域を検討する                                          |           |
|                  |                                                                 |                                                  | 避難が必要な状況が夜間・早朝になることが想定される場合は、早めに避難情報の発表の判断を行う                                            |           |
|                  | 治水橋水位観測所の水位が避難判断水位に到達した場合<br>【治水橋水位観測所（水位12.80m）】               | 洪水予報（氾濫警戒情報）<br>※危機管理室にメール、FAXにより送付              | 国交省に対するリエゾンの派遣要請について検討する                                                                 |           |
|                  |                                                                 |                                                  | 必要に応じ、河川事務所長へ助言を要請する                                                                     |           |
|                  |                                                                 |                                                  | 河川事務所長へリエゾンの派遣を要請する                                                                      |           |
|                  | 治水橋水位観測所の水位が氾濫危険水位に到達した場合や到達するおそれがある場合<br>【治水橋水位観測所（水位13.30m）】  | 水防警報（状況）<br>※危機管理室にメール、FAXにより送付                  | 防災体制をさらに強化する（第三次防災体制）                                                                    |           |
|                  |                                                                 |                                                  | 首長もしくは代理者（危機管理監）が発令し、避難指示等を発令できる体制をとる                                                    |           |
|                  |                                                                 |                                                  | 水位等の監視体制を強化し10分毎の河川水位、雨量、降水短時間予報を確認する                                                    |           |
|                  |                                                                 |                                                  | 要配慮者施設等に「洪水予報（氾濫警戒情報）」をFAXにより伝達する                                                        |           |
|                  |                                                                 |                                                  | 「避難情報」の発令の検討及び必要に応じ発令を行う                                                                 |           |
|                  | 治水橋水位観測所の水位が氾濫危険水位に到達した場合や到達するおそれがある場合<br>【治水橋水位観測所（水位14.60m※）】 | 水防警報（状況）<br>※危機管理室にメール、FAXにより送付                  | 重要水防箇所や危険箇所の位置、氾濫シミュレーション等を確認し。避難指示等の発令対象地域を検討する                                         |           |
|                  |                                                                 |                                                  | 避難が必要な状況が夜間・早朝になることが想定される場合は、早めに避難指示等の発令の判断を行う                                           |           |
|                  |                                                                 |                                                  | 巡視結果や水防活動の実施状況を把握し、水防上危険であると認められる箇所があるときは河川事務所に連絡して必要な措置を求める                             |           |
|                  | 堤防天端に水位が到達するおそれがある場合<br>【治水橋水位観測所（概ね水位14.60m※）】                 | ホットライン<br>（河川事務所から予め定めた市町村担当者へ直接電話等で連絡）          | 過去の洪水との比較等、洪水の切迫性について確認する                                                                |           |
|                  |                                                                 |                                                  | 必要に応じ、河川事務所長へ助言を要請する                                                                     |           |
|                  |                                                                 |                                                  | 河川事務所長へリエゾンの派遣を要請する                                                                      |           |
| 高い               | 治水橋水位観測所の水位が氾濫危険水位に到達した場合や到達するおそれがある場合<br>【治水橋水位観測所（水位13.30m）】  | 洪水予報（氾濫危険情報）<br>※危機管理室にメール、FAXにより送付              | 防災体制をさらに強化する（第四次防災体制）                                                                    |           |
|                  |                                                                 |                                                  | 予め定めた防災対応の全職員が体制に入る                                                                      |           |
|                  |                                                                 |                                                  | 要配慮者施設等に「洪水予報（氾濫危険情報）」をFAXにより伝達する                                                        |           |
|                  | 堤防天端に水位が到達するおそれがある場合<br>【治水橋水位観測所（概ね水位14.60m※）】                 | 「避難指示」を発令する<br>（必要に応じ、ホットライン等により河川事務所へ対象地域を確認する） | 必要に応じ、河川事務所長へ助言を要請する                                                                     |           |
|                  |                                                                 |                                                  | リエゾンを通じ、河川事務所に災害対策機械の派遣などの支援を要請する                                                        |           |
|                  |                                                                 |                                                  | 水防団等の活動状況を確認し、必要に応じ都道府県への自衛隊の派遣を要請する。また、水防団等に対し必要に応じ安全な場所に退避を指示する                        |           |
|                  | 堤防の決壊等による氾濫が発生した場合                                              | 要配慮者施設等に「洪水予報（氾濫危険情報）」をFAXにより伝達する                | 要配慮者施設等に「洪水予報（氾濫危険情報）」をFAXにより伝達する                                                        |           |
|                  |                                                                 |                                                  | 水防団等の活動状況を確認し、必要に応じ都道府県への自衛隊の派遣を要請する。また、水防団等に対し必要に応じ安全な場所に退避を指示する                        |           |
|                  |                                                                 |                                                  | 氾濫シミュレーションの結果等を確認し、避難指示を発令する                                                             |           |
| 高い               | 堤防の決壊等による氾濫が発生した場合                                              | 洪水予報（氾濫発生情報）<br>※危機管理室にメール、FAXにより送付              | 要配慮者施設等に「洪水予報（氾濫発生情報）」をFAXにより伝達する                                                        |           |
|                  |                                                                 |                                                  | 住民に対し、堤防の決壊等の状況を周知する                                                                     |           |
|                  |                                                                 |                                                  | 水防団等からの報告等により堤防の決壊をいち早く覚知した場合には、河川事務所、都道府県、所轄警察署等の関係機関に通知する。また、できる限り氾濫による被害が拡大しないように努める。 |           |
| 高い               | 堤防の決壊等による氾濫が発生した場合                                              | ホットライン<br>（河川事務所長から首長へ直接電話等で連絡）                  | 氾濫シミュレーションの結果等を確認し、必要に応じ都道府県へ自衛隊の派遣を要請する                                                 |           |
|                  |                                                                 |                                                  |                                                                                          |           |

【資料 90】 水害（洪水）時の伝達文例

1 避難準備・高齢者等避難開始

こちらは、「ぼうさいわこう」です。

避難準備・高齢者等避難開始をお知らせをします。

●●川の水位が、避難判断水位に到達したため、●時●分に●●川に関する避難準備・高齢者等避難開始を発令しました。●●川周辺の浸水想定区域の方は、避難準備又は高齢者の方などは避難を開始してください。

また気象情報を注視し、危険だと思う際は、迷わず避難してください。

高齢者の方など、避難に時間のかかる方は特に早めの行動をお願いします。

〔なお、現場に警察官や市・消防職員などがある場合には、その指示に従ってください。〕

2 避難勧告

こちらは、「ぼうさいわこう」です。

●●川の水位が、氾濫のおそれがある水位に到達したため、●時●分●●川に関する避難勧告を発令しました。

●●川周辺の浸水想定区域の方は、直ちに、避難行動を取ってください。外が危険な状況の場合は、建物内の2階以上の部屋に移動して安全を確保してください。

またできるだけ、隣近所の方にも一声かけて避難してください。

〔なお、現場に警察官や市・消防職員などがある場合には、その指示に従ってください。〕

3 避難指示（緊急）

こちらは、「ぼうさいわこう」です。

和光市災害対策本部から●時●分●●川に関する避難指示（緊急）を発令しました。

いまだ避難していない方は、直ちに避難して下さい。外が危険な状況の場合は、建物内の2階以上の部屋に移動して安全を確保してください。

〔なお、現場に警察官や市・消防職員などがある場合には、その指示に従ってください。〕

※越水等が発生した場合

●●地区で●●川の水が堤防からあふれました。現在浸水により、●●は通行できない状況です。●●地区を避難中の方は、大至急、最寄の高層建物など、安全な場所に避難してください。

## 【資料 91】 土砂災害警戒区域・特別警戒区域の指定の基準

### 1 指定の基準

#### (1) 土砂災害警戒区域（通称：イエローゾーン）（土砂災害防止法施行令 第2条）

##### ア 急傾斜地の崩壊

- (ア) 傾斜度が30度以上で高さが5m以上の区域
- (イ) 急傾斜地の上端から水平距離が10m以内の区域
- (ウ) 急傾斜地の下端から急傾斜地高さの2倍（50mを超える場合は50m）以内の区域

##### イ 土石流

土石流の発生のおそれのある溪流において、扇頂部から下流で勾配が2度以上の区域

##### ウ 地すべり

- (ア) 地すべり区域（地すべりしている区域又は地すべりするおそれのある区域）
- (イ) 地すべり区域下端から、地すべり地塊の長さに相当する距離（250mを超える場合は、250m）の範囲内の区域

#### (2) 土砂災害特別警戒区域（通称：レッドゾーン）（土砂災害防止法施行令 第3条）

急傾斜の崩壊に伴う土石等の移動等により建築物に作用する力の大きさが、通常の建築物が土石等の移動に対して住民の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれのある崩壊を生ずることなく耐えることのできる力を上回る区域。

ただし、地すべりについては、地すべり地塊のすべりに伴って生じた土石等により力が建築物に作用したときから30分間が経過したときにおいて建築物に作用する力の大きさとし、地すべり区域の下端から最大で60m範囲内の区域。

### 2 指定後の措置

#### (1) 土砂災害警戒区域

急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、住民等の生命又は身体に危害が生じるおそれがあると認められる区域であり、危険の周知、警戒避難体制の整備が行われる。

##### ア 市町村地域防災計画への記載（土砂災害防止法 第7条1項）

土砂災害が生じるおそれのある区域において土砂災害に関する情報の収集・伝達、予警報の発令及び伝達、避難、救助等の警戒避難体制を確立しておくことが大切である。このため、土砂災害に関する警戒避難体制について、その中心的役割を担うことが期待される市町村防災会議が策定する市町村地域防災計画において、警戒区域ごとに警戒避難体制に関する事項を定めることとされている。

##### イ 要配慮者関連施設の警戒避難体制（土砂災害防止法 第7条2項）

高齢者、障害者、乳幼児等、自力避難が困難なため土砂災害の犠牲者となりやすい要配慮者の利用する施設が警戒区域内にある場合には、市町村地域防災計画において要配慮者の円滑な警戒避難を実施するため、土砂災害に関する情報等の伝達方法を定めることとされている。

##### ウ 土砂災害ハザードマップによる周知の徹底（土砂災害防止法 第7条3項）

土砂災害による人的被害を防止するためには、住居や利用する施設に存する土地が土砂災害の危険性がある地域かどうか、緊急時にはどのような避難を行うべきか、といった情報が住民等に正しく伝達されていることが大切である。このため、市町村長は市町村地域防災計画に基づいて区域ごとの特色を踏まえた土砂災害に関する情報伝達、土砂災害のおそれがある場合の避難地に必要な情報を住民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物（ハザードマップ等）を配布し、その他必要な措置を講じることとなっている。

##### エ 宅地建物取引における措置（宅地建物取引業法 第35条（同法施行規則 第16条の4の3））

警戒区域では、宅地建物取引業者は、当該宅地又は建物の売買等にあたり、警戒区域内である旨について重要事項の説明を行うことが義務付けられている。

## (2) 土砂災害特別警戒区域

急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、建築物に損壊が生じ住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる区域で、特定の開発行為に対する許可制、建築物の構造規制等が行われる。

## ア 特定開発行為に対する許可制（土砂災害防止法 第 9 条）

特別警戒区域では、住宅地分譲や社会福祉施設、学校及び医療施設といった要配慮者施設の建築のための開発行為については、土砂災害を防止するための自ら施行しようとする対策工の計画が、安全を確保するために必要な技術基準に従っているものと都道府県知事が判断した場合に限って許可されることになる。

## イ 建築物の構造の規制（土砂災害防止法 第 23、24 条）

特別警戒区域では、住民等の生命体又は身体に著しい危害が生じるおそれある建築物の損壊を防ぐために、急傾斜地の崩壊等に伴う土石等の建築物に及ぼす力に対して、建築物の構造が安全なものとなるようにするために、居室を有する建築物については建築確認の制度が適用される。すなわち区域内の建築物の建築等に着手する前に、建築物の構造が土砂災害を防止・軽減するための基準を満たすものとなっているかについて、確認の申請書を提出し、建築主事の確認を受けることが必要になる。

## ウ 建築物の移転等の勧告及び支援措置（土砂災害防止法第 25 条）

急傾斜地の崩壊等が発生した場合にその住民の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれのある建築物の所有者、管理者又は占有者に対し、特別警戒区域から安全な区域に移転する等の土砂災害の防止・軽減のための措置について都道府県知事が勧告することができることになっている。

特別警戒区域内の施設設備にかかる防災工事や区域外への移転等に対しては、以下のような支援措置がある。

## (ア) 独立行政法人住宅金融支援機構の融資（独立行政法人住宅金融支援機構法 第 13 条）

地すべり等関連住宅融資は、特別警戒区域からの移転勧告に基づく家屋の移転、代替住宅の建設、土地の取得等に必要な資金の融資を受けられる。

## (イ) 住宅・建築物安全ストック形成事業による補助（社会資本整備総合交付金）

特別警戒区域内にある構造基準に適合していない住宅（既存不適格住宅）を特別警戒区域から移転し、代替家屋の建設を行うものに対し、危険住宅の除去等に要する費用及び危険住宅に変わる住宅の建設に要する費用の一部が補助される。

## エ 宅地建物取引における措置（宅地建物取引業法 第 33 条（同法施行令第 2 条の 5）、第 35 条（同法施行令第 3 条）、第 36 条（同法施行令第 2 条の 5））

特別警戒区域では、宅地建物取引業者は、特別の開発行為において、都道府県知事の許可を受け取った後でなければ当該宅地の広告、売買契約の締結が行えず、当該宅地又は建物の売買等にあたり、特定の開発の許可について重要事項説明を行うことが義務付けられている。

【資料 92】 和光市土砂災害時の避難所

指定避難所（土砂災害）

| 箇所名              | No.         | 住所                    | 避難所          |
|------------------|-------------|-----------------------|--------------|
| 牛房西峡 2           | I -0013     | 南 1 丁目 2              | 南地域センター      |
| 牛房東峡             | I -0055     | 白子 2 丁目 1             |              |
| 牛房西峡 1           | I -0011     | 白子 2 丁目 28 27, 4      | 向山地域センター     |
| 向山峡              | I -0044-1.2 | 白子 1 丁目 21、22         |              |
| 越之峡              | I -0012-1.2 | 白子 2 丁目 11、26、27 7, 5 | 白子コミュニティセンター |
| 寺の上 1            | I -0014-1.2 | 白子 3 丁目 34、40         |              |
| 城山坂（白子 3 丁目 - 2） | II -0050    | 白子 3 丁目 6             |              |
| 市場峡              | I -0031     | 白子 3 丁目 9、28、27       | 吹上コミュニティセンター |
| 南市場 1            | II -0052    | 白子 3 丁目 27            |              |
| 向坂               | I -0015     | 新倉 1 丁目 38            | 新倉コミュニティセンター |
| 峰                | I -0016     | 新倉 2 丁目 3、4           |              |
| 堀口               | I -0017     | 新倉 2 丁目 6             |              |
| 漆台               | I -0046-1.2 | 新倉 2 丁目 2             |              |
| 練田               | II -0048    | 新倉 3 丁目 11 17, 20     |              |
| 宮前 1             | I -0018     | 新倉 2 丁目 18            | 新倉北地域センター    |
| 宮前 2             | I -0047-1.2 | 新倉 2 丁目 13            |              |
| 半三池              | I -0048     | 新倉 2 丁目 20            |              |
| 宮前 3             | III -0029   | 新倉 2 丁目 18            |              |

【資料 93】 土砂災害（急傾斜地）時の前兆現象

| 前兆現象                             | 概要                                                                                    |
|----------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------|
| 斜面に亀裂ができる。                       | 斜面内部の地下水位の上昇による圧力の増加等に伴い、斜面内部の結合力が低下し、斜面の弱い部分に沿って変異（亀裂）が生じる現象。崩壊に至る可能性が高い。            |
| 小石が斜面からぱらぱらと落ち出す。                | 斜面内部の地下水位の上昇による圧力の増加等に伴い、斜面内部の結合力が低下し、斜面の表層部の比較的弱い箇所から落石が生じる現象。崩壊に至る可能性が高い。           |
| 斜面から異常な音、山鳴り、地鳴りが聞こえる。           | 斜面内部の地下水位の上昇による圧力の増加等に伴い、斜面内部の結合力が低下し、斜面全体が岩塊として変異（移動）するとともに、異常な音が発生する現象。崩壊に至る可能性が高い。 |
| 斜面にはらみが見られる。                     | 斜面内部の地下水位の上昇による圧力の増加等に伴い、斜面内部の結合力が低下し、斜面の弱い部分に沿って変異が生じる現象。崩壊に至る可能性が高い。                |
| 普段澄んでいる湧き水が濁ってきた。又は、水の噴き出しが見られる。 | 地盤内部に新たな水道の形成、又は地下水量の増加による浸食量の増大のために認められる現象。斜面内部の空洞が拡大し不安定化する。                        |
| 湧き水の急激な増加、又は減少・枯渇が見られる。          | 同上                                                                                    |

## 【資料 94】 土砂災害時の伝達文例

### 1 防災行政無線の伝達文例

#### (1) 避難準備・高齢者等避難開始

こちらは、「ぼうさいわこう」です。

避難準備・高齢者等避難開始をお知らせをします。

和光市に土砂災害警報が発令されました。急傾斜地危険箇所周辺にお住まいの方は、避難準備・又は高齢者の方などは避難を開始してください。また気象情報を注視し、危険だと思う際は、迷わず避難してください。

高齢者の方など、避難に時間のかかる方は特に早めの行動をお願いします。

〔なお、現場に警察官や市・消防職員などがいる場合には、その指示に従ってください。〕

#### (2) 避難勧告

こちらは、「ぼうさいわこう」です。

和光市災害対策本部から〇時〇分避難勧告を発令しました。

土砂災害の危険が高まっています。急傾斜地危険箇所周辺にお住まいの方は、直ちに、白子コミュニティセンター、新倉コミュニティセンター、吹上コミュニティセンター、南地域センター、向山地域センター、新倉北地域センターへ避難して下さい。またできるだけ、隣近所の方にも一声かけて避難して下さい。

〔なお、現場に警察官や市・消防職員などがいる場合には、その指示に従ってください。〕

#### (3) 避難指示（緊急）

和光市災害対策本部から〇時〇分避難指示（緊急）を発令しました。

土砂災害の危険が非常に高まり危険な状況です。急傾斜地危険箇所周辺にお住まいの方は、直ちに、白子コミュニティセンター、新倉コミュニティセンター、吹上コミュニティセンター、南地域センター、向山地域センター、新倉北地域センターへ急いで避難して下さい。または、避難する十分な時間のない方も、急斜面から離れた安全な建物へ避難して下さい。

〔なお、現場に警察官や市・消防職員などがいる場合には、その指示に従ってください。〕

### 2 市広報車、消防団車両、消防車両からの伝達文例

避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）、ともに、本文は、防災行政無線と同じで、頭に、「こちらは、和光市広報車です。」を付けて広報する。

※ 避難広報は対象地域に限定して、広報車などで集中的に実施する。



### 3 市ホームページ、メール、ツイッター、エリアメール等の伝達文例

#### (1) 避難準備・高齢者等避難開始

題名

○月○日和光市土砂災害警戒情報

本文

○時○分に和光市に土砂災害警戒情報が発表されました。

市内急傾斜地危険箇所等で、崖崩れの危険があります。急傾斜地周辺にお住まいの住民の皆さんは、避難準備又は高齢者の方などは避難を開始してください。気象情報を注視し、心配な場合、危険だと思う場合は、迷わず避難してください。早めの行動をお願いします。

#### (2) 避難勧告

題名

○月○日和光市避難勧告

本文

大雨による土砂災害の危険性が高まっていますので、○時○分避難勧告を発令しました。

急傾斜地危険箇所周辺にお住まいの住民の皆さんは、直ちに、白子コミュニティセンター、新倉コミュニティセンター、吹上コミュニティセンター、南地域センター、向山地域センター、新倉北地域センターへ避難して下さい。または、急斜面から離れた建物等へ避難して下さい。またできるだけ、隣近所の方にも一声かけて避難して下さい。

#### (3) 避難指示（緊急）

題名

○月○日和光市避難指示（緊急）

本文

大雨による土砂災害の危険性が極めて高まっているため、○時○分避難指示（緊急）を発令しました。

急傾斜地危険箇所周辺にお住まいの方は、直ちに、白子コミュニティセンター、新倉コミュニティセンター、吹上コミュニティセンター、南地域センター、向山地域センター、新倉北地域センターへ避難して下さい。または、避難する十分な時間のない方も、急斜面から離れた安全な建物へ避難して下さい。

## 【資料 95】 和光市中規模災害応急対策事業実施規程

和光市訓令第 1 号

本 庁  
出先機関

和光市中規模災害応急対策事業実施規程を次のように定める。

平成 26 年 12 月 3 日

和光市長 松本 武洋

### 和光市中規模災害応急対策事業実施規程

(趣旨)

第 1 条 この訓令は、中規模災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に実施する応急対策事業（以下「事業」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第 2 条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中規模災害 市内の限定的な地域に発生した災害
- (2) 避難者 中規模災害により避難する者
- (3) 被災者 中規模災害により被災した者
- (4) 避難所 避難者又は被災者を一時的に滞在させるために市が設置する施設
- (5) 土砂等 中規模災害により生じた泥土、砂れき、土石、岩石、樹木、竹木等
- (6) がれき 中規模災害により生じた家屋等又は家具等の廃材
- (7) 浸水 河川の水又は雨水が家屋等の床上又は床下に至ること。

(班の設置及び分掌事務)

第 3 条 市長は、市内で中規模災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、防災の推進を図るため必要があると認めるときは、別表第 1 に掲げる班を必要に応じて設置する。

2 各班の分掌事務は、別表第 2 のとおりとする。

(事業の内容)

第 4 条 市長は、事業として次に掲げる業務を行う。

- (1) 避難所の設置及びその公表
- (2) 避難者又は被災者に対する食料の供給及び寝具の貸与
- (3) 被災状況の調査及び被災証明の発行
- (4) 家屋等又は宅地（いずれも個人が所有するものに限る。）並びに道路（私道を含む。）内にたい積した土砂等の収集、運搬及び処分
- (5) がれきの収集、運搬及び処分
- (6) 土砂等がたい積し、又は浸水した家屋の消毒
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務

(事業の実施要件)

第 5 条 前条第 2 号及び第 3 号の業務は、避難者又は被災者からの要請により市長が必要と認める場合に実施する。

2 前条第 4 号から第 7 号までの業務は、被災者からの要請により次の各号のいずれかに該当する場合に実施する。

- (1) 二次災害又は災害の拡大が予想されるとき。
- (2) 公衆衛生上支障があるとき。
- (3) 個人で実施することが困難又は不適當であるとき。
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるとき。

3 前項の規定にかかわらず、前条第 4 号及び第 5 号の業務は、前項第 1 号又は第 2 号に該当し、

かつ、市長が緊急を要すると認めるときは、被災者からの要請を待たずに実施する。

（事業の実施期間）

第 6 条 事業の実施期間は、次の各号に掲げる業務の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。

ただし、市長が特に必要があると認めるときは、事業の実施期間を延長することができる。

(1) 第 4 条第 1 号及び第 2 号の業務 中規模災害が発生した日から起算して 7 日以内

(2) 第 4 条第 3 号から第 7 号までの業務 中規模災害が発生した日から起算して 10 日以内

（報告）

第 7 条 市長は、事業を実施したときは、速やかにその内容を議会に報告しなければならない。

（事業の移行）

第 8 条 市長は、事業の着手後、中規模災害による被害の拡大等により災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 23 条の 2 第 1 項に規定する和光市災害対策本部を設置したときは、和光市災害対策本部に事業を移行する。

（事業等の委任等）

第 9 条 市長は、別に定めるところにより、第 3 条の規定による班の設置及び事業の一部（次項において「事業等」という。）を危機管理監に委任し、又は危機管理監をして臨時に代理させることができる。

2 危機管理監は、前項の規定により委任された事業等又は臨時に代理した事業等の執行の状況を市長に報告しなければならない。

（委任）

第 10 条 この訓令に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

別表第1（第3条関係）

| 班名      | 班長                                           | 班員                                                  |
|---------|----------------------------------------------|-----------------------------------------------------|
| 本部班     | 危機管理室に所属する管理職員のうちから危機管理監が指名する者               | 危機管理室に所属する職員のうちから危機管理監が指名した4名以内の職員                  |
| 情報収集班   | 課税課に所属する管理職員のうちから総務部長が指名する者                  | 課税課に所属する職員のうちから総務部長が指名した3名以内の職員                     |
| 物資受入配分班 | 総務課及び収納課に所属する管理職員のうちから総務部長が指名する者             | 総務課及び収納課に所属する職員のうちから総務部長が指名した4名以内の職員                |
| 広報班     | 秘書広報課に所属する管理職員のうちから企画部長が指名する者                | 秘書広報課に所属する職員のうちから企画部長が指名した2名以内の職員                   |
| 財政班     | 財政課に所属する管理職員のうちから企画部長が指名する者                  | 財政課に所属する職員のうちから企画部長が指名した2名以内の職員                     |
| 農商工班    | 産業支援課に所属する管理職員のうちから市民環境部長が指名する者              | 産業支援課に所属する職員のうちから市民環境部長が指名した3名以内の職員                 |
| 環境衛生班   | 環境課に所属する管理職員のうちから市民環境部長が指名する者                | 環境課に所属する職員のうちから市民環境部長が指名した3名以内の職員                   |
| 清掃班     | 環境課に所属する管理職員のうちから市民環境部長が指名する者                | 環境課に所属する職員のうちから市民環境部長が指名した3名以内の職員                   |
| 避難所管理班  | 福祉部及び健康部に所属する管理職員のうちから福祉部長又は健康部長が指名する者       | 福祉部、健康部、子どもあんしん部及び市民環境部に所属する職員のうちからそれぞれ当該各部長が指名した職員 |
| 土木建設班   | 道路安全課及び駅北口まちづくり事務所に所属する管理職員のうちから都市整備部長が指名する者 | 道路安全課及び駅北口まちづくり事務所に所属する職員のうちから都市整備部長が指名した12名以内の職員   |
| 水道班     | 企業経営課及び水道施設課に所属する管理職員のうちから上下水道部長が指名する者       | 企業経営課及び水道施設課に所属する職員のうちから上下水道部長が指名した3名以内の職員          |
| 下水道班    | 下水道課に所属する管理職員のうちから上下水道部長が指名する者               | 下水道課に所属する職員のうちから上下水道部長が指名した3名以内の職員                  |

備考 管理職員とは、職員の給与に関する条例（昭和26年条例第2号）第17条の6の規定により管理職手当の支給を受けている職員をいう。

別表第 2（第 3 条関係）

| 班名      | 分掌事務                                                                                                                                                |
|---------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 本部班     | (1) 避難勧告、避難指示（緊急）等に関する事。<br>(2) 和光市消防団及び埼玉県南西部消防本部（消防局）との連絡調整に関する事。<br>(3) 事業の実施における各班への指示に関する事。<br>(4) 実施した事業の内容の取りまとめ及び報告に関する事。                   |
| 情報収集班   | (1) 被災状況（家屋の損壊等の状況）の調査に関する事。<br>(2) り災証明の発行に関する事。                                                                                                   |
| 物資受入配分班 | (1) 備蓄物品の配分及び避難所への輸送に関する事。                                                                                                                          |
| 広報班     | (1) 市民に対する災害情報等に関する広報に関する事。<br>(2) 報道機関等との連絡調整に関する事。<br>(3) 和光市災害用ハッシュタグに関する事。                                                                      |
| 財政班     | (1) 事業実施に係る予算の編成、執行及び管理に関する事。                                                                                                                       |
| 農商工班    | (1) 農地等の被災状況の把握に関する事。                                                                                                                               |
| 環境衛生班   | (1) 家屋の消毒に関する事。                                                                                                                                     |
| 清掃班     | (1) がれきの収集、運搬及び処分にに関する事。                                                                                                                            |
| 避難所管理班  | (1) 避難所の開設及び管理に関する事。<br>(2) 避難者又は被災者に対する食料の供給及び寝具の貸与に関する事。<br>(3) 災害時要援護者に関する事。                                                                     |
| 土木建設班   | (1) 土砂等の収集、運搬及び処分にに関する事。<br>(2) 公共土木施設等の被災状況の把握に関する事。<br>(3) 道路等の応急復旧に関する事。<br>(4) 水防（排水）に関する事。<br>(5) 河川の巡視及び水位の把握に関する事。<br>(6) 土木建設業者との連絡調整に関する事。 |
| 水道班     | (1) 水道施設等の被災状況の把握に関する事。<br>(2) 水道施設の応急復旧に関する事。                                                                                                      |
| 下水道班    | (1) 下水道施設等の被災状況の把握に関する事。<br>(2) 下水道施設の復旧に関する事。                                                                                                      |

【資料 96】 東武鉄道株式会社鉄道事故防止計画

1 事故防止対策

- (1) 来素から線路の巡回を実施して危険箇所の発見につとめ、輸送の安全を確保するとともに、従業員に対しては、機会あるごとに、指導教育訓練を実施し、災害時における応急対策要領の徹底を図るものとする。

特に要注意箇所については、厳重に監視するとともに、その改修につとめるものとする。

- (2) 降雪時における運行対策として、駅及び車両基地融雪器を設置し、防止を図るとともに、状況に応じて、排雪列車の運転を行う。

- (3) 気象観測機器設置場所（下線を付した場所は東上線沿線であることを示す）

ア 風速計設置場所

黒目川橋りょう 柳瀬川橋りょう 入間川橋りょう 越辺川橋りょう 都幾川橋りょう  
荒川橋りょう 高麗川橋りょう

イ 雨量計設置場所

下板橋 上板橋 朝霞 みずほ台 新河岸 鶴ヶ島 高坂 武蔵嵐山 男衾 東毛呂

ウ 地震計設置駅

上板橋 志木 坂戸 小川町

## 【資料 97】 電力施設応急対策計画（東京電力パワーグリッド株式会社埼玉総支社）

## 第 1 目的

この計画は、東京電力パワーグリッド株式会社埼玉総支社（以下、東電 P G という。）が、東京電力ホールディングス株式会社（以下、東電 H D という。）、東京電力エナジーパートナー株式会社（以下、東電 E P という。）、及び東京電力リニューアブルパワー株式会社（以下、東電 R P という。）と連携し、埼玉県内の台風、雪害、水害、地震、塩害その他の非常災害に際し、人身事故を防止し、電力施設の被害を最小限ならしめるとともに、被害の早期復旧を図ることを目的とする。

## 第 2 防災体制

## 1 非常態勢の区分

災害が発生するおそれがある場合、または発生した場合（以下「非常災害」という。）に対処するための非常態勢は次の区分による。

| 非 常 災 害 の 情 勢                                                                                                                                                                                             | 非常態勢の区分  |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・災害の発生が予想される場合</li> <li>・災害が発生した場合</li> <li>・電力制御システムへのサイバー攻撃によりシステムに異常が発生した場合</li> <li>・サイバー攻撃による停電が発生したと想定された場合</li> </ul>                                       | 第 1 非常態勢 |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・大規模な災害が発生した場合</li> <li>・大規模な災害の発生が予想される場合</li> <li>・電気事故ならびにサイバー攻撃による突発的な広範囲停電が発生した場合</li> <li>・東海地震注意情報が発せられた場合</li> <li>・南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合</li> </ul> | 第 2 非常態勢 |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・大規模な災害が発生し、復旧に長期化が予想される場合</li> <li>・電力供給区域あるいは事業所のある都、県内で震度 6 弱以上の地震が発生した場合</li> <li>・警戒宣言が発せられた場合</li> <li>・南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合</li> </ul>               | 第 3 非常態勢 |

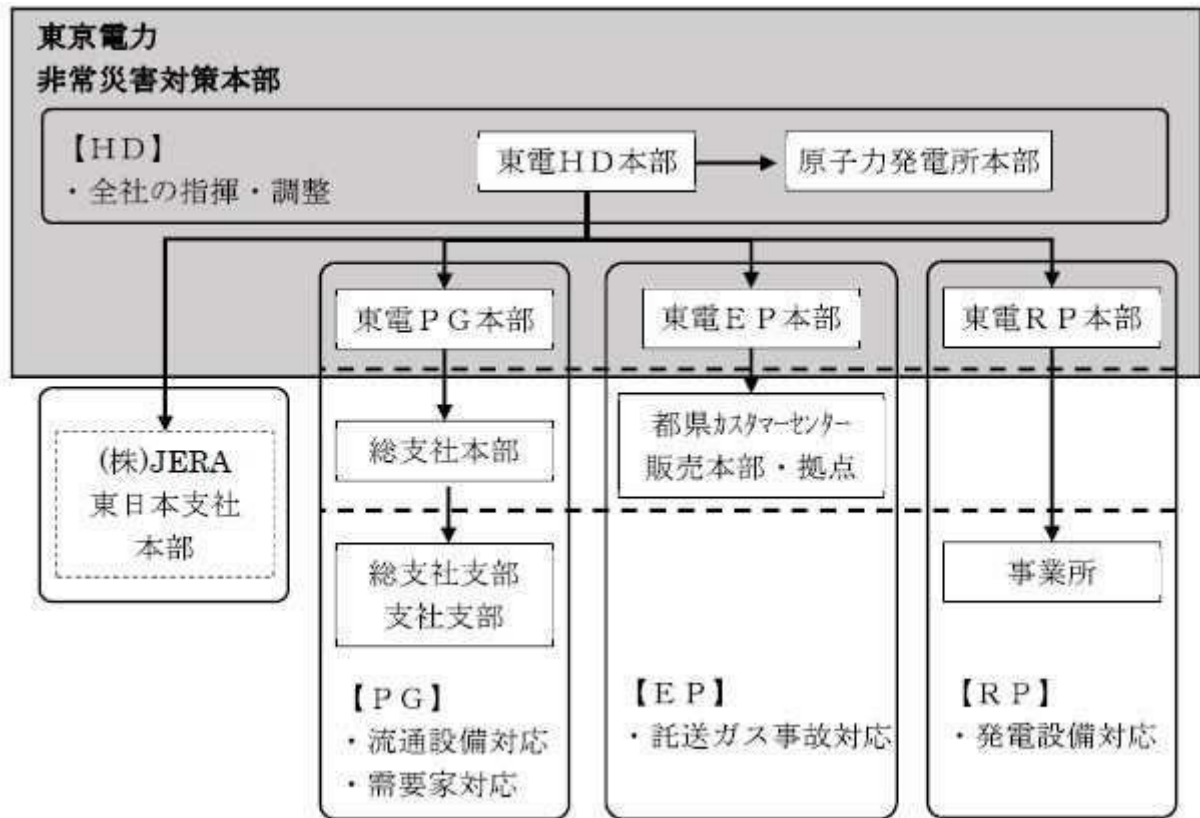
## 2 災害対策組織

(1) 東京電力非常災害対策本部態勢は次の通りとする。

## 【東京電力非常災害態勢】

東電 H D は、非常災害の情勢に応じて東電 P G、東電 E P 及び東電 R P と連携をとり、非常災害対策本部を設置する。

東電 H D、東電 P G、東電 E P、東電 R P 本部は、連携して非常災害対応を実施する。



- (2) 東京電力（HD、PG、EP、RP）本社、原子力発電所、総支社、電力所、各地域本部及び第一線機関は、非常態勢に対応する災害対策組織（以下「対策組織」という。）をあらかじめ編成しておく（対策組織は、情報班、広報班、復旧班、給電班、資材班、厚生班、総務班により構成されることを基本とする。）。
- (3) 対策組織を次のとおり非常災害対策本部と非常災害対策支部（以下「本（支）部」という。）に区分する。

| 事業所                                                 | 対策組織                 | 機能                                                            |
|-----------------------------------------------------|----------------------|---------------------------------------------------------------|
| 本社<br>(東電HD、東電PG、<br>東電EP、東電RP)<br>※第一線機関に掲げたものを除く。 | 東京電力<br>非常災害<br>対策本部 | ・東京電力全社における非常災害対策活動の総括・指揮<br>・本社における非常災害対策活動の実施               |
| 原子力発電所（東電HD）総支社（東電PG）電力所（東電PG）各地域本部（東電EP）           | 非常災害対策<br>事業所本部      | ・自事業所における非常災害対策活動の実施<br>・各都県域等に所属する事業所において実施される非常災害対策活動の総括・指揮 |



## 【資料 97】 電力施設応急対策計画（東京電力パワーグリッド株式会社埼玉総支社）

|       |                                                                                                                                                          |              |                      |
|-------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------|----------------------|
| 第一線機関 | （東電HD）<br>・経営技術戦略研究所<br>・建設所<br>・ビジネスソリューションカンパニー<br><br>（東電PG）<br>・支社<br>・総合研修センター<br>・配電エンジニアリングセンター<br>・送変電機縁説センター<br>・その他第一線機関<br><br>（東電RP）<br>・事業所 | 非常災害<br>対策支部 | ・自事業所における非常災害対策活動の実施 |
|-------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------|----------------------|

（注）建設所には、建設準備事務所を含む。

（４）各班の班長・副班長および要員については、あらかじめ定めておく。

（５）災害により事業所が被災した場合の非常災害対策活動の拠点をあらかじめ定めておくこととする。

（６）非常災害対策事業所本部とは、原子力発電所、総支社、電力所および各地域本部などの都県域等のエリアを総括・指揮する本部をいう。

### 第３ 対策組織の運営

#### １ 非常態勢の発令及び解除

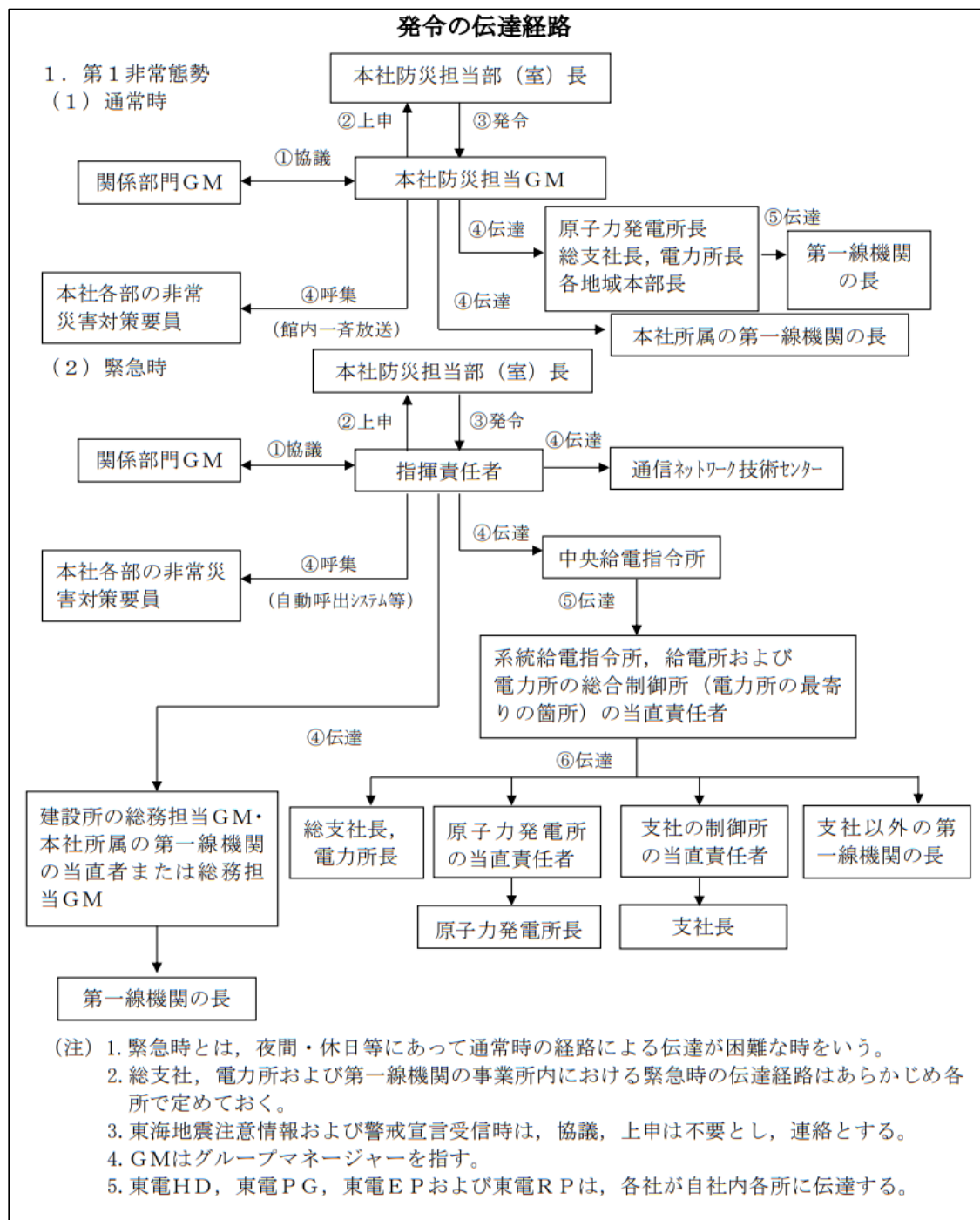
- （１） 東電HD、東電PG、東電EPの本社防災担当部（室）長（第１非常態勢の場合は防災担当グループマネージャー）は、非常災害が発生したときは、原則として関係部・組織と協議し、態勢区分に応じた非常態勢の発令を発令者へ上申する。発令者は、それに基づき非常態勢を発令するとともに、他の会社へ発令を通知する。なお、発令者が不在の場合は、あらかじめ指定された代理者が発令する。
- （２） 原子力発電所、総支社、電力所、各地域本部及び第一線機関の長は、非常災害態勢を発令した場合は、速やかに対策組織を設置するとともに上級機関の長へ報告する。解除の場合も同様とする。

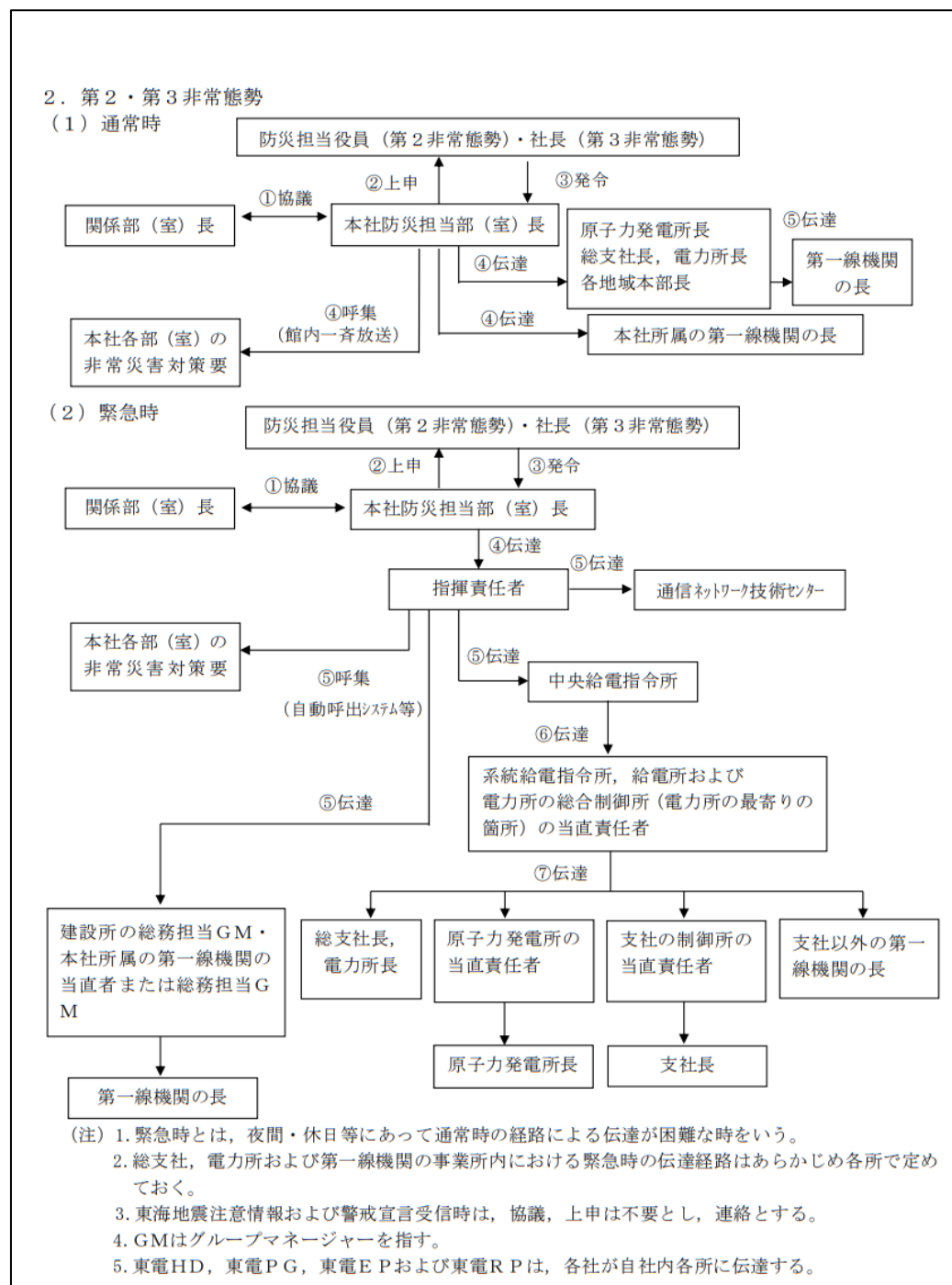
| 態勢区分    | 発 令 者                                                        |       |       |       |                                         |
|---------|--------------------------------------------------------------|-------|-------|-------|-----------------------------------------|
|         | 東電HD                                                         | 東電E P | 東電P G | 東電R P | 原子力発電所<br>総支社，電力所，<br>各地域本部<br>および第一線機関 |
| 第1 非常態勢 | 防災担当部（室）長                                                    |       |       |       | それぞれの長                                  |
| 第2 非常態勢 | 防災担当役員                                                       | 社長    |       |       | それぞれの長                                  |
|         | （東海地震注意情報及び南海トラフ地震臨時<br>情報（巨大地震注意）が発せられた場合は<br>防災担当部（室）長）    |       |       |       |                                         |
| 第3 非常態勢 | 社 長<br>（警戒宣言及び南海トラフ地震臨時情報（巨大<br>地震警戒）が発せられた場合は防災担当部（室）<br>長） |       |       |       | それぞれの長                                  |

（３） 非常態勢が発令された場合は，速やかに本（支）部を設置する。

（４） 発令の伝達経路は，次のとおりとする。

## 【資料 97】 電力施設応急対策計画（東京電力パワーグリッド株式会社埼玉総支社）





(5) 東海地震注意情報、警戒宣言、南海トラフ地震臨時情報が発せられた場合、本社は防災担当部（室）長が、原子力発電所、総支社、電力所、各地域本部および第一線機関はそれぞれの長が、あらかじめ定めた態勢区分を発令する。

(6) 特に、供給区域内で震度6弱以上の地震が発生した場合は、本社ならびに当該地震が発生した原子力発電所、総支社、電力所、各地域本部および第一線機関は自動的に第3非常態勢に入り、速やかに本（支）部を設置する。

(7) 本（支）部長は、当該受持区域内に災害の発生するおそれなくなった場合または災害復旧が進行して必要なくなった場合には非常態勢を解除する。

## 2 原子力災害との複合災害発生時の対応

## 【資料 97】 電力施設応急対策計画（東京電力パワーグリッド株式会社埼玉総支社）

災害と同時に原子力災害対策特別措置法第 10 条に基づく通報すべき事態（原子力災害対策指針で定める警戒事態を含む）となった場合には、原子力事業者防災業務計画で定める緊急事態対策本部を東電HD本社及び原子力発電所等に設置するとともに、必要な各社非常災害対策本部を設置し、連携を密にしながら対応する。

## 第 4 社外機関との協調

### 1 地方防災会議等

平常時には、各事業所が当該地方公共団体の防災会議等と、また災害時には、各事業所の本（支）部が当該地方公共団体の災害対策本部等と緊密な連携を保ち、この計画が円滑・適切に行われるよう努める。

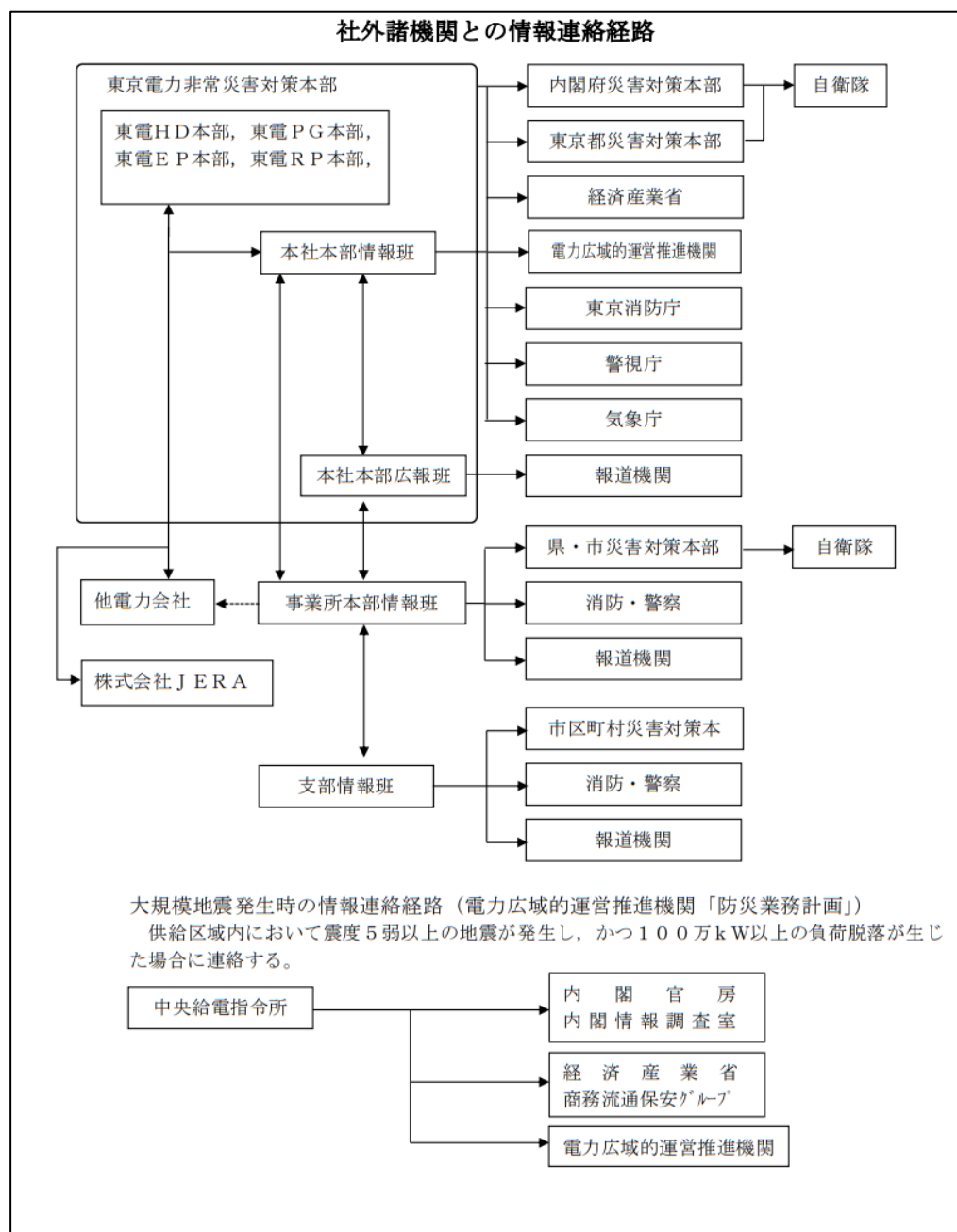
（１）地方防災会議等への参加 地方防災会議等には、委員および幹事を推薦し参加させるとともに、陳述その他、協力を求められた場合はこれに協力する。また、地域防災業務計画の作成等に関して協力する。

（２）災害対策本部との協調 この計画が円滑・適切に行われるようあらかじめ定められた対策要員を派遣し次の事項に関し協調をとる。

- ① 災害に関する情報の提供および収集
- ② 災害応急対策および災害復旧対策

### 2 防災関係機関との協調

警察、消防、地方気象台、自衛隊等、防災関係機関とは平常時から協調し、防災情報の提供、収集等相互連携体制を整備しておく。防災関係機関との情報連絡経路は、次のとおりとする。



### 3 他電力会社等との協調

他電力会社，株式会社JERA，電源開発株式会社，電力広域的運営推進機関（以下，「広域機関」という。），請負会社，電気工事店および隣接企業等と協調し，電力，要員，資材，輸送力等の相互融通等，災害時における相互応援体制を整備しておく。

## 第5 災害予防に関する事項

### 1 防災教育

本社，原子力発電所，総支社，電力所，各地域本部および第一線機関は，災害が発生し，または発生するおそれがある場合において，社員の安全確保を図るとともに迅速かつ適切に防災業務を遂行するために，社員に対し，災害に関する専門知識の普及，関係法令集，関係パンフレット等の配布，検討会の開催，社内報への関連記事掲載等防災意識の高揚に努める。

### 2 防災訓練

本社、原子力発電所、総支社、電力所、各地域本部および第一線機関は、災害対策を円滑に推進するため年 1 回以上防災訓練を実施し、非常災害にこの計画が有効に機能することを確認する。

尚、訓練実施に当たっては、実践的な内容とし、抽出された課題については、速やかに改善を行うとともに、次回訓練に反映させる。

また、国および地方公共団体等が実施する防災訓練には積極的に参加する。

## 第 6 電力設備の災害予防措置に関する事項

東電HD、東電PG、東電RPは、各社が保有する電気設備に対し、災害の発生を未然に防止するため次の予防措置を実施する。

### 1 水害対策

#### （1）水力発電設備

過去に発生した災害および被害の実情、河床上昇等を加味した水位予想に、各事業所の特異性を考慮し、防水壁の設置、排水ポンプの設置、機器のかさ上げ、ダム通信確保のための設備の設置、および建物の密閉化（窓の密閉化ケーブルダクトの閉鎖等）等を実施する。特に、洪水に対する被害防止に重点をおき次の箇所について点検、整備を実施する。

- ① ダム、取水口の諸設備および調整池、貯水池の上、下流護岸
- ② 導水路と溪流との交差点およびその周辺地形との関係
- ③ 護岸、水制工、山留壁
- ④ 土捨場
- ⑤ 水位計

#### （2）送電設備

##### ① 架空電線路

土砂崩れ、洗掘などが起こるおそれのある箇所のルート変更、よう壁、石積み強化等を実施する。

##### ② 地中電線路

ケーブルヘッドの位置の適正化等による防水対策を実施する。

#### （3）変電設備

浸・冠水のおそれのある箇所は、床面のかさ上げ、窓の改造、出入口の角落し、防水扉の取付、ケーブルダクト密閉化等を行うが、建物の構造上、上記防水対策の困難な箇所では屋内機器のかさ上げを実施する。

また、屋外機器は基本的にかさ上げを行うが、かさ上げ困難なものは、防水・耐水構造化、または防水壁等を組合わせを実施する。

#### （4）配電設備

浸・冠水のおそれのある供給用変圧器室は、変圧器のかさ上げ等による防水対策を実施する。

#### （5）通信設備

浸・冠水のおそれのある箇所は、床面のかさ上げ、窓の改造、出入口の角落し、防水扉の取付、ケーブルダクト密閉化等を行うが、建物の構造上、上記防水対策の困難な箇所では屋内機器のかさ上げを実施する。

### 2 風害対策

各設備とも、計画設計時に建築基準法および電気設備に関する技術基準等による風害対策を十分考慮するとともに、既設設備の弱体箇所は、補強等により対処する。

### 3 塩害対策

塩害の著しい地域は、次のような諸対策を実施する。

#### （1）原子力発電設備

活線がいし洗浄装置を設置し、必要に応じて洗浄を行うとともに、屋外機器のうち特に必要な

箇所にはシリコン塗布等を実施する。

（２）送電設備

耐塩がいしまたはがいし増結で対処するとともに、必要に応じがいし清掃を実施する。

（３）変電設備

活線がいし洗浄装置を設置し、台風時の前後にがいし洗浄を行うとともに、特に必要な箇所は、がいしにシリコン塗布等を実施する。

（４）配電設備

耐塩用がいし、耐塩用変圧器および耐塩用開閉器等を使用する。

#### 4 高潮対策

原子力発電所における高潮対策は、過去の被害調査、想定される台風等から最大水位を想定し、必要に応じて設備の安全性を確保する。

必要箇所には角落しあるいは防潮扉、防潮壁等を設置して対処する。

水害対策についても必要に応じ、これに準じて行う。

#### 5 雪害対策

雪害の著しい地域は、次のような諸対策を実施する。

（１）水力・原子力発電設備および変電設備

雪崩防護柵の取付け、機器の防雪カバー取付け、ヒーターの取付け、水中ケーブルの採用等を実施する。

（２）送電設備

鉄塔にはオフセットおよび耐雪結構を採用し、降雪期前に樹木の伐採を行う。着雪しやすい地域の電力線および架空地線には難着雪対策（リング等）または鉄塔の設備強化を施す。

また、気象通報等により雪害を予知した場合で、可能な場合は系統切替により災害の防止または拡大防止に努める。

（３）配電設備 配電線の太線化、縁まわし線の支持がいし増加、難着雪電線の使用等を行う。

#### 6 雷害対策

（１）送電設備

架空地線の設置、防絡装置の取付け、接地抵抗の低減等を行うとともに、電力線の溶断防止のためクランプの圧縮化、アーマロッドの取付け等を行う。

また、気象通報等により雷害を予知した場合で対応可能な場合は、系統切等により災害に伴う停電の拡大防止に努める。

（２）変電設備

避雷器を設置するとともに、必要に応じ耐雷しゃへいを行う。また、重要系統の保護継電装置を強化する。

（３）配電設備

襲雷頻度の高い地域においては、アレスター等の避雷装置を取付ける。

（４）通信設備

襲雷頻度の高い地域においては、アレスター等の避雷装置を取付ける。

#### 7 地盤沈下対策

地盤沈下地帯および将来沈下が予想される地域に構造物を設ける場合には、将来の沈下量を推定し設計する。将来の沈下量は、既往の実績、土質試験の結果、地下水位、構造物の重量などに基いて算定する。

#### 8 火災、爆発、油流出等の対策



消防法、高圧ガス保安法等に基づき設備毎に所要の対策を講じる。

## 9 土砂崩れ対策

送電線路における土砂崩れ対策は、地形、地質などを考慮して、状況により、よう壁、石積み、排水溝などの対策を実施する。

また、災害期前後には、巡視点検の強化、社外モニターの活用などにより被害の未然防止に努める。

なお、土砂採取、土地造成などの人為的誘因による土砂崩れを防止するため、平素から関係会社へのPRを徹底する。

## 10 地震対策

### （1）水力発電設備

ダムについては、発電用水力設備に関する技術基準、河川管理施設等構造令およびダム設計基準に基づき、堤体に作用する地盤振動に耐えるよう設計する。

水路工作物ならびに基礎構造が建物基礎と一体である水車および発電機については、地域別に定められた地盤震度を基準として構造物の応答特性を考慮した修正震度法により設計を行う。

その他の電気工作物の耐震設計は、発電所設備の重要度、その地域で予想される地震動などを勘案するほか、発電用水力設備に関する技術基準等に基づいて行う。

建物については、建築基準法による耐震設計を行う。

### （2）原子力発電設備

原子力発電設備は、その地域で予想される地震動などを勘案するほか、発電用原子炉設備に関する技術基準等に基づいて安全上の重要度に応じて耐震設計を行う。

また、重要な建物および構築物は、原則として直接岩盤上に設置する。

### （3）送電設備

架空電線路……電気設備の技術基準に規定されている風圧荷重が地震動による荷重を上回るため、同基準に基づき設計を行う。

また、液状化については、設備の重要度等を勘案し必要に応じて対策を行う。

地中電線路……終端接続箱、給油装置等については、電気技術指針である「変電所等における電気設備の耐震設計指針」に基づき設計を行う。洞道は、「トンネル標準示方書（土木学会）」等に基づき設計を行う。また、地盤条件に応じて、可とう性のある継手や管路を採用するなど耐震性や液状化を配慮した設計とする。

### （4）変電設備

機器の耐震・液状化については、変電所設備の重要度、その地域で予想される地震動などを勘案するほか、電気技術指針である「変電所等における電気設備の耐震設計指針」に基づいて設計を行う。

### （5）配電設備

架空電線路……電気設備の技術基準に規定されている風圧荷重が地震動による荷重を上回るため、同基準に基づき設計を行う。

また、地盤軟弱箇所（液状化地域等）における根かせの施設や不平均張力を極力回避するなど耐震性向上を考慮した設計を行う。

地中電線路……地盤条件に応じて、可とう性のある継手や管路を採用するなど耐震性を配慮した設計とする。

### （6）通信設備

通信設備は、電力保安通信規定に基づいて耐震設計を行う。

## 11 津波対策

### （1）原子力発電設備

原子力発電設備は、その地域で予想される津波浸水想定等を勘案し、安全上の重要度に応じ

て、防潮堤、防潮扉の設置等について対策を行う。

また、重要な建物および構造物は、十分な支持性能を持つ地盤に設置する。

（２）送電設備

送電設備の被害が電力供給に与える影響の程度を考慮し、代替性の確保、多重性等により津波の影響の軽減対策を行う。

（３）変電設備

変電所設備の重要度、その地域で予想される津波浸水想定等を勘案し、必要により機器等のかさ上げ、防水扉の設置等の対策を行う。

（４）配電設備

地域防災計画、浸水後の需要の有無等との整合を図り、地域との協調により津波の影響の軽減対策を実施する。

（５）通信設備

屋内に設置される装置については、構造物の設置階を考慮した設計とする。

また、主要通信回線については代替ルートを確保し、通信機能の維持を図る。

## 第 7 防災業務施設及び設備の整備

### 1 観測、予報施設及び設備

局地的気象の観測を行うことにより、ラジオ、テレビ等の気象情報を補完して万全の災害対策を図るため、必要に応じ次の諸施設及び設備を強化、整備する。

（１）雨量、流量、風向、風速、気圧及び水位の観測施設及び設備

（２）潮位、波高等の観測施設及び設備

### 2 通信連絡施設及び設備

災害時の情報収集、指示、報告等のため、必要に応じ次の諸施設及び設備の強化、整備を図る。

（１）無線伝送設備

① マイクロ波無線等の固定無線施設及び設備

② 移動無線施設及び設備

③ 衛星通信施設及び設備

（２）有線伝送設備

① 通信ケーブル

② 移動無線施設及び設備

③ 通信線搬送設備

④ 光搬送設備

- (3) 交換設備（防災関係機関との直通電話を含む）
- (4) 通信設備用電源設備
- (5) 一斉放送装置

### 3 非常用電源の整備

本社、原子力発電所、総支社、電力所及び第一線機関には、長時間停電に備え非常災害対策活動に必要な通信設備、照明等の非常用電源を確保する。

なお、非常用電源の整備に当たっては、十分な燃料の確保に努めるとともに、通常電源系統と非常用電源系統の区分により非常災害時における電源確保を行う。

### 4 コンピュータシステムの整備

コンピュータシステムについては、耐震性の確保を図るとともに重要データファイルの多重化や分散保管などのバックアップ態勢の整備を図る。

### 5 水防、消防に関する施設および設備

被害の軽減を図るため、法に基づき次の水防および消防に関する施設および設備の整備を図る。

#### (1) 水防関係

- ① ダム管理用観測設備
- ② ダム操作用の予備発電設備
- ③ 防水壁、防水扉などの浸水対策施設
- ④ 排水用のポンプ設備
- ⑤ 各種舟艇及び車両等のエンジン設備
- ⑥ 警報用設備

#### (2) 消防関係

- ① 燃料タンク消火設備、燃料タンク冷却用散水設備
- ② 化学消防車、高所放水車、泡原液搬送車
- ③ 消火栓、消火用屋外給水設備、水幕装置
- ④ 各種消火器具及び消火剤
- ⑤ 火災報知器、非常通報設備等の通信施設及び設備

### 6 石油等の流出による災害を防止する施設及び設備等

被害の軽減を図るため、法に基づき次の施設及び設備の整備を図る。

- (1)防油堤、流出油等防止堤、オイルフェンス展張船、ガス検知器、漏油検知器
- (2)油回収船
- (3)オイルフェンス、油処理剤、油吸着材等資機材

## 7 その他災害復旧用施設及び設備

重要施設等への供給や電気設備の災害復旧を円滑に行うため、必要に応じ移動用発電設備等を整備しておく。

## 第8 災害対策用資機材等の確保及び整備

### 1 災害対策用資機材等の確保

本社、原子力発電所、総支社、電力所、各地域本部および第一線機関は、災害に備え、平常時から復旧用資材、工具消耗品等の確保に努める。

### 2 災害対策用資機材等の輸送

本社、原子力発電所、総支社、電力所、各地域本部および第一線機関は、災害対策用資機材等の輸送計画を樹立しておくとともに、車両、舟艇、ヘリコプター等の輸送力確保に努める。

### 3 災害対策用資機材等の整備点検

災害対策用資機材等は、常にその数量を把握しておくとともに、入念な整備点検を行い非常事態に備える。

### 4 災害対策用資機材等の広域運営

本社は、災害対策用資機材等の保有を効率的にするとともに、災害時の不足資機材の調達を迅速、容易にするため、復旧用資材の規格の統一を電力会社間で進めるほか、電力広域的運営推進機関の「防災業務計画」に基づき、他事業者と災害対策用資機材の相互融通体制を整えておく。

### 5 食糧、医療、医薬品等生活必需品の備蓄

本社、原子力発電所、総支社、電力所、各地域本部および第一線機関は、非常事態に備え食糧、医療、医薬品等の保有量を定め、その確保を図る。

### 6 災害対策用資機材等の仮置場

災害対策用資機材等の仮置場について、非常事態下の借用交渉の難航が予想されるため、あらかじめ公共用地等の候補地について、地方防災会議の協力を得て、非常事態下の用地確保の円滑化を図る。

## 第9 電気事故の防止

東電HD、東電PG及び東電RPは、電気設備による公衆感電事故や電気火災を未然に防止するため以下の対応を実施する。

### 1 電気工作物の巡視、点検、調査等

電気工作物を常に法令に定める技術基準に適合するように保持し、さらに事故の未然防止を図るため、定期的に電気工作物の巡視点検（災害発生のおそれがある場合には特別の巡視）並びに自家用需要家を除く一般需要家の電気工作物の調査等を行い、感電事故の防止を図るほか漏電等により出火にいたる原因の早期発見とその改修に努める。

### 2 広報活動

#### 1 電気工作物の巡視、点検、調査等

電気工作物を常に法令に定める技術基準に適合するように保持し、さらに事故の未然防止を図るため、定期的に電気工作物の巡視点検（災害発生のおそれがある場合には特別の巡視）ならびに自家用需要家を除く一般需要家の電気工作物の調査等を行い、感電事故の防止を図るほか漏電等により出火にいたる原因の早期発見とその改修に努める。

## 2 広報活動

### （１）電気事故防止PR

災害による断線、電柱の倒壊、折損等による公衆感電事故や電気火災を未然に防止するため、一般公衆に対し次の事項を中心に広報活動を行う。

- ① 無断昇柱、無断工事をしないこと。
- ② 電柱の倒壊、折損、電線の断線、垂下等設備の異常を発見した場合は、速やかに当社事業所に通報すること。
- ③ 断線、垂下している電線には絶対にさわらないこと。
- ④ 浸水、雨漏りなどにより冠水した屋内配線、電気器具等は危険なため使用しないこと。
- ⑤ 漏電による事故を防ぐための漏電遮断器の取付を推進する。
- ⑥ 大規模地震時の電気火災の発生抑止のため、感震ブレーカーを取付すること、および電気工事店等で点検してから使用することを推奨する。
- ⑦ 屋外に避難するときは安全器またはブレーカーを必ず切ること。
- ⑧ 電気器具を再使用する時は、ガス漏れや器具の安全を確認すること。
- ⑨ その他事故防止のため留意すべき事項

### （２）PRの方法

電気事故防止PRについては、常日頃からテレビ、ラジオ、新聞、ウェブ、SNS等を利用するほか、パンフレット、チラシ等を作成、配布し認識を深める。

### （３）停電関連

- ・自治体や行政機関等を通じて、病院等重要施設ならびに人工透析等の医療機器等を使用しているお客さまに、災害による長時間停電に起因する二次災害を未然に防止するため、自家発電設備の設置や訓練を要請する。
- ・事故発生時には、インターネットを通じ停電情報に加え可能な限り復旧見通しを提供する。

## 第10 災害時における情報の収集、連絡

### 1 情報の収集、報告

災害が発生した場合は、原子力発電所、総支社、電力所、各地域本部及び第一線機関の本（支）部長は、次に掲げる各号の情報を迅速、的確に把握し、速やかに上級本（支）部に報告する。

#### （1）一般情報

##### ① 気象、地震情報

##### ② 一般被害情報

一般公衆の家屋被害情報及び人身災害発生情報並びに電力施設等を除く水道、ガス、交通、通信、放送施設、道路、橋梁等公共の用に供する施設をはじめとする当該受持区域内全般の被害情報

##### ③ 対外応対状況（地方公共団体の災害対策本部、官公署、報道機関、需要家等への応対状況）

##### ④ その他災害に関する情報（交通状況等）

#### （2）当社被害情報

##### ① 電力施設等の被害状況及び復旧状況

##### ② 停電による主な影響状況

- ③ 復旧資材、応援隊、食糧等に関する事項
- ④ 従業員の被災状況
- ⑤ その他災害に関する情報

2 情報の集約 上級本（支）部は、下級本（支）部からの被害情報等の報告及び独自に国、地方公共団体等防災関係機関から収集した情報を集約し、総合的被害状況の把握に努める。

### 3 通話制限

- (1) 災害時の保安通信を確保するため、本（支）部長は、必要と認めたときは、通話制限その他必要な措置を講じる。
- (2) 非常態勢の発令前であっても、保安通信を確保するうえで必要と認めたときは、本社にあっては防災担当部（室）長、原子力発電所、総支社、電力所及び第一線機関にあっては、その長の判断により通話制限その他必要な措置を講じる。

## 第 1 1 非常時における広報

### 1 広報活動

災害の発生が予想される場合、または発生した場合は、停電による社会不安の除去のため、電力施設被害状況及び復旧状況についての広報を行う。また、公衆感電事故、電気火災を防止するため本編第 9 第 2 項に定める広報活動を行う。

### 2 広報の方法

広報については、テレビ、ラジオ、新聞、ウェブ、SNS 及びインターネット等を通じて行うほか、広報車等により直接当該地域へ周知する。

## 第 1 2 要員の確保

### 1 対策要員の確保

- (1) 夜間、休日に災害発生のおそれがある場合、あらかじめ定められた各対策要員は、気象、地震情報その他の情報に留意し、非常態勢の発令に備える。
- (2) 非常態勢が発令された場合は、対策要員は速やかに所属する本（支）部に出動する。なお、供給区域内において震度 6 弱以上の地震が発生し自動的に非常態勢に入る場合は、社員は、呼集を待つことなく、あらかじめ定められた基準に基づき所属事業所に出動する。ただし、事業所又は通勤経路が津波による避難対象地域となる場合、津波の恐れがなくなった後に出勤するものとする。

- (3) 交通途絶等により所属する本（支）部に出動できない社員は、最寄りの事業所に出動し、所属する本（支）部に連絡のうえ、当該事業所において災害対策活動に従事する。

## 2 復旧要員の広域運営

他電力会社、株式会社 J E R A、電源開発株式会社並びに広域機関と復旧要員の相互応援体制を整えておくとともに、復旧要員の応援を必要とする事態が予想され、または発生したときは応援の要請を行う。

### 第 1 3 災害時における復旧資材の確保

#### 1 調達

本（支）部長は、予備品、貯蔵品等の在庫量を確認し、調達を必要とする資材は、次のいずれかの方法により可及的速やかに確保する。

- (1) 現地調達
- (2) 本（支）部相互の流用
- (3) 他電力会社等からの融通

#### 2 輸送

災害対策用の資機材の輸送は、原則としてあらかじめ契約をしている取引先の車両、舟艇、ヘリコプター、その他調達可能な運搬手段により行う。

#### 3 復旧資材置場等の確保

災害時において、復旧資材置場及び仮設用地が緊急に必要となり、この確保が困難と思われる場合は、当該地方公共団体の災害対策本部に依頼して、迅速な確保を図る。

### 第 1 4 災害時における電力の融通

災害が発生し、電力需給に著しい不均衡が生じ、それを緩和することが必要であると認めた場合、東電 P G 本社本部は、各電力会社と締結した「全国融通電力 受給契約」および隣接する各電力会社と締結した「二社融通電力受給契約」および広域機関の指示に基づき電力の緊急融通を行う。

### 第 1 5 災害時における危険予防措置

電力需要の実態に鑑み、災害時においても原則として供給を継続するが、警察、消防機関等から要請があった場合等には、本（支）部長は送電停止等適切な危険予防措置を講じる。

### 第 1 6 災害時における自衛隊の派遣要請

被害が極めて大きく、受持区域内の復旧対応が困難な場合等、応援が必要と判断される場合には、非常災害対策本部長は、被害地域の都県知事に対して自衛隊の派遣を要請する。

### 第 1 7 災害時における応急工事

東電 HD、東電 P G および東電 R P における災害に伴う応急工事については二次災害の防止等を考慮し、以下の対応を行う。

#### 1 応急工事の基本方針

災害に伴う応急工事については、恒久的復旧工事との関連ならびに情勢の緊急度を勘案して、二次災害の防止に配慮しつつ、迅速・適切に実施する。

#### 2 応急工事基準

災害時における具体的応急工事については、次の基準により実施する。

（１）水力・原子力発電設備

共通機器、流用可能備品、貯蔵品を活用した応急復旧措置を行う。

（２）送電設備

ヘリコプター、車両等の機動力および予備品、貯蔵品等の活用により仮復旧を迅速に行う。

（３）変電設備

機器損壊事故に対し、系統の一部変更または移動用変圧器等の活用による応急措置で対処する。

（４）配電設備

配電線路応急工法による迅速、確実な復旧を行う。

（５）通信設備

可搬型電源、衛星通信設備、移動無線機等の活用により通信を確保する。

### 3 災害時における安全衛生

作業は、通常作業に比し悪条件のもとで行われるので、安全衛生については、十分配慮して実施する。

## 第 18 ダムの管理

### 1 管理方法

東電 R P は、ダムの地域環境、重要度および河川の状況を考慮して、平常時および洪水時の管理方法を定め運用の万全を期する。

### 2 洪水時の対策

洪水が予想される時は、雨量、水位等の早期把握と出水量の的確予測に努め、機械器具、観測、警報施設の点検整備を行う。

### 3 通知、通報

ダム放流を開始する前に、関係官庁、地方公共団体等に通知するとともに、一般に周知するため立札による掲示を行うほか警鐘、スピーカー等により警告する。

### 4 ダム放流

ダム操作規程またはダム管理規程に基づいて、下流水位が急上昇しないようにゲート进行操作して放流を行う。なお、必要に応じ河川パトロール等も実施する。

### 5 管理の細目

ダム、せき、水門等の管理の細目については、「ダム操作規程」等により定める。

## 第 19 津波警報等発表時の対応

### 1 情報伝達、避難

（１）原子力発電所

防災行政無線等により津波警報の発表を確認した場合は、一斉放送装置等を使い、海岸付近の作業員等に対して安全な場所に避難するよう周知する。

また、見学者、訪問者等に対しても避難誘導等の的確な安全措置を講じる。

（２）避難対象地区内の工事等実施箇所

防災行政無線（同報無線）、有線放送、広報車等により津波警報等の発表を確認した場合は、安全な場所に避難する。

### 2 津波来襲に備えた措置

（１）原子力発電所



## 【資料 97】 電力施設応急対策計画（東京電力パワーグリッド株式会社埼玉総支社）

津波警報の発表を確認した場合は、海岸付近の仕掛り中の工事、作業等は速やかに中止する。  
この際、作業員等の津波からの避難に要する時間に配慮したうえで、状況に応じて以下の応急安全措置を実施する。

- ・ 高圧ガス、燃料油、危険物の漏洩防止措置
- ・ 火気使用の禁止、作業用電力、作業用エンジン類の停止
- ・ 車両や船舶の移動

## (2) 避難対象地区内の工事等実施箇所

津波警報等の発表を確認した場合は、仕掛り中の工事、作業等は速やかに中止する。

この際、作業員等の津波からの避難に要する時間に配慮したうえで、状況に応じて  
(1)に準じた措置を実施する。

## 第 20 災害復旧に関する事項

## 1 復旧計画

ア. 本（支）部は、各設備の被害状況を把握し、次に掲げる各号の事項を明らかにした復旧計画をたてると同時に、上級本（支）部に速やかに報告する。

- (1) 復旧応援要員の必要の有無
- (2) 復旧要員の配置状況
- (3) 復旧資材の調達
- (4) 電力系統の復旧方法
- (5) 復旧作業の日程
- (6) 仮復旧の完了見込
- (7) 宿泊施設、食糧等の手配
- (8) その他必要な対策

イ. 上級本（支）部は、前項の報告に基づき下級本（支）部に対し、復旧対策について必要な指示を行う。

## 2 復旧順位

東電HD、東電PG及び東電RPにおける電気設備の復旧計画策定及び実施にあたっては、次表に定める各設備の復旧順位によることを原則とするが、災害状況、各設備の被害状況、各設備の被害復旧の難易度を勘案して、供給上復旧効果の最も大きいものから復旧を行う。

| 設 備 名  | 非常態勢の区分                                                                                         |
|--------|-------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 水力発電設備 | 1. 系統に影響の大きい発電所<br>2. 当該地域に対する電力供給上支障を生ずる発電所<br>3. 早期に処置を講じないと復旧が一層困難になるおそれのある発電所<br>4. その他の発電所 |

|         |                                                                                                                                                    |
|---------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 原子力発電設備 | <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 所内電源を確保できる発電所</li> <li>2. 系統に影響の大きい発電所</li> <li>3. 地域供給変電所を有する発電所</li> <li>4. その他の発電所</li> </ol>         |
| 送電設備    | <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 全回線送電不能の主要線路</li> <li>2. 全回線送電不能のその他の線路</li> <li>3. 一部回線送電不能の主要線路</li> <li>4. 一部回線送電不能のその他の線路</li> </ol> |
| 変電設備    | <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 主要幹線の復旧に係る送電用変電所</li> <li>2. 重要施設に配電する中間・配電用変電所<br/>(この場合重要施設とは、配電設備に記載されている施設をいう。)</li> </ol>           |
| 配電設備    | <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 病院、交通、通信、報道機関、水道、ガス、官公庁等の<br/>公共機関、避難場所、その他重要施設への供給回線</li> <li>2. その他の回線</li> </ol>                      |
| 通信設備    | <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 給電指令回線（制御・監視および保護回線）</li> <li>2. 災害復旧に使用する保安回線</li> <li>3. その他保安回線</li> </ol>                            |

## 【資料 98】 防災業務計画（東京ガスグループ）

## 第1章 総則

## 第1章 総則

## 第1節 防災業務計画の目的

この防災業務計画（以下「この計画」という。）は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第39条第1項、大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号）第6条第1項、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号）第5条第1項、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成16年法律第27号）、および首都直下地震対策特別措置法（平成25年法律第88号）に基づき、ガス施設に係る災害予防・災害応急対策および災害復旧のための諸施策の基本を定め、東京ガス株式会社（以下、東京ガス）、東京ガスネットワーク株式会社（以下、東京ガスネットワーク）による円滑かつ適切な防災業務活動の遂行を図ることを目的とする。そのため、大規模災害時等においては、東京ガスと東京ガスネットワークが連携して災害対応にあたる。

## 第2節 防災業務計画の基本構想

ガス施設の災害および二次災害の発生を防止し、また発生した被害を早期に復旧するため、災害発生原因の除去と防災環境の整備に常に努力を傾注するとともに、次の諸施策を重点に防災対策の推進を図る。

1. 防災体制の確立
2. 災害予防対策
3. 災害応急対策
4. 災害復旧対策

## 第3節 防災業務計画の運用

## 1. 他の計画等との関連

この計画は、災害対策基本法・消防法・ガス事業法・大規模地震対策特別措置法・南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法・首都直下地震対策特別措置法・日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法・石油コンビナート等災害防止法等関係法令に基づく諸計画等と調整を図り運用する。

## 2. 防災業務計画の修正

この計画は、毎年検討を加え、必要があると認めるときはこれを修正する。

## 第2編 一般防災業務計画

## 第1章 防災体制の確立

## 第1節 防災体制

## 1. 非常体制の区分

災害が発生するおそれがある場合、または発生した場合（以下「非常事態」という。）に対処するための非常体制の区分は次による。

| 体制区分    | 適用条件                                                                                                                                                                                                                                                             |
|---------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 第0次非常体制 | 1. 震度5弱の地震が発生した場合、その他必要な場合                                                                                                                                                                                                                                       |
| 第一次非常体制 | 1. 震度5強の地震が発生した場合、その他必要な場合<br>2. 地震以外の自然災害により、社会的な影響が大きいと考えられる重大な供給支障等の事故が発生、または予想される場合<br>3. 自然災害以外の理由により、社会的な影響が大きいと考えられる重大な供給支障等の事故が発生、または予想される場合<br>4. 地震警戒宣言等（東海地震予知情報、南海トラフ地震臨時情報、北海道・三陸沖後発地震注意情報）が発表された場合<br>5. 当社の事業運営に大きな影響を及ぼす非常事態が発生した場合、又は発生が予測される場合 |

|         |                                                                                                                                                                                                                                                 |
|---------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 第二次非常体制 | 1. 震度6弱以上の地震が発生した場合<br>2. 震度5弱・5強の地震が発生し、中圧又は低圧ブロックを供給停止した場合<br>3. 地震以外の自然災害により、社会的な影響が極めて大きいと考えられる重大な供給支障等の事故が発生、または予想される場合<br>4. 自然災害以外の理由により、社会的な影響が極めて大きいと考えられる重大な供給支障等の事故が発生、または予想される場合<br>5. 当社の事業運営に極めて大きな影響を及ぼす非常事態が発生した場合、又は発生が予測される場合 |
|---------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

## 2. 災害対策組織および分担業務

非常体制に対応する災害対策組織（以下「対策組織」という。）を別表－1の通り定める。またこれらの対策組織における分担業務を別表－2の通り定める。

大規模地震防災体制（警戒体制）については第3編に、南海トラフ地震臨時情報発表時の体制は第5編に、北海道・三陸沖後発地震注意情報発表時の体制は第6編に定める。

## 第2節 対策組織の運営

### 1. 非常体制の発令および解除

- (1) 対策本部の設置は、東京ガス社長が別に命ずるところによる。東京ガス社長が不在の場合は、あらかじめ定めた代行者により代行する。ただし、震度5弱以上の地震が発生し場合には、東京ガス社長の別命を待つことなく、自動的に設置する。
- (2) 非常事態が発生した場合または発生が予想される場合、別表－1の通り、統括班長の下に統括班、担当班、対策支部（以下、支部という。）を設置する。
- (3) 災害発生のおそれがなくなった場合、または災害復旧が進行して非常体制を継続する必要がなくなった場合、東京ガス社長は非常体制を解除する。地震災害における第0次体制については本部長が決定し、その旨、社長へ報告する。

### 2. 権限の行使

- (1) 本部が設置された場合、災害対策活動に関する一切の業務は本部のもとで行う。
- (2) 本部長は、災害対策に関する責任者として対策本部を統括する。
- (3) 副本部長は本部長を補佐し、災害対策について立案・審議する。
- (4) 統括班長および担当班長は本部長の命を受け、災害対策について立案・審議するとともに、担当班長・所属員を指揮監督して災害対策活動を行う。また支部長は統括班長の命を受け、所属員を指揮監督して災害対策活動を行う。
- (5) 本部長・副本部長となる者に事故があるときは、あらかじめ定めた代行者により職務を代行する。

### 3. 動員

- (1) 本部長は非常事態が発生した場合、または発生が予想される場合、社員等の動員を指令する。但し、震度5弱以上の地震が発生した場合には自動出動とする。

### 4. 指令伝達および情報連絡の経路

本部（支部）が設置された場合の指令伝達および情報連絡の経路は、別表－1の通りとする。

## 第3節 外部関係機関との協調

### 1. 外部防災関係機関との協調

平常時には担当部所が当該地方自治体の防災会議等と、また災害時には本部または支部が当該地方自治体の災害対策本部等と緊密な連携を保ち、この計画が円滑かつ適切に行われるよう努める。

- (1) 地方防災会議等への参加  
地方防災会議等には委員を推薦し参加させる。
- (2) 地方自治体災害対策本部との協調  
この計画が円滑かつ適切に行われるよう、次の事項に関し協調を図る。

- ① 災害に関する情報の提供および収集
- ② 災害応急対策および災害復旧対策の推進

### 2. 防災関係機関との協調

内閣府、経済産業省、気象庁、警察・消防等防災関係機関とは平常時から協調し、防災情報の提供、収集等相互連携体制を整備しておく。防災関係機関との対応は別表－3の通りとする。

### 3. 他ガス事業者等との協調

日本ガス協会および他ガス事業者等と協調し、要員・資機材等の相互融通等災害時における相互応援体制の整備に努める。

#### 4. 情報の収集・連絡

非常事態等においては、非常事態等に関する状況、防災業務活動の実施状況、被災情報その他の情報等を収集又は整理し、関係機関等への提供等を適時かつ適切に実施するための体制の整備に努める。また、非常事態災害により情報収集、連絡に当たる担当者や通信手段が被害を受けた場合に備え、情報伝達ルートが多ルート化、代行できる人員の指定など被害発生時における情報収集、連絡体制の整備に努める。

## 第2章 災害予防に関する事項

### 第1節 防災教育

各部所は、ガスの製造設備・供給設備に係る防災意識の高揚を図り、ガスに係る災害の発生防止に努めるため、災害に関する専門知識・関係法令・保安規程・保安業務規程等について社員等関係者に対する教育を実施する。

### 第2節 防災訓練

各部所は、災害対策を円滑に推進するため、年1回以上実践的な防災訓練を実施し、非常事態にこの計画が有効に機能することを確認する。また、国および地方自治体等が実施する防災訓練等に積極的に参加し、連携を強化する。

### 第3節 非常事態対策諸規則類の整備

災害時における業務を円滑に推進するため、この計画に基づき諸規則類を作成・整備する。

### 第4節 ガス施設の災害予防措置に関する事項

#### 1. 施設の機能の確保

ガス設備については、既存の予防措置を活用しつつ、以下のとおり施設の機能確保に努める。

##### (1) 系統の多重化・拠点の分散

ガス供給のため、系統の多重化、拠点の分散などに努める。

##### (2) 代替施設の整備

臨時供給のための移動式ガス設備などの整備に努める。

#### 2. ガスの安定的な供給等

ガスを安定的かつ適切に供給するために以下のとおり措置を講ずる。

##### (1) ガス製造設備

消防関係法令、ガス事業法等に基づき所要の対策を講ずるとともに、防消火設備の整備・点検・火気取締等の実施により火災防止を図る。

浸水のおそれのある設備には、防水壁、防水扉、排水ポンプ等の設置および機器類・物品類のかさあげによる流出防止措置等、必要な措置を講ずる。また、風水害の発生が予想される場合は、あらかじめ定めるところにより巡回点検する。

##### (2) ガス供給設備

大規模なガス漏えい等を防止するため、ガス工作物の技術上の基準等に基づきガス遮断装置の設置、導管防護措置、他工事に係わる導管事故防止措置等を行う。また、需要家の建物内でのガス漏えいを防止するため、感震遮断機能を有するガスメーター(マイコンメーター)または緊急遮断装置の設置を推進する。

風水害の発生が予想される場合は、あらかじめ定めた主要供給路線、橋梁架管および浸水のおそれのある地下マンホール内の整圧器等を巡回点検する。

#### 3. 非常用設備の整備

##### (1) 連絡・通信設備

災害時の情報連絡、指令、報告等を迅速に行うとともに、ガス工作物の遠隔監視・操作を的確に行うため、無線通信設備等の通信設備を整備する。

##### (2) コンピューター設備

災害に備え、バックアップする体制を整備する。

##### (3) 自家発電設備など

常用电力の停止時において防災業務設備の機能を維持するため必要に応じて自家発電設備などを整備する。

##### (4) 防災中枢拠点設備

災害対策本部の機能を果たす施設については、通信設備の充実や代替施設の確保等の措置を

講ずる。

#### 4. ガス工作物の巡視・点検・検査等

ガス工作物を常に法令に定めるガス工作物の技術上の基準に適合するように維持し、さらに事故の未然防止を図るため、定期的にガス工作物の巡視点検を行い、ガス事故の防止を図る。また、被害の発生が予想される場合にはあらかじめ定めるところにより巡回点検する。

### 第5節 防災業務設備の整備

#### 1. 検知・警報設備

災害発生時において速やかな状況把握を行い所要の措置を講ずるため、必要に応じ製造所、供給所等に遠隔監視機能を持った次の設備を設置する。

- (1) 地震計（S I 値または最大速度値の測定機能を有するもの）
- (2) ガス漏れ警報設備
- (3) 火災報知器
- (4) 圧力計
- (5) 流量計

#### 2. 設備の緊急停止装置等

緊急時の保安確保を図るため、高中圧ガス製造設備への緊急停止装置の設置、液化ガス貯槽、球形ガスホルダー、高圧導管等への緊急遮断装置の設置を行う。

#### 3. 防消火設備

液化ガス貯槽、油貯槽、ガス発生設備等には、防消火設備として、必要に応じ以下の設備を整備する。

- (1) 貯槽消火設備、冷却用散水設備
- (2) 化学消防車、高所放水車
- (3) 消火栓、消火用屋外給水設備、水幕設備
- (4) 各種消火器具および消火剤

#### 4. 漏えい拡大防止設備

液化ガス等の流出拡大防止を図るため液化ガス貯槽、油貯槽については、必要に応じ防液堤を設置するとともにオイルフェンス、油処理剤等を整備する。

#### 5. 緊急放散設備等

製造設備および導管の減圧を安全に行うため、必要に応じ緊急放散設備等を設置する。

#### 6. 連絡・通信設備

災害時の情報連絡、指令、報告等を迅速に行うとともに、ガス工作物の遠隔監視・操作を的確に行うため、無線通信設備等の連絡通信設備を整備する。

#### 7. 情報処理設備等

災害に備え、重要なコンピュータシステムやデータベース等のバックアップ対策を講じる。

#### 8. 自家発電設備

常用電力の停電時等において防災業務設備の機能を維持するため、必要に応じて自家発電設備等を整備する。

#### 9. 防災中枢設備

対策本部の機能をはたす施設については、通信等の設備の充実をはかるとともに、必要に応じて什器・備品類の転倒防止等の措置を講ずる。

### 第6節 災害対策用資機材等の確保および整備

#### 1. 災害対策用資機材等の確保

製造設備・供給設備の復旧用鋼材・配管材料・工具等必要資機材は、平常時からその確保に努めるとともに定期的に保管状況を点検整備する。また、必要資機材をリスト化するとともに、調達体制を整備する。

#### 2. 車両の確保

非常事態における迅速な出動および資機材の輸送手段の確保を図るため、拠点においては、工作車・緊急車等の車両を常時稼働可能な状態に整備しておく。また、掘削車・採水車等の特殊な作業車および工作機械等は関係工事会社等と連携し、その調達体制を整備する。

#### 3. 代替熱源

ガス供給停止時における代替熱源の供給のために、移動式ガス発生設備の確保に努めるとともに、カセットコンロ類、LPG等の調達ルートを把握しておく。

#### 4. 生活必需品の確保

非常事態に備え、食糧・飲料水・寝具・医薬品・仮設トイレ等の生活必需品の確保に努めるとともに、定期的に保管状況を点検整備する。

#### 5. 前進基地の確保

非常事態に備え前進基地用地、宿泊施設等の候補をあらかじめ調査しておく。

### 第7節 ガス事故の防止

#### 1. ガス工作物の巡視・点検・調査等

ガス工作物を常に法令に定めるガス工作物の技術上の基準に適合するように維持し、さらに事故の未然防止を図るため、定期的にガス工作物の巡視・点検（災害発生のおそれがある場合には特別の巡視）を行い、ガス事故の防止を図る。

#### 2. 広報活動

##### (1) 日常の広報

お客さまおよび他工事関係工事会社等に対し、パンフレット等を利用しガスの安全知識等の普及を促進し、その理解を求めるとともに、ガス臭気が認められる場合等に通報等の協力を得るよう広報活動を実施する。

##### (2) 広報資料の作成等

非常事態に即応できるよう、あらかじめ広報例文等を作成・保管するとともに、ガスメーター（マイコンメーター）復帰映像データ等をあらかじめマスコミ等に配布する。

## 第3章 災害応急対策に関する事項

### 第1節 通報・連絡

#### 1. 通報・連絡の経路

- (1) 社内および外部機関との連絡が相互に迅速かつ確実に行えるよう、情報伝達ルート多重化および情報交換のための収集・連絡体制の明確化など、体制の確立に努めるものとする。
- (2) 社内および外部機関に対する通報・連絡の経路は別表―1、別表―3の通りとする。

#### 2. 通報・連絡の方法

- (1) 通報・連絡は、災害時優先電話、社内電話、携帯電話、無線通信等を使用して行う。
- (2) 通信手段に支障が生じた場合、直ちに総務省に連絡し、通信手段を確保する。

### 第2節 災害時における情報の収集・連絡

#### 1. 情報の収集・報告

災害が発生した場合は、次に掲げる各情報を巡回点検、出社途上の調査等により迅速・的確に把握する。

##### (1) 気象情報

- ① 気象庁の発表する、地震、大雨、洪水等に関する情報

##### (2) 被害情報

###### ① 一般情報

一般の家屋被害および人身被害発生情報ならびに電気・水道・交通（鉄道、道路等）・通信・放送施設等の施設をはじめとする当該受持区域内全般の被害情報

- ② 対外対応状況（地方自治体の災害対策本部・官公庁・報道機関・お客さま等への対応状況）

- ③ 出社途上における収集情報

- ④ その他災害に関する情報（交通状況等）

##### (3) ガス施設等被害の状況および復旧状況

- (4) ガス施設等の被害および復旧に関する情報、復旧作業に必要な資機材・食料または応援隊等に関する情報

##### (5) 社員の被災状況

##### (6) その他災害に関する情報

### 第3節 災害時における広報

#### 1. 広報活動

災害発生時には、その直後、ガス供給停止時、復旧作業中、その他必要な場合において、その状況に応じた広報活動を行う。

#### 2. 広報の方法

広報については、テレビ・ラジオ・インターネット・新聞等の報道機関を通じて行うほか、必要に応じ直接当該地域へ周知する。また地方自治体等の関係機関とも必要に応じて連携を図る。

### 第4節 対策要員の確保

## 1. 対策要員の確保

- (1) 勤務時間外の非常事態の発生に備え、予め対策要員や連絡先を整理しておく。
- (2) 非常体制が発令された場合は、対策要員はあらかじめ定められた動員計画に基づき速やかに所属する本（支）部に出動する。
- (3) 勤務時間外に災害発生のおそれがある場合、あらかじめ定められた対策要員は、気象情報その他の情報に留意し、非常体制の発令に備える。

## 2. 他会社等との協力

- (1) 協力会社等とは、災害発生後直ちに出勤要請できる連携体制を確立し、必要に応じて出勤を要請する。
- (2) 自社のみでは早期復旧が困難であると考えられる場合には、日本ガス協会の「非常事態における応援要綱」に基づき他ガス事業者からの応援を要請する。

## 第5節 事業継続計画の策定・発動

### 1. 事業継続計画の策定

事故・災害等について、必要により予め事業継続計画を策定する。また、策定に当たっては、関係者の生命・身体の安全、および被害拡大の防止を前提とした上で、最低限継続しなければならない以下の業務を最優先する。

- (1) ガスの製造・供給の維持、保安の確保に関する業務
- (2) ガスの供給が停止した場合にはその復旧作業に関する業務
- (3) 供給制限が必要となった場合の需要家対応に関する業務
- (4) その他企業として事業を継続する上で最低限必要な通常業務

### 2. 事業継続計画の発動

事業継続計画の発動が必要な場合は、事務局長が本部長に具申し、発動は本部長が命ずる。

## 第6節 災害時における復旧用資機材の確保

### 1. 調達

各班長、各支部長は、予備品・貯蔵品等の復旧用資機材の在庫量を確認し、調達を必要とする資機材は、次のような方法により速やかに確保する。

- (1) 取引先・メーカー等からの調達
- (2) 被災していない他地域からの流用
- (3) 他ガス事業者等からの融通

### 2. 復旧用資機材置場等の確保

災害復旧は、復旧用資機材置場および前進基地が必要となるため、あらかじめ調査した用地等の利用を検討する。また、この確保が困難な場合は、地方自治体等の災害対策本部に依頼して、迅速な確保を図る。

## 第7節 非常事態発生時の安全確保

### 1. 危険予防措置

ガスの漏えいにより被害の拡大のおそれがある場合には、避難区域の設定、火気の使用禁止、ガス供給停止等の適切な危険予防措置を講ずる。

## 第8節 災害時における応急工事

応急の復旧に当たっては、復旧に従事する者の安全の確保に配慮した上で、非常事態発生後可能な限り迅速・適切に施設および設備の緊急点検を実施するとともに、これらの被害状況等を把握し、二次災害の発生防止、被害の拡大防止および被災者の生活確保を最優先に行う。

## 第4章 災害復旧に関する事項

### 第1節 復旧計画の策定

#### 1. 復旧計画の策定

非常事態により被災した地域の社会経済活動が低下する状況に鑑み、被災した地域施設又は設備の復旧については、可能な限り迅速に行う。

- (1) 災害が発生した場合は、被害状況の調査を速やかに行い、正確な情報を収集し、次に掲げる事項を明らかにした復旧計画を策定する。

- ① 復旧手順および方法
- ② 復旧要員の確保および配置
- ③ 復旧用資機材の調達
- ④ 復旧作業の期間



- ⑤ 供給停止需要家等への支援
- ⑥ 宿泊施設の手配、食糧等の調達
- ⑦ その他必要な対策

## (2) 重要施設の優先復旧計画

救急病院、ゴミ焼却場、老人ホーム等の社会的な重要度の高い施設については、移動式ガス発生設備による臨時供給も含めて、優先的に復旧するよう計画立案する。なお、臨時供給にあたっては、関係機関（国、都県、日本ガス協会等）と連携を図る。

## 第2節 復旧作業の実施

### 1. 製造設備の復旧作業

被害を受けた製造設備は、復旧計画に基づき速やかに復旧する。

### 2. 供給設備の復旧作業

供給設備の復旧作業は、二次災害の発生防止に万全を期しつつ、次の手順により行う。

#### (1) 高・中圧導管の復旧作業

- ① 区間遮断
- ② 漏えい調査
- ③ 漏えい箇所の修理
- ④ ガス開通

#### (2) 低圧導管の復旧作業

- ① 閉栓作業
- ② 復旧ブロック内巡回調査
- ③ 被災地域の復旧ブロック化
- ④ 復旧ブロック内の漏えい検査
- ⑤ 本支管・供給管・灯外内管の漏えい箇所の修理
- ⑥ 本支管混入空気除去
- ⑦ 灯内内管の漏洩検査および修理
- ⑧ 点火・燃焼試験（給排気設備の点検）
- ⑨ 開栓

## 第3編 大規模地震防災計画

### 第1章 大規模地震防災体制の確立

#### 第1節 大規模地震防災体制

##### 1. 非常体制の区分

警戒宣言が発令された場合に対処するための非常体制として、地震災害警戒体制（以下「警戒体制」という。）をとる。また東海地震注意情報が発表された場合は、臨時体制をとる。

#### 第2節 対策組織の運営

##### 1. 注意情報発表時の対応

東海地震注意情報を受理した場合、直ちに社内関係部所に連絡するとともに、臨時体制を設置しその対応に当たる。

##### 2. 警戒体制の発令および解除

- (1) 警戒宣言の発令の情報受理後、社長は直ちに警戒体制を発令する。
- (2) 警戒体制が発令された場合は、直ちに地震災害警戒本部（以下「警戒本部」という。）および地震災害警戒支部（以下「警戒支部」という。）を設置する。
- (3) 警戒本部長は当該地震災害に関する警戒解除宣言が発せられた場合には、警戒体制を解除する。
- (4) 警戒体制の発令および解除の伝達経路は、別表－1の通りとする。

##### 3. 権限の行使

第2編第1章第2節第2項に準ずる。

##### 4. 動員

第2編第1章第2節第3項に準ずる。

##### 5. 指令伝達および情報連絡の経路

指令伝達および情報連絡の経路は、別表－1の通りとする。

#### 第3節 社外機関との協調

第2編第1章第3節に準ずる。

## 第2章 災害予防に関する事項

### 第1節 防災教育

第2編第2章第1節に準ずる。

### 第2節 防災訓練

第2編第2章第2節に準ずる。

### 第3節 地震防災広報

第2編第2章第6節第2項に準ずる。

## 第3章 地震防災応急対策に係る措置に関する事項

### 第1節 ガス工作物等の巡視・点検および検査

警戒宣言が発せられた場合、地震防災上巡視・点検および検査が必要なガス工作物等については、あらかじめ定める巡視・点検および検査要領に従い巡視点検および検査を行う。

### 第2節 工事等の中断

警戒宣言が発せられた場合、工事中または作業中のガス工作物等については状況に応じ応急的保安措置を実施の上、工事または作業を中断する。

### 第3節 対策要員の確保

第2編第3章第4節に準ずる。

### 第4節 災害対策用資機材等の確保および整備

第2編第2章第5節に準ずる。

### 第5節 避難等の要請

警戒宣言が発せられた場合、本社および事業所等の従業員、見学者、訪問者等に対しては警戒宣言が発せられた旨を伝達し、避難、帰宅等を要請する。

### 第6節 安全広報

お客さまに対し、不使用中のガス栓が閉止されていることの確認、地震が発生したときにおける使用中のガス栓の即時閉止等を要請する。また、テレビ、ラジオ等の報道機関に対して前述の広報内容を報道するよう要請する。さらに地方自治体とも必要に応じて連携を図る。

## 第5編 南海トラフ地震防災対策推進計画

## 第1章 地震防災上緊急に整備すべき施設に関する事項

### 第1節 地震対策

第2編第2章第4節に準ずる。

### 第2節 津波浸水対策

津波浸水による被害が想定されている設備に関しては、その重要度に応じて必要な対策を講ずる。

## 第2章 津波からの防護および円滑な避難の確保に関する事項

### 第1節 津波に関する情報の伝達第2編第3章第1節に準ずる。

### 第2節 避難対策

第3編第3章第5節に準ずる。

### 第3節 安全広報

第3編第3章第6節に準ずる。

### 第4節 工事等の中断

第3編第3章第2節に準ずる。

## 第3章 関係者との連携協力の確保に関する事項

### 第1節 防災体制

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合に対処するための非常体制として、警戒体制をとる。また南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合は、臨時体制をとる。

### 第2節 対策組織の運営

#### 1. 南海トラフ地震臨時情報（調査中）発表時の対応

南海トラフ地震臨時情報（調査中）を受領した場合、直ちに社内関係部所に連絡するとともに、臨時体制を設置しその対応に当たる。

#### 2. 警戒体制の発令および解除

- (1) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の情報受理後、社長は直ちに警戒体制を発令する。
- (2) 警戒体制が発令された場合は、直ちに地震災害警戒本部（以下「警戒本部」という。）および地震災害警戒支部（以下「警戒支部」という。）を設置する。
- (3) 警戒本部長は警戒体制設置後、体制の継続が必要となる地震が発生しなかった場合、3日程度を目安に非常体制から臨時体制への移行、また1～2週間程度を目安に体制の解除を、それぞれ状況に応じて判断する。
- (4) 警戒態勢の発令及び解除の伝達経路は、別表－1のとおりとする。

### 3. 権限の行使

第2編第1章第2節第2項に準ずる。

### 4. 動員

第2編第1章第2節第3項に準ずる。

### 5. 指令伝達および情報連絡の経路

第3編第1章第2節第5項に準ずる。

第3節 地震発生時の応急対策第2編第3章に準ずる。

第4節 資機材等の配備手配

第2編第2章第5節に準ずる。

第5節 物資の備蓄

第2編第2章第5節に準ずる。

第6節 社外機関との協調

第2編第1章第3節に準ずる。

第7節 帰宅困難者対策

地震発生時においては、当社最大の責務であるガスの保安確保、早期復旧、供給継続が担保できることを前提として、社会からの要請に応える観点から帰宅困難者への対応を行う。

## 第4章 時間差発生等における円滑な避難の確保等に関する事項

第1節 南海トラフ地震臨時情報発表時の防災対応に関する事項

第5編第2章、第5編第3章第1節および第2節に準ずる。

第2節 ガス事業者として留意すべき事項

### 1. ガスを供給し続ける体制

第2編第1章第1節および第2節に準ずる。

### 2. 各設備の安全確保・点検、供給停止措置

第3編第3章第1節、第2節および第5編第2章第4節に準ずる。

第3節 必要な事業を継続するための措置に関する事項第2編第3章第5節に準ずる。

第4節 日頃からの地震への備えの再確認等警戒レベルを上げる措置に関する事項

### 1. 製造・供給の調整

南海トラフ地震臨時情報が発せられた場合、製造・供給に関して必要な調整を行う。

### 2. ガス工作物の巡視・点検および検査第3編第3章第1節に準ずる。

### 3. 工事等の中断

第3編第3章第2節および第5編第2章第4節に準ずる。

### 4. 対策要員の確保

第2編第3章第4節に準ずる。

### 5. 災害対策用資機材等の確保および整備第2編第3章第5節に準ずる。

### 6. 安全広報

第3編第3章第6節に準ずる。

### 7. 避難等の要請

第3編第3章第5節に準ずる。

第5節 施設および設備の点検に関する事項第3編第3章第1節に準ずる。

第6節 従業員等の安全確保に関する事項

### 1. 避難対策

第3編第3章第5節に準ずる。

### 2. 工事等の中断

第3編第3章第2節および第5編第2章第4節に準ずる。

3. 従業員等が確認すべき事項

地震発生時は、「人命の確保」を最優先する。まずは身の安全を図り、家族、社員・グループ会社・協力会社・お客さま等の安全確保や負傷者の救護に努めた上で、地震対応活動を実施する。

なお、自宅等から出勤先に徒歩等で移動する場合、火災・津波・高潮等の影響を受けないルートを選択する、地割れや陥没した場所を避ける、落下物に注意する、警察・消防等からの指示に従うなど、安全に充分注意しながら移動するよう社員に指令する。

第7節 地震に備えて普段以上に警戒する措置に関する事項

1. 体制の発令

第5編第3章第2節第1項および第2項に準ずる。

2. 地震防災応急対策

第3編第3章に準ずる。

第8節 地域への貢献に関する事項

第5編第3章第7節に準ずる。

第9節 情報の伝達に関する事項

第2編第3章第1節および第3節に準ずる。

第10節 防災対応実施要員の確保第2編第3章第4節に準ずる。

第5章 防災訓練に関する事項

第2編第2章第2節に準ずる。

第6章 地震防災上必要な教育に関する事項

第2編第2章第1節に準ずる。

第6編 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画

第1章 地震防災上緊急に整備すべき施設に関する事項

第1節 地震対策

第2編第2章第4節に準ずる。

第2節 津波浸水対策

津波浸水による被害が想定されている設備に関しては、その重要度に応じて必要な対策を講ずる。

第2章 津波からの防護および円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項

第1節 津波に関する情報の伝達

第2編第3章第1節に準ずる。

第2節 避難対策

第3編第3章第5節に準ずる。

第3節 安全広報

第3編第3章第6節に準ずる。

第4節 工事等の中断

第3編第3章第2節に準ずる。

第3章 関係者との連携協力の確保に関する事項

第1節 防災体制

北海道・三陸沖後発地震注意情報が発表された場合に対処するための非常体制として、警戒体制をとる。

第2節 対策組織の運営

1. 北海道・三陸沖後発地震注意情報発表時の対応

北海道・三陸沖後発地震注意情報を受理した場合、直ちに社内関係部所に連絡するとともに、警戒体制を設置しその対応に当たる。

2. 警戒体制の発令および解除

(1) 北海道・三陸沖後発地震注意情報の情報受理後、社長は直ちに警戒体制を発令する。

(2) 警戒体制が発令された場合は、直ちに地震災害警戒本部（以下「警戒本部」という。）および地震災害警戒支部（以下「警戒支部」という。）を設置する。

(3) 警戒本部長は警戒体制設置後、体制の継続が必要となる地震が発生しなかった場合、3 日程度を目安に非常体制から臨時体制への移行、また 1 週間程度を目安に体制の解除を、それぞれ状況に応じて判断する。

(4) 警戒体制の発令および解除の伝達経路は、別表－1 の通りとする。

3. 権限の行使

第 2 編第 1 章第 2 節第 2 項に準ずる。

4. 動 員

第 2 編第 1 章第 2 節第 3 項に準ずる。

5. 指令伝達および情報連絡の経路

第 3 編第 1 章第 2 節第 5 項に準ずる。

第 3 節 地震発生時の応急対策第 2 編第 3 章に準ずる

第 4 節 資機材等の配備手配

第 2 編第 2 章第 5 節に準ずる。

第 5 節 物資の備蓄

第 2 編第 2 章第 5 節に準ずる。

第 6 節 社外機関との協調

第 2 編第 1 章第 3 節に準ずる。

第 7 節 帰宅困難者対策

地震発生時においては、当社最大の責務であるガスの保安確保、早期復旧、供給継続が担保できることを前提として、社会からの要請に応える観点から帰宅困難者への対応を行う。

第 4 章 後発地震への注意を促す情報が発信された場合にとるべき防災対応に関する事項

第 1 節 北海道・三陸沖後発地震注意情報の防災対応に関する事項

第 5 編第 2 章、第 5 編第 3 章第 1 節および第 2 節に準ずる。

第 2 節 ガス事業者として留意すべき事項

1. ガスを供給し続ける体制

第 2 編第 1 章第 1 節および第 2 節に準ずる。

2. 各設備の安全確保・点検、供給停止措置

第 3 編第 3 章第 1 節、第 2 節および第 5 編第 2 章第 4 節に準ずる。

第 3 節 必要な事業を継続するための措置に関する事項第 2 編第 3 章第 5 節に準ずる。

第 4 節 日頃からの地震への備えの再確認等警戒レベルを上げる措置に関する事項

1. 製造・供給の調整

北海道・三陸沖後発地震注意情報が発せられた場合、製造・供給に関して必要な調整を行う。

2. ガス工作物の巡視・点検および検査第 3 編第 3 章第 1 節に準ずる。

3. 工事等の中断

第 3 編第 3 章第 2 節および第 5 編第 2 章第 4 節に準ずる。

4. 対策要員の確保

第 2 編第 3 章第 4 節に準ずる。

5. 災害対策用資機材等の確保および整備第 2 編第 3 章第 5 節に準ずる。

6. 安全広報

第 3 編第 3 章第 6 節に準ずる。

7. 避難等の要請

第 3 編第 3 章第 5 節に準ずる。

第 5 節 施設および設備の点検に関する事項第 3 編第 3 章第 1 節に準ずる。

第 6 節 従業員等の安全確保に関する事項

1. 避難対策

第 3 編第 3 章第 5 節に準ずる。

2. 工事等の中断

第 3 編第 3 章第 2 節および第 5 編第 2 章第 4 節に準ずる。

3. 従業員等が確認すべき事項

地震発生時は、「人命の確保」を最優先する。まずは身の安全を図り、家族、社員・グループ会社・協力会社・お客さま等の安全確保や負傷者の救護に努めた上で、地震対応活動を実施する。

なお、自宅等から出勤先に徒歩等で移動する場合、火災・津波・高潮等の影響を受けないルー

## VI資料編

### 【資料 98】 防災業務計画（東京ガスグループ）

トを選択する、地割れや陥没した場所を避ける、落下物に注意する、警察・消防等からの指示に従うなど、安全に充分注意しながら移動するよう社員に指令する。

#### 第 7 節 地震に備えて普段以上に警戒する措置に関する事項

##### 1. 体制の発令

第 5 編第 3 章第 2 節第 1 項および第 2 項に準ずる。

##### 2. 地震防災応急対策

第 3 編第 3 章に準ずる。

#### 第 8 節 地域への貢献に関する事項第 5 編第 3 章第 7 節に準ずる。

#### 第 9 節 情報の伝達に関する事項

第 2 編第 3 章第 1 節および第 3 節に準ずる。

#### 第 10 節 防災対応実施要員の確保第 2 編第 3 章第 4 節に準ずる。

### 第 5 章 防災訓練に関する事項

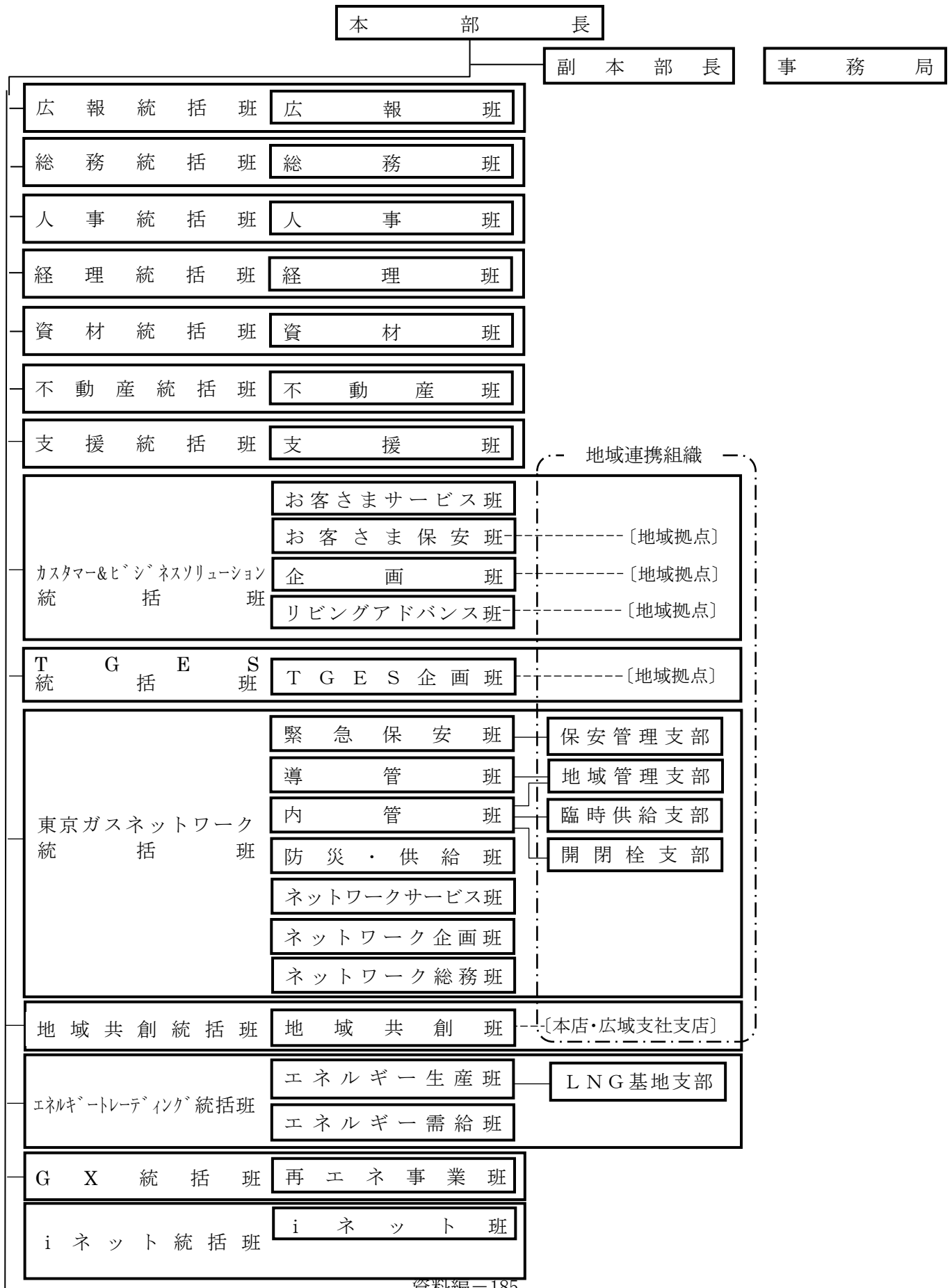
第 2 編第 2 章第 2 節に準ずる。

### 第 6 章 地震防災上必要な教育及び広報に関する事項

第 2 編第 2 章第 1 節に準ずる。

以 上

# 非常事態対策本部の組織



シ ス テ ム 班

統括班を担当しない執行役、役付執行役員



## 非常体制時の本部および支部の分担業務（標準）

〔本部〕

| 班名                   |            | 主な業務                                                                                                                                                                                                                                |
|----------------------|------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 広報統括班                | 広報班        | 広報資料の作成・周知、外部広報対応、プレス発表場所の設営・運営、支社支店との連携によるマスコミ支局への広報対応、社内の対応記録                                                                                                                                                                     |
| 総務統括班                | 総務班        | 浜松町本社ビルの維持管理、経済産業省・局の対応窓口、日本ガス協会との連携、経営幹部の本社到着迄の移動                                                                                                                                                                                  |
| 人事統括班                | 人事班        | 動員状況の確認、社員勤務状況の管理、全社の安否確認の集計確認依頼、食料・宿泊施設の確保状況確認、移動手段（バス）の確保と緊急通行標証の取得、福利厚生施設の管理・運用、健康管理の実施、疫病対策管理（衛生担当者の取り纏め）、作業服・ヘルメット等の調達・配布支援                                                                                                    |
| 経理統括班                | 経理班        | 会計処理の対応、金融機関等との連携、必要な現金調達                                                                                                                                                                                                           |
| 資材統括班                | 資材班        | 復旧用資機材の調達計画、備蓄倉庫内の資機材の在庫管理及びローテーションの実施、移動手段（レンタカー）の確保、取引企業との連絡窓口                                                                                                                                                                    |
| 不動産統括班               | 不動産班       | 建物等施設・設備の被害状況確認・緊急時対応・維持管理（東京ガス不動産管理建物のみ）、代替拠点の検討支援、前進基地確保のための折衝及び手続き支援                                                                                                                                                             |
| 支援統括班                | 支援班        | 他班のサポート、応援                                                                                                                                                                                                                          |
| カスタマー&ビジネスソリューション統括班 | 企画班        | カスタマー&ビジネスソリューション統括班の防災事務局、労務管理・総務、動員・安否状況の把握、電話対応要員の各班への要請、お客さまCへ出動する電話対応要員の移動計画作成・取纏め、機器修理対応支援（機器部品の物流確保含む）<br>LNGローリー輸送の状況確認、NGVスタンドの被災状況確認、TGネットワーク統括班と連携した需要家支援（臨時供給・復旧支援）、需要家支援に必要な要員受入（TGES企画班）、業務用・産業用需要家の被災・供給状況の把握、小売導管対応 |
|                      | お客さまサービス班  | 電力小売・他ガス事業者供給区域ガス小売の入電対応、電話対応要員の受け入れ対応、送配電事業等の対応、通電手続業務、ガス漏れ・マイコン入電対応支援                                                                                                                                                             |
|                      | お客さま保安班    | マイコン対応・復旧開閉栓対応支援（内管班と連携したマイコン・復旧開閉栓要員の移動計画・配置調整・取り纏め）<br>ライフバル・エネスタ・エネフィットと連携した対応（協力要請、動員要請、労務管理・費用精算、安否・建屋被害等の状況確認、情報伝達・集約管理）                                                                                                      |
|                      | リビングアドバンス班 | HEATS・地点熱等修繕対応準備                                                                                                                                                                                                                    |
| TGES統括班              | TGES企画班    | TGES地冷物件の被災・供給状況の把握、ES監視の強化、C&BSカンパニー企画部が担当する需要家の被災・供給状況の把握のための要員派遣                                                                                                                                                                 |
| TGネットワーク統括班          | 緊急保安班      | ガス漏洩対応、第0次体制時のマイコン対応                                                                                                                                                                                                                |
|                      | 導管班        | 被害情報の調査・収集、地域管理支部導管隊の対応支援・応援計画作成（首都中枢エリア対応を含む）、復旧計画作成、緊急保安班と連携した現地復旧本部への人員拠出調整、特殊工法準備、JGA応援隊への教育準備                                                                                                                                  |
|                      | 内管班        | 被害情報の調査・収集、地域管理支部設備保安隊の対応支援、内管修繕計画の作成・実施、臨時供給支部の対応支援、開閉栓支部の対応支援                                                                                                                                                                     |
|                      | 防災・供給班     | 地震災害時等のK・Lブロック供給停止対応、製造供給計画の見直し・指示、供給操作設備・保安用通信設備の点検・維持管理、国・自治体（内閣府・都）の対策本部対応、連結先のガス導管事業者との連絡・対応窓口                                                                                                                                  |
|                      | NWサービス班    | ガス漏れ・マイコン入電対応、電話対応要員の受け入れ対応、託送料金対応、託送供給依頼者・連結先事業者からの問い合わせ対応                                                                                                                                                                         |
|                      | NW総務班      | TGネットワーク統括班の労務管理・総務及び動員・安否状況の把握、JGA応援隊の移動計画取纏め（修繕隊の移動計画作成含む）、人事班と連携した食料・宿泊施設の確保支援、前進基地及び資機材ヤードの整備・確保（IT含む）、iネット統括班と連携したOA機器等の手配・設営支援、広報班と連携した広報対応                                                                                   |
|                      | NW企画班      | TGグループ以外の小売事業者との連携、地域共創班と連携した地域行政対応、ガス安全室窓口、日本ガス協会等との連携                                                                                                                                                                             |
| 地域共創統括班              | 地域共創班      | 広報班と連携した支社支店の地域行政対応・広報対応・マスコミ支局対応支援、関係都市ガス子会社窓口、卸先ガス事業者との連絡窓口                                                                                                                                                                       |
| エネルギートレーディング統括班      | エネルギー生産班   | 製造設備に関わる被害情報収集・対応支援、各LNG基地の製造計画見直し、関係事業者との連絡窓口                                                                                                                                                                                      |
|                      | エネルギー需給班   | 原料調達計画の調整・実施、電力広域的運営推進機関等の外部機関対応、関係事業者との連絡窓口                                                                                                                                                                                        |
| GX統括班                | 再エネ事業班     | 建設中および完工後の再エネ発電所との連絡体制の確立、研究設備・水素ST予防措                                                                                                                                                                                              |

VI資料編

【資料 98】 防災業務計画（東京ガスグループ）

|         |       |                                           |
|---------|-------|-------------------------------------------|
| iネット統括班 | iネット班 | iネット統括班の防災事務局・各班との連携窓口、労務管理・総務、動員・安否状況の把握 |
|         | システム班 | 通信設備・システムの稼動確保                            |

〔 支部 〕

| 支 部                                       | 主な業務                                                                                                                                                                                                           |
|-------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 保安管理支部※1<br>※1保安管理支部広域管理隊は、地域管理支部の業務も実施する | ガス漏洩対応、ガバナ閉巡回（供給停止対応）、必要最低限のガバナ開巡回（供給支障回避）、供給継続Lブロック内における独立したネットワークの現地D復旧、マイコンメーター復旧及び支援、被害情報の調査・収集・対応、地震災害時等のLブロック供給停止判断支援、ESV対応（優先支援需要家に限る）、支部間の要員調整、他支部との地域連携、支社支店と連携した地域行政対応                               |
| 地域管理支部                                    | 施設点検（緊急・計画点検）、工事現場の点検（覆工・露出自社工事現場、大規模多工事現場）、工事の一時中止連絡、供給停止Lブロック内の現地D復旧、供給停止C復旧ブロックの保圧、ESV 対応、供給継続地区の本支管・内管本修理、復旧計画作成、首都中枢エリアの復旧（南部・中央地区）、TG グループ以外の小売事業者と連携・協力したマイコンメーター対応、開閉栓対応、需要家遮断バルブ対応、他支部との連携、ライフバル等との連携 |
| 臨時供給支部                                    | 供給停止地区における優先支援需要家への臨時供給対応                                                                                                                                                                                      |
| 開閉栓支部                                     | 供給停止地区における復旧開閉栓対応                                                                                                                                                                                              |
| LNG基地支部                                   | LNG基地設備の点検・維持管理、被害情報の収集・対応、ガスの製造調整等                                                                                                                                                                            |

外部関係機関との連携

